

平成27年度

包括外部監査結果報告書

「補助金等に関する事務の執行について」

平成28年3月

和歌山県包括外部監査人

公認会計士 大川幸一

目次

第1 包括外部監査の概要	1
【1】外部監査の種類.....	1
【2】選定した特定の事件（テーマ）	1
【3】特定の事件（テーマ）を選定した理由	1
【4】包括外部監査対象期間.....	1
【5】外部監査の方法.....	1
1. 監査の要点及び視点	1
2. 主な監査手続	2
【6】外部監査の実施時期	2
【7】外部監査人補助者の資格と名称.....	2
【8】利害関係.....	2
第2 県の補助金等の概要	3
【1】補助金等の内容.....	3
【2】県が執行する補助金等の概要.....	3
【3】補助金等の管理規定の概要	5
【4】県のモニタリングの体制	6
【5】監査対象とした補助金等について	7
第3 監査の結果及び意見の総括	11
【1】複数の補助金で発見された結果及び意見	11
【2】各補助金に対する結果及び意見の総括	14
1. 事業計画書について	14
2. 計画に対する実績の進捗管理について	14
3. 補助対象経費について.....	15
4. 実績報告書について	16
5. その他.....	17
第4 各補助金に対する結果及び意見.....	23
【1・2】紀の国わかやま国体・紀の国わかやま大会実行委員会補助金	23
【3】第70回国民体育大会競技別リハーサル大会補助金	25
【4・5・6】トップアスリート育成事業補助金.....	28
【7】日本私立学校振興・共済事業団補助金	31
【8】私立学校教職員退職金社団補助金	33
【9】税込確保推進支援補助金.....	36
【10】わかやま防災力パワーアップ補助金	39
【11】和歌山社会経済研究所調査研究事業補助金.....	41

【12】文化・スポーツ振興助成事業補助金	45
【13】地域・ひと・まちづくり補助金.....	48
【14】過疎集落再生・活性化支援事業補助金.....	51
【15】和歌山県地域公共交通確保維持事業費補助金.....	54
【16】和歌山県運輸振興助成補助金	56
【17】公益財団法人和歌山県人権啓発センター運営事業補助金.....	57
【18】和歌山県青少年育成事業補助金.....	61
【19】公益社団法人和歌山県青少年育成協会補助金.....	64
【20】県社会福祉協議会運営事業補助金	66
【21】軽費老人ホーム運営補助金.....	69
【22】和歌山県いきいき長寿社会センター運営事業補助金.....	71
【23】和歌山県重度心身障害児（者）医療費補助金.....	74
【24】救命救急センター運営費補助金.....	76
【25】看護師等養成所運営事業補助金.....	78
【26】看護師等養成所運営事業補助金.....	80
【27】和歌山県立医科大学施設等整備費補助金	82
【28】和歌山県がん検診推進支援事業費補助金	83
【29】小規模事業経営支援事業費補助金	86
【30】組織化指導費補助金.....	88
【31】わかやま企業成長戦略推進事業費補助金	92
【32】和歌山県産業支援事業費補助金.....	95
【33】和歌山産品販促支援事業費補助金	98
【34】わかやま地場産業ブランド力強化支援事業費補助金.....	101
【35】知的財産戦略事業費補助金.....	104
【36】未来企業育成事業費補助金.....	106
【37】先駆の産業技術研究開発支援補助金	109
【38】雇用奨励金	112
【39】立地奨励金	114
【40】公益社団法人和歌山県観光連盟事業補助金	116
【41】観光振興事業補助金.....	118
【42】観光振興事業補助金（和歌山県観光産業ネットワーク促進事業）	120
【43】観光振興事業補助金（コンベンション誘致推進事業）	122
【44】観光施設整備補助金.....	124
【45】小規模土地改良事業等補助金	126
【46】野菜花き産地総合支援事業補助金.....	129
【47】和歌山版農地活用総合支援事業費補助金	133

【48】 林業担い手社会保障制度等充実対策事業補助金	135
【49】 低コスト林業基盤整備サポート事業補助金	138
【50】 紀の国森づくり基金活用事業補助金	140
【51】 漁家経営改善対策事業補助金	142
【52】 和歌山県市町村道路事業県費補助金	144
【53】 公益社団法人和歌山県体育協会補助金.....	147
【54】 和歌山県体育・スポーツ振興事業補助金（平成 27 年度全国高等学校総合体育大会開催準備事業）	151
【55】 和歌山県体育・スポーツ振興事業補助金（全国高校総体ヨット競技固定開催推進事業）	153

第1 包括外部監査の概要

【1】外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

【2】選定した特定の事件（テーマ）

補助金等に関する事務の執行について

【3】特定の事件（テーマ）を選定した理由

県では、持続可能な財政構造への転換を図るため、「新行財政改革推進プラン～持続可能な県政へ～」（平成20年3月）に基づき、「新行財政改革推進プランの実施方針について」（平成21年2月）を策定し、事務事業の見直しの中で補助金の見直し（廃止・終期設定・制度見直し・縮減等）に係る実施方針が示された。さらに、平成24年3月に「新行財政改革推進プラン（改定版）～持続可能な県政へ～」を策定し、平成28年度までを見据えた行財政改革推進の一環として、事務事業の一層の見直しに取り組んでいる。

このように、県ではここ数年、事務事業の見直しを全庁あげて強力に進めているが、そのような状況下においては、補助金等（補助金、負担金、利子補給金、その他相当の反対給付を受けない給付金）の交付の必要性、公益性や経済性等が一層求められる。

包括外部監査において、総合的・全体的な視点から、これまでの県の上記の取組が十分に効果を発揮できているか、また、補助金等の交付手続の合規性、補助事業の公益性や3E（経済性、効率性、有効性）について検証する意義は大きいと判断し、特定の事件として選定した。

【4】包括外部監査対象期間

平成26年度（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

ただし、必要に応じて過年度及び平成27年度の一部についても監査対象とした。

【5】外部監査の方法

1. 監査の要点及び視点

（1）県全体としての補助金等の見直しの状況について

▶新行財政改革推進プランを踏まえた事務事業の見直しの中で、個別の補助金等の交付に対する効果測定結果が、県全体としての事務事業及び補助金等の見直しに活かされているか。

（2）個別の補助金等の交付について

▶個別の補助金等の交付に関する事務の執行は、法令、条例、規則等に準拠してい

るか（合規性）。

- ▶個別の補助金等の交付に関する事務の執行は、公益性や 3E（経済性、効率性、有効性）が確保されているか。
- ▶個別の補助金等の交付に対する実績報告が適切に行われているか。
- ▶個別の補助金等の交付に対する効果が適切に測定・把握され、評価されているか。

2. 主な監査手続

- 関連する法令・条例・規則等の閲覧
- 新行財政改革推進プランのうち補助金に係る部分の進捗状況に関する資料閲覧、担当者への質問
- 各補助金の概要理解を目的とする所管課へのアンケート調査
- 各補助金についてのヒアリング及び関連書類の閲覧、担当者への質問
- その他、監査の実施過程で必要と認められた監査手続

【6】外部監査の実施時期

平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 9 日まで

【7】外部監査人補助者の資格と名称

公認会計士	牧野康幸
公認会計士	江川清俊
公認会計士	辻井芳樹
公認会計士	東條晋太郎
公認会計士	長谷川くにこ
会計士試験合格者	柳川英紀
会計士試験合格者	成山哲平
会計士試験合格者	孝橋美鈴

【8】利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 に規定する利害関係はない。

なお、本報告書に記載した数値については、基本的には表示単位未満を切り捨てているが、入手した資料によっては四捨五入しているものをそのまま表記しているものもある。

第2 県の補助金等の概要

【1】補助金等の内容

(1) 意義

地方自治法第232条の2において、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」とされている。すなわち、補助金等とは、事業や研究の育成等、公益上必要があると認めた場合に、反対給付を求めることなく交付する金銭的給付である。また、国の補助金等の手続については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）（以下、「適化法」という。）によって処理が行われており、地方公共団体においても、適化法に準じた各地方公共団体の規則・要綱などにより、補助金等の支出を行っている。

(2) 補助金等の定義

補助金等とは、県が県以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

- ① 補助金
- ② 負担金(相当の反対給付を受けないものをいう。)
- ③ 利子補給金
- ④ その他相当の反対給付を受けない給付金

(和歌山県補助金等交付規則第2条)

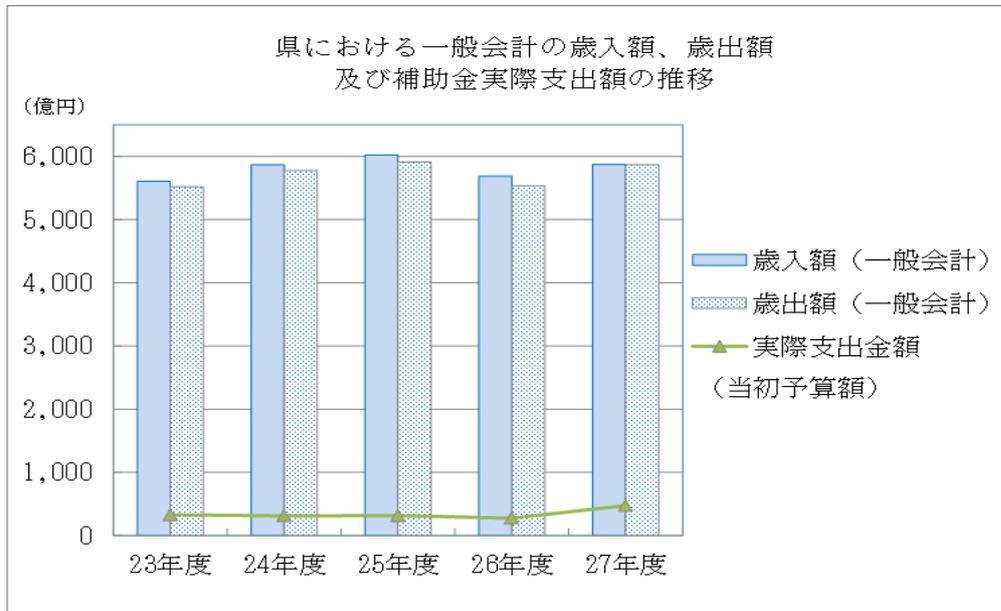
なお、「地方公共団体歳入歳出科目解説」（月刊地方財務 編集局 編）によると補助金等の詳細は以下のように区分されている。

補助金	補助事業者等が行う事務事業に対してこれを助成し、又は奨励するため財政的援助として交付する経費である。
負担金	補助事業者等が行う事務事業について県側にも一定の義務または責任があるので、その程度に応じて補助事業者等に対して交付する経費である。規則上は負担金の名称が用いられているもののうち県に相当の反対給付がないものをいう。
利子補給金	資金の融通を行うものに対して、当該資金の融通を受けて行う事務事業の助成等のため、当該資金にかかる利息の全部又は一部に相当する額を交付する経費である。

【2】県が執行する補助金等の概要

(1) 補助金等の推移

直近5年間の県における補助金（特別会計を除いた一般会計）の実際支出金額等の状況（平成27年度は当初予算額）は以下の通りである。



※補助金実際支出金額には明許繰越、事故繰越分を含んでいる。

（出所：県からの入手資料を監査人加工）

直近5年間の歳入額（一般会計）及び歳出額（一般会計）は、5,606億円から6,023億円で推移している。補助金実際支出金額については277億円から329億円で推移しており、平成27年度当初予算額は475億円となっている。

（2）県における補助金等に関する見直しの取組状況

① 新行財政改革推進プランの策定

県では、平成17年度に「行財政改革推進プラン」を策定し、職員定数の適正化や財政の健全化に取り組んできた。また、平成20年3月に「新行財政改革推進プラン」を、平成21年2月には「新行財政改革推進プランの実施方針について」を策定し、人件費総額の削減や、事務事業の見直し、公の施設や外郭団体及び補助金の見直し等による財政の健全化に取り組み、一定の成果を果たしているところである。

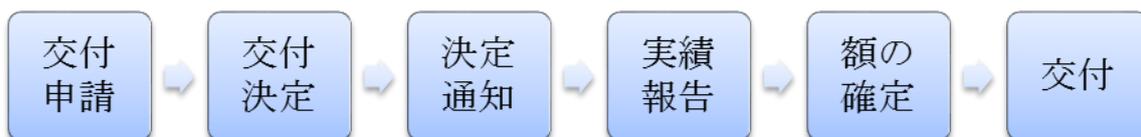
一方、紀伊半島大水害からの復興や防災対策など、新たな行政需要が生じ、今後さらにマンパワーが必要となっている。これまで着実に改善されてきた財政状況を悪化させてはならないため、これらのバランスをとりながら、県政を進めることが必要である。

そこで、引き続き行財政改革に取り組むものとして、これまでの行財政改革への取組の進捗等を踏まえ、「新行財政改革推進プラン（改定版）」を平成24年3月に策定している。これまでの行財政改革の実績を評価するとともに、新たな課題等を抽出し、

平成 28 年度までの見通しと今後の改革プランを策定した上で、今まきに行財政改革を実施しているところである。

【3】補助金等の管理規定の概要

県では、補助金等の交付に関し、「和歌山県補助金等交付規則」を定めている。当該規定によると、補助金等の事務手続の流れは以下の通りである。



① 補助金等の交付の申請

補助金等の交付の申請をしようとする者は、補助金等交付申請書（別記第 1 号様式）に補助事業等に関する事業計画書、収支予算書その他知事が必要と認める書類を添え、知事に対し提出しなければならない。

（和歌山県補助金等交付規則第 4 条）

② 補助金等の交付の決定

知事は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金等の交付の決定をするものとする。

（和歌山県補助金等交付規則第 5 条）

③ 決定の通知

知事は、補助金等の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。

（和歌山県補助金等交付規則第 7 条）

④ 実績報告

補助事業者等は、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書（別記第 2 号様式）に知事が別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

（和歌山県補助金等交付規則第 13 条）

⑤ 補助金等の額の確定

知事は、同交付規則第 13 条の規定による報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じた現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助事業者等に通知するものとする。

(和歌山県補助金等交付規則第 14 条)

⑥ 補助金等の交付

第 14 条の規定による通知を受けた補助事業者等は、補助金等の交付を受けようとするときは、補助金等交付請求書(別記第 3 号様式)を知事に提出しなければならない。

知事は、補助金等の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払又は前金払により補助金等を交付することができる。

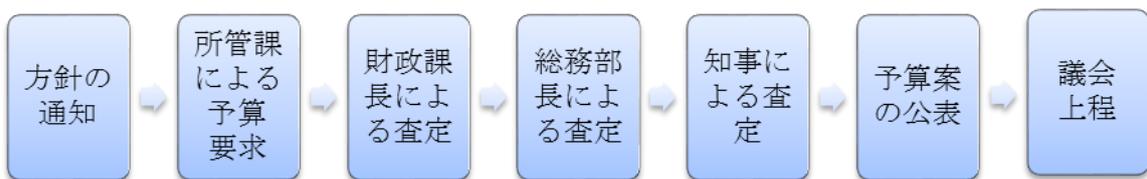
(和歌山県補助金等交付規則第 16 条)

【4】 県のモニタリングの体制

(1) 予算編成時の査定について

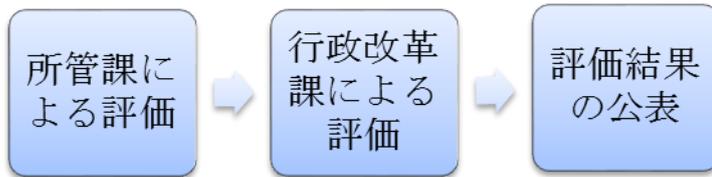
県では、毎年、「元気な和歌山」の実現に向けて「新政策と予算編成の方針」と題して、新政策の基本的な方針及び新年度の予算編成方針を公表している。

この予算編成方針に従い、各所管課は予算要求書を作成し、財政担当者によるヒアリング及び財政課長査定、総務部長査定、知事査定を経て、予算案が公表され、最終的に議会で承認される。



(2) 事務事業評価による評価及び次年度以降に向けた見直しの実施について

県の行政活動の成果を個々の事業レベルで客観的な指標を用いて検証、評価することにより評価結果を PLAN (計画) - DO (実施) - CHECK (評価) - ACTION (改善) の管理サイクルに組み込み、施策、政策と個別事業との連動の徹底と事業目的の明確化を図り、事業改善の意識を持ってその見直しにつなげることを目的として、各事業の所管課は事務事業評価を作成している。



各所管課で作成された事務事業評価調書は行政改革課で取りまとめられ、各々の事業の実施状況进行评估し、次年度以降に向けた見直しについて評価を行った上で、その結果をHPで公表している。

【5】監査対象とした補助金等について

今回の監査では、県としての新行財政改革推進プランの取組状況に対する成果に着目すべく、県単独の補助金を監査対象とした。県単独の補助金を監査対象としたのは、県独自で予算措置されるものであり、県の裁量の余地が大きいと考えられるためである。

県が公表している「平成26年度当初予算補助金一覧表」を基礎に、交付実績額の重要度を勘案し、県単独の補助金交付実績額が10,000千円以上の95件を抽出し、所管課に事前調査票を配布し回答を求めた。

事前調査票の回答結果から、検討すべき課題等が見込まれるものを中心に下記の55件の補助金を抽出し監査対象とした。

なお、事前調査票の回答結果は、各補助金の説明資料として掲載している。

(単位：千円)

整理番号	部局名	課室名	補助金名	平成26年 交付実績額
1	知事直轄 国体推進 局	総務企画課	紀の国わかやま国体・紀の国わかやま大会 実行委員会補助金(第15回全国障害者ス ポーツ大会の開催準備)	142,017
2			紀の国わかやま国体・紀の国わかやま大会 実行委員会補助金(第70回国民体育大会の 開催準備)	470,980
3			第70回国民体育大会競技別リハーサル大 会補助金	396,222
4		競技力向上 推進課	トップアスリート育成補助金(成年・少年 強化事業)	306,971
5			トップアスリート育成補助金(きのくにジ ュニアトレーニングセンター事業)	156,464
6			トップアスリート育成補助金(トップレベ	13,000

整理 番号	部局名	課室名	補助金名	平成 26 年 交付実績額
			ル・スポーツクラブ活性化支援事業)	
7	総務部	総務学事課	日本私立学校振興・共済事業団補助金	11,768
8			私立学校教職員退職金社団補助金	35,081
9		市町村課	税込確保推進支援補助金	17,500
10		総合防災課	わかやま防災力パワーアップ補助金	118,855
11	企画部	企画総務課	和歌山社会経済研究所調査研究事業補助金	10,200
12		文化国際課	文化・スポーツ振興助成事業補助金	18,472
13		地域政策課	地域・ひと・まちづくり補助金	18,694
14		過疎対策課	過疎集落再生・活性化支援事業補助金	12,278
15		総合交通政策課	和歌山県地域公共交通確保維持事業費補助金	116,586
16			和歌山県運輸振興助成補助金	124,155
17		人権施策推進課	公益財団法人和歌山県人権啓発センター運営事業補助金	61,332
18	環境生活 部	青少年・男女	和歌山県青少年育成事業補助金	37,944
19		共同参画課	公益社団法人和歌山県青少年育成協会補助金	30,093
20	福祉保健 部	福祉保健総務課	県社会福祉協議会運営事業補助金	95,003
21		長寿社会課	軽費老人ホーム運営補助金	214,771
22			和歌山県いきいき長寿社会センター運営事業補助金	20,379
23		障害福祉課	和歌山県重度心身障害児(者)医療費補助金	1,135,488
24		医務課	救命救急センター運営費補助金	107,706
25			看護師等養成所運営事業補助金	14,459
26			看護師等養成所運営事業補助金	17,469
27			和歌山県立医科大学施設等整備費補助金	242,418
28		健康推進課	和歌山県がん検診推進支援事業費補助金	35,617
29		商工観光 労働部	商工振興課	小規模事業経営支援事業費補助金
30	組織化指導費補助金			105,185
31	企業振興課		わかやま企業成長戦略推進事業費補助金	48,043

整理 番号	部局名	課室名	補助金名	平成 26 年 交付実績額
32			和歌山県産業支援事業費補助金	134,236
33			和歌山産品販促支援事業費補助金	38,636
34			わかやま地場産業ブランド力強化支援事業費補助金	81,084
35			産業技術政策課	知的財産戦略事業費補助金
36		未来企業育成事業費補助金		19,441
37		先駆的産業技術研究開発支援補助金		92,596
38		企業立地課	雇用奨励金	41,200
39			立地奨励金	681,235
40		観光振興課	公益社団法人和歌山県観光連盟事業補助金	53,356
41			観光振興事業補助金	17,585
42			観光振興事業補助金(和歌山県観光産業ネットワーク促進事業)	13,450
43			観光振興事業補助金(コンベンション誘致推進事業)	14,165
44		観光交流課	観光施設整備補助金	669,452
45		農林水産部	農業農村整備課	小規模土地改良事業等補助金
46	果樹園芸課		野菜花き産地総合支援事業補助金	169,289
47	経営支援課		和歌山版農地活用総合支援事業費補助金	15,168
48	林業振興課		林業担い手社会保障制度等充実対策事業補助金	18,192
49			低コスト林業基盤整備サポート事業補助金	59,797
50	森林整備課		紀の国森づくり基金活用事業補助金	275,839
51	水産振興課		漁家経営改善対策事業補助金	10,363
52	県土整備部	道路保全課	和歌山県市町村道路事業県費補助金	95,970
53	教育委員会	スポーツ課	公益社団法人和歌山県体育協会補助金	90,341
54		高校総体推進課	和歌山県体育・スポーツ振興事業補助金(平成27年度全国高校等学校総合体育大会開催準備事業)	70,394

整理 番号	部局名	課室名	補助金名	平成 26 年 交付実績額
55			和歌山県体育・スポーツ振興事業補助金 (全国高校総体ヨット競技固定開催推進 事業)	12,982

第3 監査の結果及び意見の総括

【1】複数の補助金で発見された結果及び意見

(1) 具体的な成果指標を設定し補助金の有効性・必要性を検証すべき（意見）

補助金の目的達成度や効果を測定するためには、具体的な成果指標を設定することが必要であり、当該設定により補助金の有効性・必要性の検証が可能となるが、現状では具体的な成果指標が設定されていない補助金が多く見受けられた。

成果指標を設定しなければ補助金の目的達成度や効果の測定が不明確となる。各補助金の目的に照らして具体的な成果指標を設定するとともに、事務事業評価調書等で補助金の有効性・必要性を検証すべきである。

(第4のNo. 7、8、11、12、13、14、18、19、21、23、25、31、34、35、41、42、43、45、49及び52参照)

(2) 実効性のある事務事業評価を行うべき（意見）

各所管課において毎年7月頃に補助金を含む事務事業の評価を行い、当該評価結果調書を行政改革課に提出している。当該事務事業評価調書について平成24年度分～平成26年度分を閲覧したところ、当該3年度分（一部の補助事業においては平成25年度分と平成26年度分）について事業費等の数値以外の記載箇所（事業目的及び概要・事後評価・次々年度以降に向けた見直し）の記述が全く同じになっている補助金や、具体的な取組内容の記載が不十分である補助金が見受けられた。

事務事業の内容は毎年必ずしも同じではないことに鑑みれば、定性的な記載箇所の記述が複数年にわたり全く同じであることあるいは具体的な取組内容の記載が不十分であることは、当該評価が形骸化していると思わざるを得ない。事業目的の達成度を適切に評価し、課題や見直すべき点を記載することで、実効性のある事務事業評価を行うべきである。

(第4のNo. 11、17、24、32及び33参照)

(3) 交付先の中期経営（運営）計画に対するモニタリングを適切に行い、補助金の効果や必要性の検証を十分に実施すべき（意見）

運営費補助である場合、人件費や事務費など一般管理費的な経費全般が補助対象となり、事業費補助よりも補助金の効果や必要性の検証が曖昧になる傾向がある。よって、交付先の中期経営（運営）計画・年度計画の策定に関する助言・指導による実態把握や、計画に対する進捗状況のモニタリングが一層重要になる。しかし、補助金交付先において中期経営（運営）計画が策定されていない、もしくは策定されていても県によるモニタリングが十分ではなく、当該補助金の効果や必要性の検証が不明確となっているものが見受けられた。

運営費補助である以上、所管課としては単年度のみならず中長期的な観点から事業の有効性・業務の効率性を検討し、交付先の運営に対して適切な助言・指導を行う必要がある。そのためには中期経営（運営）計画が策定されていない団体には策定を指導するとともに、中期経営（運営）計画の進捗状況をモニタリングし、運営費補助の効果や必要性を十分に評価・検証し書面等で適切に文書化するとともに、事務事業評価調書等で評価・検証結果を対外的に公表し県民に広く周知すべきである。なお、可能な限り交付先が自立的に運営できることが望ましく、そのためには所管課が交付先と協力して自助努力の促進や自立的運営のための対応策の検討に取り組むことが必要である。

（第4のNo. 20、22、30 及び 40 参照）

（4）交付先が策定した中期経営（運営）計画に基づき、補助金の交付方針を明確にすべき（意見）

運営費補助の場合、人件費や事務費など管理費を含む経費全般が補助対象となり、事業費補助よりも補助金の効果や必要性の検証が曖昧になる傾向があり、ひいては中長期的な視点での補助金交付方針が不明確となるおそれがある。

このため、所管課は、運営費補助の交付先において県のビジョンに沿った中期経営（運営）計画が策定されることを指導し、中長期的な補助金交付方針を明確にする必要がある。

しかし、所管課は、毎年度実施するモニタリングにより県のビジョンに沿った運営がなされていることを確認しているとのことであつたが、補助金交付先は中期経営（運営）計画を策定しておらず、所管課による中長期的な補助金交付方針は明確になっていないものが見受けられた。

県のビジョンに沿った運営状況を確認しているのみでは、中長期的な視点での検証ができず、毎年同額程度の補助金が漫然と支給されている事態にもなりかねない。

このため、補助金交付先に、県のビジョンに沿った中期経営（運営）計画の策定を指導するとともに、中期経営（運営）計画に基づき今後どのような方針で補助金を交付していくのかを明確にすべきである。

（第4のNo. 17 及び 32 参照）

（5）支出に関する証憑を入手すると共に、必要に応じて現地調査を実施すべき（意見）

年度終了時等において交付先より実績報告書を受領する際には、実績報告書に記載された補助金の使途の正確性・妥当性を確かめるため、支出に関する請求書や領収書等の証憑を確認する必要があると考えられるが、実績報告書について形式面のチェッ

クや前年度実績からの増減状況等を把握するのみで、詳細な支出内容のチェックまでは行われていない所管課があった。

現状は、支出金額の根拠となる請求書、領収書等の証憑を確認しておらず、支出金額の正確性や妥当性の確認が十分に行われていない。実際に関係資料や証憑の閲覧等を実施しなければ正確な実態把握は困難であるため、実績報告書とともに、支出に関する証憑の提出を求めることや、必要に応じて現地調査を実施する等の対応が必要である。

(第4のNo. 20、22、24、28及び47参照)

(6) 現地調査における実施事項及び実施結果を書面等で保管すべき (意見)

交付先より実績報告書を受領した際には、実績報告書の内容の正確性・妥当性等を確かめるため、交付先に出向いて関係資料や証憑の閲覧等の現地調査を実施しているものの、現地調査での実施事項及び実施結果が書面等で保管されていないものがあった。

関係資料や証憑等の閲覧を実施し、実績報告書の正確性や妥当性等を確かめたとしても、現地調査での実施事項及び実施結果を書面等で保管していない場合、何を実施し、その結果がどうであったか事後に確認できないことになる。よって、現地調査で関係資料や証憑等の閲覧を実施する際の実施事項及び実施結果を具体的に書面等で保管すべきである。

(第4のNo. 4・5・6、11、13、14、17、30、31、38、39、40、41、42、43及び55参照)

(7) 補助金に係る消費税等の仕入控除税額の有無を確認すべき (意見)

補助金交付要綱において、「補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、所定の様式により遅滞なく知事に報告しなければならない。」旨が定められているが、所管課では補助事業者から当該報告を受けておらず、消費税等の仕入控除税額の有無を確認していないものがあった。

補助金に係る消費税等の仕入控除税額がある場合、補助事業者は当該仕入控除税額分を負担しないこととなるため、当該部分について県に補助金を返還する必要がある。今回は補助事業者が「公益法人等」に該当し、補助事業者の特定収入割合が5%超であったため、補助金に係る消費税等の仕入控除税額はゼロであり、結果的には補助金の返還は不要であった。しかしながら、補助金に係る消費税等の仕入控除税額の有無の確認は必要であり、確認結果を適切に文書化すべきである。

(第4のNo. 30及び31参照)

【2】各補助金に対する結果及び意見の総括

1. 事業計画書について

補助金が適正に執行されていることを明らかにするためには、事業計画書に事業の実施回数等を具体的に記載し、実績報告書でその実施状況を確認することが重要である。しかし、各事業において取り組むべき課題として以下の事項が発見された。

事業計画書に事業の実施回数や実施時期の記載を求めるべき【意見】	
【19】 公益社団法人和歌山県青少年育成協会補助金	<p>当該補助金を受領するに当たり、公益社団法人和歌山県青少年育成協会は事業終了後に事業の実施回数や時期を記載した実績報告書を受領しているものの、事業計画書には実施する事業についての記載に限られ、事業の実施回数や時期に関する記載が行われていないものが大半である。</p> <p>このような現状では、本補助金で実施すべき全ての事業が計画通りに実施されたかどうか判然とせず、補助金が適正に執行されていることを十分に確認できないおそれがあることから、事業計画書に事業の実施回数や実施時期の記載を求めるべきである。</p>
事業計画書及び実績報告に事業の実施回数や実施時期の記載を求めるべき【意見】	
【53】 公益社団法人和歌山県体育協会補助金	<p>当該補助金を受領するに当たり、公益社団法人和歌山県体育協会（以下、「体育協会」という。）は事業計画書を作成している。事業計画書には体育協会が実施する事業についての記載はあるものの、事業の実施回数や時期に関する記載が行われていないものが大半である。また、体育協会は複数の補助金を受領しているものの、事業計画書の各事業名にはどの補助金で行われる事業であるか示されていない。</p> <p>このような現状では、本補助金で実施すべき全ての事業が当初の計画どおりに実施されたかどうか判然としないことから、補助金が適正に執行されたことを明らかにするため、事業計画書及び実績報告に事業の実施回数や実施時期等の記載を求め、県はその内容を確認すべきである。</p>

2. 計画に対する実績の進捗管理について

補助対象事業に係る計画が策定されている場合、補助金が計画通りに使用されていることを確認するために進捗状況を把握することが重要である。しかし、各事業において取り組むべき課題として以下の事項が発見された。

産地構造計画に対する実績が把握できる様式により実績報告を受け、補助金交付の効果を把握・管理すべき【意見】	
【46】 野菜花き産地総合支援事業補助金	<p>知事の認定を受けた野菜花き産地構造計画（5ヵ年計画）の実績は、計画策定主体である農業協同組合から、目標年度終了後に報告を受けることとなっているが、計画期間途中において進捗状況を把握していないため、野菜花き産地構造計画にそって補助金の効果が適切に表れているかを適時に確認すること</p>

	<p>ができない。</p> <p>このため、計画実施期間中にも進捗状況に関する報告を受け、補助金交付の効果について把握・評価すべきである。</p>
<p>実績報告において事業改善実施事項を記載し、計画（目標）と実績を対比することで、事業改善計画の進捗管理を行うべき【意見】</p>	
<p>【51】 漁家経営改善対策事業補助金</p>	<p>補助金の総額上限額は、交付先の水産業協同組合が作成した事業改善計画に基づき算定されているため、所管課は実績報告の中で計画に対する改善実施状況を確認し、その進捗状況を把握すべきであるが、現状、実績報告の中で改善実施状況を記載していないため、所管課は計画の進捗状況を把握することが困難な状況にある。</p> <p>このため、事業改善計画の実施状況が把握できるように実績報告書への記載を求めるなど、その進捗管理を適切に行うべきである。</p>

3. 補助対象経費について

補助金の補助対象経費の範囲については、補助金交付要綱で明確に定めることが重要である。しかし、各事業において取り組むべき課題として以下の事項が発見された。

<p>補助対象経費に退職給付引当資産の積立額を含む旨を記載することが望ましい【意見】</p>	
<p>【17】 公益財団法人和歌山県人権啓発センター運営事業補助金</p>	<p>本補助金の交付要綱において、補助対象経費とは、「補助対象事業に要する人件費及び事務費」と定められているが、将来における職員の退職金の支払に備えるための退職給付引当資産の積立額は、厳密には費用ではないため、補助対象経費としての人件費に含まれないとも考えられる。退職給付引当資産の積立額を補助対象経費として認めるのであれば、交付要綱における補助対象経費の記載は「補助対象事業に要する人件費（退職給付引当資産の積立額を含む）及び事務費」とすることが望ましい。</p>
<p>補助対象経費の範囲を交付要綱に明確に記載すべき【意見】</p>	
<p>【32】 和歌山県産業支援事業費補助金</p>	<p>公益財団法人わかやま産業振興財団が行う産業支援事業である「専門技術研究会事業」「企業交流促進事業」については、財団の自主財源及び企業負担金にて事業を行っているため、これらの事業費に対して補助金は交付されていない。しかしながら、交付要綱には当該事項が記載されておらず、補助対象経費の範囲が不明確である。</p> <p>交付要綱における補助対象経費の範囲が不明確であると、誤解や拡大解釈等により交付要綱に定める補助対象経費とは異なる経費に対して補助金が交付されるおそれがあるため、補助対象経費の範囲は交付要綱に明確に記載すべきである。</p>

4. 実績報告書について

実績報告書は、補助金交付の適切性や使途が妥当であることを検証できるような内容であること、またその検証結果を適切に保管しておくこと等が重要である。しかし、各事業において取り組むべき課題として以下の事項が発見された。

補助対象事業の事業費総額と、そのうち補助対象となった経費を実績報告書に明示すべき【意見】	
【11】 和歌山社会 経済研究所 調査研究事 業補助金	<p>実績報告書に添付している収支決算書に記載の決算額には、最終予算額と同額が記載されており、予算額以上の支出があったとしても収支決算書では把握できない記載内容になっていた。</p> <p>補助対象事業の事業規模や自己財源の有無が把握できず、補助対象経費の範囲も不明確になるため、補助対象事業の事業費総額と、そのうち補助対象となった経費を実績報告書に明示すべきである。</p>
実績報告書の検証結果を書面等で保管すべき【意見】	
【15】 和歌山県地 域公共交通 確保維持事 業費補助金	<p>補助金交付額の適正性を担保するために、県、国、市町村、住民代表等で構成される協議会において、事業者から提示された収益の根拠資料(乗降調査等)等を閲覧しており、所管課においても根拠資料の正確性を閲覧やヒアリング等で確かめているとのことであるが、当該検証結果が書面等で保管されていない。</p> <p>実績報告書の検証結果を書面等で保管していない場合、何を実施しその結果がどうであったか事後に確認できないことになる。また、実施事項をあらかじめ定めておくことにより、所管課担当者が交代した場合でも、実施手続の漏れや失念を防止する効果が期待できることから、実績報告書の検証手続及び検証結果を具体的に書面等で保管すべきである。</p>
実績報告書において参加人数を報告させるべき【意見】	
【18】 和歌山県青 少年育成事 業補助金	<p>本補助金の交付要綱では各事業における対象団体、組織について、一定人数以上の参加を求めている事業がある。それらについては、実績報告書において適切に参加人数を報告させる必要がある。</p> <p>青少年地域参加促進事業について、活動主体となる青少年組織は15人以上の高校生及びその年代を中心とする青少年を会員として組織されなければならないという要件があるが、実績報告書において参加人数の報告がされておらず、補助対象となる青少年組織であるかどうか判断できない。よって、実績報告書において参加人数の記載を求める、又は参加者の署名等で参加人数を添付する形で報告させるべきである。</p>
補助対象事業に関する決算書の提出を求めるべき【意見】	
【22】 和歌山県い	<p>実績報告書に添付されている決算書には当該補助金の収入及び支出以外の他の受託料収入とこれに関する支出も計上されており、補助対象事業と決算額</p>

きいき長寿社会センター運営事業補助金	<p>の対応が明確にはなっていない状況である。</p> <p>実績報告書に添付される決算書には、法人全体の決算書ではなく、補助対象となっている和歌山県いきいき長寿社会センターの運営に関する収入及び支出のみを計上し、補助対象経費と決算額の対応を明確にすることが必要である。</p>
実績報告書の提出期限の遵守を徹底すべき【結果】	
【53】公益社団法人和歌山県体育協会補助金	<p>本補助金の交付要綱において、「補助事業が完了した場合は、その日から30日以内または翌年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告をしなければならない。」とされている。しかし、平成26年度における当該事業に関する実績報告書の提出日は平成27年4月30日となっており、最終期限である平成27年4月10日の期限を過ぎて提出されている。</p> <p>交付要綱の定めに従い、提出期限を再度周知して、期限通りの書類提出を求めよう徹底すべきである。</p>

5. その他

その他、各事業において取り組むべき課題として以下の事項が発見された。

補助金交付額の正確性を検証するとともに、検証結果を書面等で残すべき【意見】	
【7】日本私立学校振興・共済事業団補助金	<p>当該補助金は、県が私立学校振興・共済事業団に対し事前に補助率を通知し、共済事業団が作成する幼稚園、小学校といった学校区分別の補助対象人数と補助金交付額の明細（「加入人数通知」）に基づき、補助金を交付している。よって、補助金交付額の根拠となる共済事業団からの「加入人数通知」の加入人数の正確性を検証し、その結果を保管すべきであるが十分な確認が行われておらず、検証結果も保管されていなかった。</p> <p>現状の方法によると、私立学校振興・共済事業団からの請求額が適切に確認されずに、過大な補助金を交付する可能性があることから、学校基本調査等で得られた教職員数の情報と、共済事業団からの「加入人数通知」との突合せにより正確性を検証するとともに、その検証結果を書面等で適切に残すべきである。</p>
審査表にコメント等を記載できる様式に見直すべき【意見】	
【12】文化・スポーツ振興助成事業補助金	<p>当該補助金の交付先は文化・スポーツ振興助成事業選考委員会で審査及び選考が行われるが、当該審査においては、5段階で評価されているが、採点表には、1から5までの数値が記載されているのみで、審査を行った各委員の業者選定に対するコメントが記載されていない。</p> <p>採点表には、数値のみの採点結果だけでは、評価の理由が不明瞭であるため、必要に応じてコメント等を記載できる様式とすることを検討されたい。</p>
選考委員会の議事録を作成すべき【意見】	

<p>【12】 文化・スポーツ振興助成事業補助金</p>	<p>文化・スポーツ振興助成事業選考委員会は当該補助金の交付対象事業の審査及び選考を行うために開催されるが、議事録等は作成されておらず、どのような選考過程を経て決定されたか、またどのような審議が行われたか分からない状況となっている。</p> <p>交付対象事業の選考過程に関して透明性を確保する観点から、選考過程や審議内容が分かるよう選考委員会の議事録を作成し保管することが必要である。</p>
<p>収支予算書の各費目の積算根拠を記載するよう求めるべき【意見】</p>	
<p>【12】 文化・スポーツ振興助成事業補助金</p>	<p>当該補助金の交付申請時には交付申請書と合わせて収支予算書も提出されるが、現状の収支予算書では、補助対象経費の各費目の合計の金額しか記載されていないため、積算根拠が分からず各費目の金額が妥当かどうか判断が困難となっている。</p> <p>例えば、単価に回数を乗じた合計金額を記載する等、積算根拠まで記載するよう事業者に求め、各費目の金額が妥当かどうか判断することが必要である。</p>
<p>経費区分を詳細に記載するよう指導すべき【意見】</p>	
<p>【13】 地域・ひと・まちづくり補助金</p>	<p>本事業の実施要綱によると、補助事業に要する経費の配分を変更する場合はあらかじめ知事の承認を受けなければならないと定められている。しかしながら、収支予算見積書及び収支決算書を閲覧したところ、支出の部の経費区分が詳細な項目ごとに記載されておらず、経費の配分の変更の有無が判断できないものが見受けられた。</p> <p>当初の収支予算見積書から経費区分の変更があった際にその内容を把握できず、知事の承認を得ずに経費配分の変更が行われる可能性があるため、収支予算見積書及び収支決算書の経費区分は、詳細に記載するよう事業者へ指導する必要がある。詳細な経費区分を把握するため、同要綱や取扱要領にて経費区分に記載すべき経費の分類等を定めることも一つの方法として考えられる。</p>
<p>事務事業評価調書に補助金交付による成果をより具体的に記載すべき【意見】</p>	
<p>【26】 看護師等養成所運営事業補助金</p>	<p>当該補助金の交付は、看護職員養成強化対策事業の一環として行われており、当該事業に係る事務事業評価調書において補助金の評価が行われる必要があるが、現状では補助金を交付したことの実績の記載に留まっており十分な評価が行われているとは言い難い状況である。</p> <p>当該補助金の交付目的は、日高看護専門学校の開設後3年間に限り運営費の一部を補助することであるため、成果指標を設定し定量的に評価することは困難であるものの、補助金の効果について具体的に説明し評価を行うことは必要である。</p> <p>今後は、事務事業評価調書において、補助金の効果について具体的に説明し、客観的に補助金の目的が達成されているかが分かるような内容を記載することが必要である。</p>

事務事業評価調書に実績値及び次年度の取組について記載すべき【意見】	
和歌山県がん検診推進支援事業補助金	<p>【28】 現状、第2次和歌山県がん対策推進計画の中で、補助金の目的達成度や効果を測定するための成果指標としてがん検診受診率を設定し、毎年度当該受診率の達成に向けて取組、年度終了後には実績値を把握し次年度の取組について見直されている。しかしながら、各所管課で毎年実施される事務事業評価の結果調書へは当該実績値と次年度の取組について記載されていない。</p> <p>毎年度実施される事務事業評価は、事業目的の達成度を適切に評価し、課題や見直すべき点を事務事業評価調書に記載することで、実効性のある事務事業評価になると考えられる。したがって、現在所管課で把握されている当該受診率の実績値や次年度へ向けて見直された取組内容について、事務事業評価調書へ記載すべきである。</p>
他の市町村へ効果的な取組についての情報提供を行うべき【意見】	
和歌山県がん検診推進支援事業費補助金	<p>【28】 当該補助金の目的であるがん検診の受診率向上のため、各市町村で独自の取組がなされているが、所管課はこれらの取組に関して他の市町村へ情報提供は行っていない。</p> <p>所管課は、受診率向上のためにどのような情報発信を行ったか等を実績報告書にて把握し、特色ある取組がされている場合は、他の市町村へ受診率向上に資する効果的な取組例として情報提供を行うことが望まれる。</p>
実績報告書受領後適時に現地調査を実施すべき【意見】	
組織化指導費補助金	<p>【30】 補助金交付先から受領した実績報告書の内容の正確性・妥当性等を確かめるため、所管課では補助金交付先に対して現地調査を実施しているが、平成26年度分の実績報告書に係る現地調査の実施時期が平成27年8月であり、実績報告書受領後適時に現地調査を実施できていなかった。加えて平成25年度分の実績報告書に係る現地調査の実施時期を確かめたところ、実施時期が平成27年2月と極めて遅かった。</p> <p>現地調査の実施時期が実績報告書受領してから遅くなればなるほど、現地調査の実効性が低下することになる。実績報告書の内容の正確性・妥当性等を確かめるために実施する現地調査は、実績報告書受領後適時に実施すべきである。</p>
視察に同行した外部専門家には、内容の伴った調査報告書の提出を求めるべき【意見】	
わかやま地場産業ブランド力強化支援事業費補助金	<p>【34】 補助金の交付先企業において、外部専門家に謝礼を払って海外視察を行っている企業があるが、一部の専門家の調査報告書について、若干のコメント程度の記載に留まるなど、内容・量ともに十分とは言えない状況が見受けられた。</p> <p>交付先企業が主催する海外視察に同行する外部専門家は、その有する専門知識を活かして、交付先企業、ひいては県の地場産業の活性化、振興等に役立つような意見を提言することが求められる。県の補助金を使用されている海外視</p>

	察が効果的なものであったことを評価するため、交付先企業に対して内容の伴った調査報告書の提出を求めるべきである。
毎年度末に事業の総括を行い、委託先企業へ有用な助言・指導を行うべき【意見】	
【36】 未来企業育成事業費補助金	<p>現状では、1企業に対し1年間の事業補助が行われることから、事業年度が終わった段階で補助金交付先である公益財団法人わかやま産業振興財団に概括的なヒアリングを行っているのみであり、毎事業年度後に総括を行い、今後の企業の事業展開に対する助言・指導までは行っていない。</p> <p>補助金交付対象の事業は研究開発の基礎段階であり、目に見える成果が出にくい状況であることから、毎年総括等を行わなければ、漠然としたまま補助金を支出することになってしまう。毎事業年度末に補助金支出先の各事業について、ヒアリング等で現場の生の声を聞き、事業計画に対する進捗状況や成果を確かめる等、事業の総括を行うべきである。そして、委託先企業へ必要な助言・指導を行い、委託先企業の成長に有用な事例や情報があれば情報提供し、交付後少なくとも3年程度は支援した研究開発の進捗を把握して当該補助金の効果を測定するとともに、今後の補助金交付先決定の参考にすべきである。</p>
補助金を利用する企業数を増やすような施策を実施すべき【意見】	
【37】 先駆的産業技術研究開発支援補助金	<p>当該補助金は当初予算に対して交付実績額が毎年約5割程度となっており、当該補助金を利用する企業が少ない状況が見受けられる。</p> <p>県によると、企業の研究開発への取組は経済情勢等に左右され、申請件数、規模ともに予測しづらい部分があるものの、十分な予算を確保して県内企業の技術開発を支援するという姿勢を示すためにも当該予算を確保しているとのことである。</p> <p>当該補助金が広く利用されるよう、交付要件を再検討し、県内の企業の実情に合った技術水準要件を設定すべきである。もしくは制度を周知徹底する等により、当該補助金を利用する企業数を増やすような施策を実施すべきである。</p>
補助対象先の例外規定を適用する際には判断過程や根拠を明示すべき【意見】	
【44】 観光施設整備補助金	<p>本補助金の交付要綱では「市町村及びその他特に知事が適当と認めるもの」に対し補助金を交付する旨が定められており、今回「その他特に知事が適当と認めるもの」として鉄道事業者が補助対象先となっているが、鉄道事業者を適当と認めた記載がなかった。</p> <p>「その他特に知事が適当と認めるもの」は補助対象先の例外規定と考えられるが、例外規定を適用する際の判断過程や根拠が不明確であると、当該規定が乱用されるおそれや、補助金の公平性が損なわれるおそれがある。よって、「その他特に知事が適当と認めるもの」と判断する場合は、その判断過程や根拠を書面等で具体的に明示すべきである。</p>

事業評価を実施すべき【意見】	
【45】 小規模土地改良事業等補助金	<p>通常は各所管課において毎年7月頃に補助金を含む事務事業の評価を行っているが、本件の小規模土地改良事業は公共事業（二次要求事業）に該当するため、事務事業評価の対象にはなっていない。また、公共事業のうち事業採択後一定期間（5年）を経過した後も未着工である事業、事業採択後長期間（10年）が経過している事業等については、和歌山県公共事業再評価委員会（第三者委員会）で事業評価・見直しの再検討が行われるが、本件の事業は当該継続事業に該当せず、事業評価を行う機会が事実上ない状況である。</p> <p>事業評価・見直しの検討が適切に行われていない場合、有効性・必要性が十分に検討されないまま事業が実施されるおそれがある。よって、明らかに事業評価が必要ないと判断できる事業を除き、事業評価を実施すべきである。</p>
事業主負担の金額の根拠となる資料の提出を求めるべき【意見】	
【48】 林業担い手社会保障制度等充実対策事業補助金	<p>本事業の実施要領において、交付申請書等に添付する書類が定められているが、各補助対象事業区分の採択基準を満たしていることが分かる資料の添付を求めている。</p> <p>当該補助金は、事業主が各種保険等の事業主負担分を支払った後にその一部を助成するものであり、事業主が実際に負担した金額に対して適切に補助金が交付される必要があるため、補助金の交付申請金額が適切であることを検証できるように、事業主負担の金額の根拠となる資料を交付申請書に添付することを求める必要がある。</p>
再配分の過程を事後的に検証できるよう適切に保存すべき【意見】	
【52】 和歌山県市町村道路事業県費補助金	<p>当初の交付決定に基づき各市町村が行った道路事業について、年3回程度、補助額の見直しを行っている。具体的には、入札の結果等により工事費が少なくなり、不要となった補助金を他の事業に再配分している。</p> <p>平成26年度の再配分の過程を示す資料を閲覧したところ、県内のある市で不要となった補助金が、当初の計画には無かった同市の他の道路事業費の補助金として振り替えられていた。当該不要となった補助金の再配分について、県内の全市町村にメールにて通知し、変更交付申請の機会を与えたとのことであるが、当該周知メールは保存されておらず、周知していることを事後的に検証できない状況となっている。</p> <p>本事業は国道、県道等を補完する道路事業に対して補助を行うものであることから、県内の全ての道路事業の優先度を順位付けして補助金を再配分すべきであり、補助金が公平に再配分されていることを事後的に検証できるよう、再配分の過程を適切に保存すべきである。</p>
変更申請書類の提出を求めるべき【結果】	
【53】	本補助金の交付要綱によると、補助事業費額の20%超の増減額の経費配分

<p>公益社団法人和歌山県体育協会補助金</p>	<p>の変更を行う場合は、補助金変更承認申請書、変更事業計画書及び変更収支予算書を提出しなければならない旨が定められている。</p> <p>平成 26 年度の体育協会の収支決算書を確認したところ、旅費交通費は補助事業費予算額の 20%を超える増額配分が行われていたが、交付要綱で定める変更申請書類が提出されていなかった。</p> <p>交付要綱の定めに従い、補助事業費予算額の 20%を超える増額配分を行う場合には、変更申請書類の提出を求め、県のチェック機能を有効に働かせることが必要である。</p>
<p>監事のうち少なくとも1名は大会の開催に関係する機関及び団体の役職員等以外の者が就任することが望ましい【意見】</p>	
<p>【54】 和歌山県体育・スポーツ振興事業補助金（平成 27 年度全国高等学校総合体育大会開催準備事業）</p>	<p>平成 27 年度全国高等学校総合体育大会和歌山県実行委員会会則では、「監事は大会の開催に関係する機関及び団体の役職員等のうちから会長が委嘱する」と定め、関係機関及び団体の職員である県会計局会計課長及び和歌山市会計管理者が監事に就任している。</p> <p>実行委員会における全ての経費が補助対象であり、かつ実行委員会の事務局運営は所管課職員が行っている状況下では、実行委員会の会計監査・業務監査を担う監事の独立性の確保は重要である。よって監事のうち少なくとも1名は大会の開催に関係する機関及び団体の役職員等以外の者が就任することが望まれる。</p>

第4 各補助金に対する結果及び意見

【1・2】紀の国わかやま国体・紀の国わかやま大会実行委員会補助金

所管部局／課室名	部局名	国体推進局	課室名	総務企画課		
補助金等の名称	紀の国わかやま国体・紀の国わかやま大会実行委員会補助金					
補助金等の目的	第15回全国障害者スポーツ大会の開催準備 第70回国民体育大会の開催準備					
補助金等の分類	<input type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 施設運営費補助 <input type="checkbox"/> 施設整備事業補助 <input type="checkbox"/> イベント等補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> その他(個人に対する補助等)					
補助金等の期間	補助開始年度	平成25年度及び 平成20年度		補助終了(予定)年度	平成27年度	
	終期の定め	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	紀の国わかやま国体・紀の国わかやま大会実行委員会補助金交付要綱					
補助金等の概要						
対象経費	紀の国わかやま国体・紀の国わかやま大会実行委員会が実施する事業に要する経費					
交付先	紀の国わかやま国体・紀の国わかやま大会実行委員会					
補助率	10分の10以内					
補助金等に係る 事務コスト	年間延べ人数 (単位：人)	0.1	概算人件費 (単位：千円)	800		
過去5年間の交付実績額等の推移及び平成27年度予算額 (単位：千円)						
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
当初予算額	24,840	36,833	85,391	213,822	634,556	4,610,302
最終予算額	24,840	36,833	85,391	206,479	629,556	
交付実績額	23,780	36,788	84,175	204,242	612,997	
交付件数 (単位：件)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	1	1	1	1	1	(予定)1

1. 補助金の概要

当該補助金は、県民総参加による国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会を目指すため、第70回国民体育大会及び第15回全国障害者スポーツ大会の開催準備に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものである。補助事業における補助金交付の対象経費は、実行委員会が実施する事業に要する経費であり、補助率は10分の10以内となっている。また、各大会における平成26年度交付実績額は以下の通りとなっている。

(単位：千円)

	補助対象事業名	交付実績額
(1)	第15回全国障害者スポーツ大会の開催準備	142,017
(2)	第70回国民体育大会の開催準備	470,980

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【3】第70回国民体育大会競技別リハーサル大会補助金

所管部局／課室名	部局名	国体推進局	課室名	競技式典課		
補助金等の名称	第70回国民体育大会競技別リハーサル大会補助金					
補助金等の目的	第70回国民体育大会の円滑な開催準備・運営に資するため					
補助金等の分類	<input type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 施設運営費補助 <input type="checkbox"/> 施設整備事業補助 <input type="checkbox"/> イベント等補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> その他(個人に対する補助等)					
補助金等の期間	補助開始年度	平成26年度	補助終了(予定)年度	平成27年度		
	終期の定め	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	第70回国民体育大会競技別リハーサル大会補助金交付要綱 第70回国民体育大会競技別リハーサル大会補助金交付取扱要領					
補助金等の概要						
対象経費	運営用消耗品費等、リハーサル大会開催に必要な経費					
交付先	市町村					
補助率	対象経費の1/2(一部特別加算あり)、大規模仮設整備費は10/10					
補助金等に係る 事務コスト	年間延べ人数 (単位:人)	0.4	概算人件費 (単位:千円)	3,200		
過去5年間の交付実績額等の推移及び平成27年度予算額 (単位:千円)						
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
当初予算額					472,042	32,612
最終予算額					403,825	
交付実績額					396,222	
交付件数 (単位:件)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
					52	(予定)2

1. 補助金の概要

当該補助金は、第70回国民体育大会の円滑な開催準備・運営に資するため、市町村又は、市町村が組織する実行委員会が開催する競技別リハーサル大会の運営に要する経費を負担する市町村に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものである。

補助対象経費は大別して標準経費、特別経費、特殊競技大規模仮設施設経費の3つに区分され、各区分の補助対象経費、補助率の詳細は以下の通りとなっている。

なお、補助額は、補助対象経費から、競技団体負担金、参加料、その他の収入を控除した額に補助率を乗じた額とする(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする)。また、県が助成する他の補助金等又は国等他の機関、団体等が助成する補助金等が交付される場合は、当該補助金等の交付の対象となる経費を除いて算出される。

区分	補助対象経費	補助率
標準経費	次の経費は標準経費とし、その合計額と別に定める「標準経費積算基準表」に基づき算出した額を比較して、少ない額を補助対象経費とする。 1. 看護師の謝金及び傷害保険料 2. 事務用・運営用消耗品の購入・借り上げ及び事務用・運	1/2以内

区分	補助対象経費	補助率
	営用備品の借りに要する経費 3. 看板類の作成に要する経費 4. 印刷物の製作に要する経費 5. 郵便料 6. 救護所用品・救急薬品に要する経費及び医療賠償責任保険料 7. 競技役員等の識別支給品に要する経費 8. 競技役員等の弁当代 9. 競技役員等の保険代	
特別経費	次の経費は特別経費とし、別に定める「特別経費積算基準表」に基づき算出した額を補助対象経費とする。 1. 医師等の配置に要する経費 2. 大会表彰規定に基づくカップ・入賞メダル等の購入（製作）に要する経費 3. 競技運営に必要な机・椅子の借りに要する経費 4. 競技運営に必要なパソコンの借りに要する経費 5. 競技運営に必要なプリンター・印刷機・FAXの借りに要する経費 6. 競技運営に必要な放送器具（マイク・スピーカー等）の借りに要する経費 7. 競技運営に必要な無線機、携帯電話の借りに要する経費 8. 競技会場に設置するAEDの借りに要する経費 9. 競技運営に必要なプレハブの借りに要する経費 10. 競技運営に必要なテントの借りに要する経費 11. 競技会場に設置する仮設トイレの借りに要する経費 12. 競技運営に必要な仮設物に要する経費 13. 競技を実施するために直接必要な競技用消耗品の購入・借りに要する経費 14. 競技を実施するために直接必要な競技用消耗品の購入・借りに要する経費 15. 競技運営上必要な車両や舟艇の燃料の購入に要する経費 16. 大会期間中における競技役員・競技補助員の旅費	1/2 以内

区分	補助対象経費	補助率
	17. 選手・監督等の計画輸送のバス等及び協議運営にかかるトラック等の借りに要する経費 18. 自衛隊の協力を要する経費 19. 競技運営上必要な光熱水費、使用料 20. 競技の特殊性により必要な委託に要する経費 21. 競技会場としての施設の借りに要する経費 22. その他、知事が協議運営に必要と認める経費	
特殊競技 大規模仮 設施設経 費	自然環境や地理的条件を利用して行う協議、又は競技施設そのものを仮設する競技の実施に直接必要な大規模仮設施設整備に要する経費を特殊競技大規模仮設施設経費とし、別に定める「特殊競技大規模仮設施設経費積算基準表」に基づき算出した額を補助対象経費とする。 【対象競技】 セーリング、自転車（ロード）、山岳（ボルダリング）、カヌー、アーチェリー	10/10 以内

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【4・5・6】トップアスリート育成事業補助金

所管部局／課室名	部局名	国体推進局	課室名	競技力向上推進課		
補助金等の名称	トップアスリート育成事業補助金					
補助金等の目的	公益社団法人和歌山県体育協会が、国民体育大会や全国大会等で活躍できる競技者の育成や指導者の資質向上等、本県競技力の向上を図るために実施する事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。					
補助金等の分類	<input type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 施設運営費補助 <input type="checkbox"/> 施設整備事業補助 <input type="checkbox"/> イベント等補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> その他(個人に対する補助等)					
補助金等の期間	補助開始年度	昭和 48 年度	補助終了(予定)年度	—		
	終期の定め	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無				
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	トップアスリート育成事業補助金交付要綱					
補助金等の概要						
対象経費	公益社団法人和歌山県体育協会が行うトップアスリート育成事業に要する経費					
交付先	公益社団法人和歌山県体育協会					
補助率	定額					
補助金等に係る 事務コスト	年間延べ人数 (単位：人)	0.2	概算人件費 (単位：千円)	1,600		
過去5年間の交付実績額等の推移及び平成27年度予算額 (単位：千円)						
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
当初予算額	154,271	171,422	271,187	354,743	476,435	468,610
最終予算額	151,909	171,422	271,187	354,743	476,435	
交付実績額	151,909	171,422	269,627	351,039	476,435	
交付件数 (単位：件)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	1	1	1	1	1	(予定)1

1. 補助金の概要

当該補助金は公益社団法人和歌山県体育協会（以下「体育協会」という。）の行うトップアスリート育成事業に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付するものである。体育協会が国民体育大会や全国大会等で活躍できる競技者の育成や指導者の資質向上等、本県競技力の向上を図るために実施する事業に対し、補助を行う。

補助金の交付対象となる事業及び平成26年度交付実績額は下記の通りである。

(単位：千円)

	補助対象事業名	交付実績額
(1)	成年・少年強化事業	306,971千円
(2)	きのくにジュニアトレーニングセンター事業	156,464千円
(3)	トップレベル・スポーツクラブ活性化支援事業	13,000千円

(1) 成年・少年強化事業

成年・少年強化事業は下記に細分化される。

	事業の内訳	事業の内容
(ア)	成年・少年強化	国体等で優秀な成績を収めるため、県外大会への遠征費、合宿費等の補助を行う。
(イ)	スペシャルアスリートサポート事業	ナショナルチームレベルの国体選手個人に対して、旅費等の補助を行う。
(ウ)	紀の国ふるさと選手派遣事業	国体等で優秀な成績を収めるため、全国で活躍している本県中学校及び高校を卒業した者に対して、旅費の補助を行う。
(エ)	スポーツ奨励金事業	国体等において、優秀な成績を収めるため、競技力の高い優秀な高校生に対し、充実したスポーツ活動の機会を確保するため競技力向上に必要な不可欠な費用の一部を補助する。

(2) きのくにジュニアトレーニングセンター事業

きのくにジュニアトレーニングセンター事業は下記に細分化される。

	事業の内訳	事業の内容
(ア)	トレーニングセンター	将来のトップアスリートの育成を図るため、小・中学生を対象に各競技団体がトップジュニアを集め、トレーニングセンター事業を展開する。
(イ)	トップ強化コーチ招へい	中央競技団体等の優秀な指導者、コーチ、選手等を招へいし、高度な技術や戦略等について指導を受けることにより、選手の競技力向上や指導者の資質向上を図る。
(ウ)	コーチスキルアップ	各競技におけるジュニア指導者及びトップレベルコーチの養成、資質向上を目的として、各種研修会、教室、先催県調査を行う。

(3) トップレベル・スポーツクラブ活性化支援事業

体育協会が、企業、大学、民間スポーツクラブ等の行うトップレベル・スポーツクラブ活性化支援事業（具体的には、スポーツクラブ競技力向上事業、ジュニアチーム育成・強化事業、ゼネラルマネージャー養成・活動事業の各種事業）に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付するものである。

2. 監査の結果及び意見

(1) 現地調査における実施事項及び実施結果の文書化について

① 現地調査における実施事項及び実施結果の文書化に関する現状

交付先である体育協会から提出された実績報告書の内容の正確性・妥当性等を確かめるため、所管課担当者が体育協会に出向き、関係資料や証憑の閲覧等の現地調査を実施したとのことであるが、現地調査での実施事項及び実施結果が書面等で残されていない。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 現地調査での実施事項及び実施結果を書面等で保管すべき

現地調査での実施事項及び実施結果を書面等で保管していない場合、何を実施しその結果がどうであったか事後に確認できないことになる。また、実施事項をあらかじめ定めておくことにより、所管課担当者が交代した場合でも、実施事項の漏れや失念を防止する効果が期待できる。よって、現地調査での実施事項及び実施結果を具体的に書面等で保管すべきである。

【7】日本私立学校振興・共済事業団補助金

所管部局／課室名	部局名	総務部	課室名	総務学事課		
補助金等の名称	和歌山県私立学校関係団体教育研究事業費補助金（日本私立学校振興・共済事業団補助金）					
補助金等の目的	私立学校教職員共済法の規程による共済制度を実施している日本私立学校振興・共済事業団の長期交付事業（年金）に要する経費を補助し、本県私立学校教職員の福利厚生の実現を図る					
補助金等の分類	<input type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 施設運営費補助 <input type="checkbox"/> 施設整備事業補助 <input type="checkbox"/> イベント等補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> その他（個人に対する補助等）					
補助金等の期間	補助開始年度	昭和 50 年度	補助終了（予定）年度	—		
	終期の定め	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無				
根拠法令等の名称（法律、条例、要綱等）	教育基本法第 8 条 私立学校教職員共済法第 35 条第 4 項 和歌山県私立学校関係団体教育研究事業費補助金交付要綱					
補助金等の概要						
対象経費	日本私立学校振興・共済事業団法（平成 9 年法律第 48 号）第 18 条第 2 項に規定する共済業務の実施に要する経費					
交付先	日本私立学校振興・共済事業団					
補助率	県内における私立学校の教職員の標準給与月額額の総額の 8/1,000 以内（歳出は、幼・小・中・高＝2.5/1,000、専修・各種 5/1,000）					
補助金等に係る事務コスト	年間延べ人数（単位：人）	0.1	概算人件費（単位：千円）	800		
過去 5 年間の交付実績額等の推移及び平成 27 年度予算額（単位：千円）						
	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
当初予算額	22,526	22,358	12,213	12,227	12,363	12,153
最終予算額	22,526	22,358	12,213	12,308	12,363	
交付実績額	21,692	21,755	11,741	11,751	11,768	
交付件数（単位：件）	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	1	1	1	1	1	（予定）1

1. 補助金の概要

私立学校相互の協力により、教職員の福祉の増進と資質の向上を図り、私立学校の振興に寄与するために、日本私立学校振興・共済事業団（以下「共済事業団」という。）の長期交付事業（年金）に要する経費を補助し、本県私立学校教職員の福利厚生の実現を図るため、補助金が交付されるものである。国及び他の都道府県からも同様に共済事業団に対し補助金が交付されている。

補助率は、県内における私立学校の教職員の標準給与月額額の総額の 8/1,000 以内で予算の範囲内で決定されるものである。県では、平成 24 年度より、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教職員に係る補助率を 5/1,000 から 2.5/1,000 に引き下げている。

2. 監査の結果及び意見

（1）成果指標の設定について

① 成果指標の設定に関する現状

補助金の目的達成度や効果を測定するためには、具体的な成果指標を設定すること

が必要であり、当該設定により補助金の有効性・必要性の検証が可能となるが、現状では具体的な成果指標が設定されていない。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③意見

i) 具体的な成果指標を設定し補助金の有効性・必要性を検証すべき

成果指標を設定しなければ補助金の目的達成度や効果の測定が不明確となる。私立学校教職員の福利厚生の実を促す目的の補助金であることから、例えば教職員の離職率等を具体的な成果指標として設定するとともに、事務事業評価調書等で補助金の有効性・必要性を検証すべきである。

(2) 補助金交付額の確認方法について

① 補助金交付額の確認方法に関する現状

当該補助金は、県が共済事業団に対し事前に補助率を通知し、共済事業団が作成する幼稚園、小学校といった学校区分別の補助対象人数と補助金交付額の明細（「加入人数通知」）に基づき、補助金を交付している。よって、補助金交付額の根拠となる共済事業団からの「加入人数通知」の加入人数の正確性を検証し、その結果を保管すべきである。補助金交付額の正確性については、担当職員が実績報告書及び決算書類で確認を行っているとのことであるが、検証結果についての書面等は保管されていない。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 補助金交付額の正確性を検証するとともに、検証結果を書面等で保管すべき

補助金交付額の正確性の確認については、実績報告書や決算書類の閲覧によって行うことは困難であり、現状の確認方法では、適切な検証が行われているとは言えない。現状の方法によると、私立学校振興・共済事業団からの請求額が適切に確認されずに、過大な補助金を交付する可能性がある。また、検証結果について書面等で保管されていなければ、事後に検証ができない。

補助金交付額は標準給与月額に教職員数と補助率を乗じて計算されることから、特に教職員数の検証は比較的容易に行うことができる。したがって、学校基本調査等で得られた教職員数の情報と、共済事業団からの「加入人数通知」との突合せにより正確性を検証するとともに、その検証結果を書面等で適切に保管すべきである。

【8】私立学校教職員退職金社団補助金

所管部局／課室名	部局名	総務部	課室名	総務学事課		
補助金等の名称	和歌山県私立学校関係団体教育研究事業費補助金（私立学校教職員退職金社団補助金）					
補助金等の目的	退職資金交付事業の安定的な実施のため 私立学校教職員の適正な待遇が図られ、優秀な教職員の確保と定着を促し、もって本県私立学校の振興に寄与するため					
補助金等の分類	<input type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 施設運営費補助 <input type="checkbox"/> 施設整備事業補助 <input type="checkbox"/> イベント等補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> その他（個人に対する補助等）					
補助金等の期間	補助開始年度	昭和 50 年度	補助終了（予定）年度	—		
	終期の定め	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無				
根拠法令等の名称 （法律、条例、要綱等）	教育基本法第8条 和歌山県私立学校関係団体教育研究事業費補助金交付要綱					
補助金等の概要						
対象経費	私立学校教職員に係る退職手当及びその支給に要する経費					
交付先	公益社団法人 和歌山県私立学校教職員退職金社団					
補助率	前年度8月末現在の県内における私立学校教職員数に平均標準給与月額及び12カ月を乗じて得た額の20/1,000以内（歳出は15/1,000）					
補助金等に係る事務コスト	年間延べ人数 （単位：人）	0.1	概算人件費 （単位：千円）	800		
過去5年間の交付実績額等の推移及び平成27年度予算額（単位：千円）						
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
当初予算額	34,874	36,226	36,153	35,677	35,081	34,645
最終予算額	34,874	36,226	36,153	35,677	35,081	
交付実績額	34,874	36,226	36,153	35,677	35,081	
交付件数 （単位：件）	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	1	1	1	1	1	（予定）1

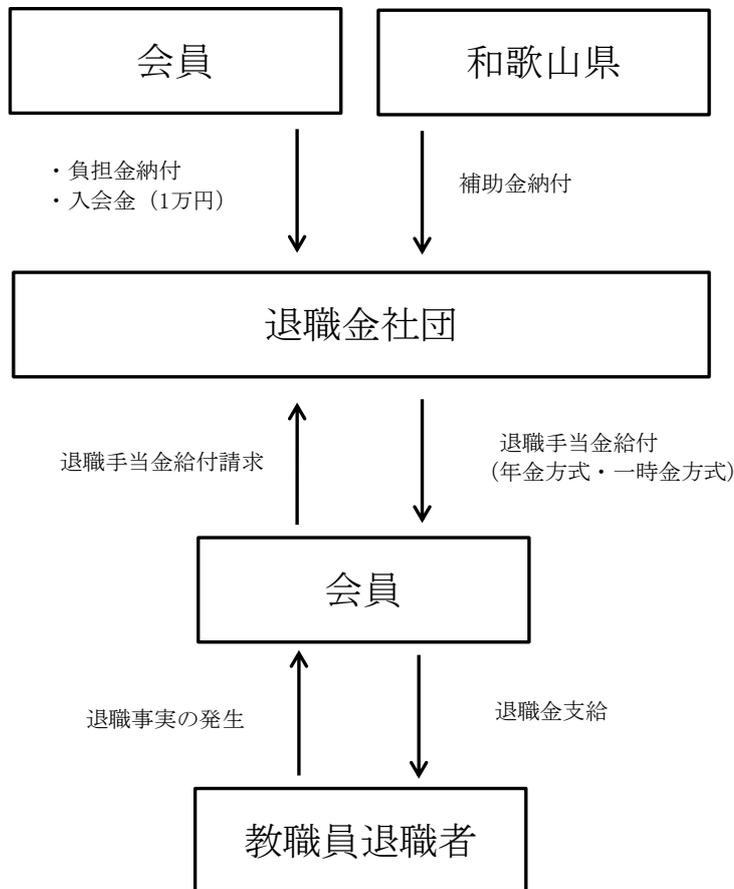
1. 補助金の概要

私立学校相互の協力により、教職員の福祉の増進と資質の向上を図り、私立学校の振興に寄与するために、公益社団法人和歌山県私立学校教職員退職金社団（以下「退職金社団」という。）に対して、私立学校教職員に係る退職手当及びその支給に要する経費を対象として、補助を行うものである。

補助金の交付対象先である退職金社団は、県における私立学校教職員にかかる退職手当金の給付、その他必要な事業を行い、私立学校教育の振興に寄与することを目的として設立されたものであり、加入している県内の私立学校数は54校（平成27年3月31日現在）となっている。

退職金社団の業務フロー図については、以下の通りとなっている。なお、退職金社団からの退職手当金は、退職者に直接支払うのではなく、会員である私立学校を經由して支給される。

【退職金社団の業務フロー図】



(出所：県提供資料より監査人加工)

当該会員である私立学校に勤務する教職員の給与（給料又は俸給）から教職員ごとに標準給与を定め、それに所定の率を乗じて得た額を負担金として、退職金社団に納付する。また、入会金1万円についても入会時に退職金社団に納付する。退職金社団は、会員からの当該負担金、入会金及び県からの当該補助金等を信託銀行等に預託・運用することにより退職手当金を会員に納付するものとなっている。

なお、運用方法については、退職金社団の業務方法書第4条において安全かつ有利な方法で運用するよう定められている。実際に、年金投資基金信託（公社債口）が大半を占める等、安全性の高い運用に限定されている。運用資産一覧は下表の通りとなっている。

(単位：千円)

運用項目	平成26年度末
年金投資基金信託受益権（公社債口）	805,621

年金投資基金信託受益権（株式口）	380,245
年金投資基金信託受益権（外貨建証券口）	138,300
年金投資基金信託受益権（外国株式口）	200,197
年金投資基金信託受益権（短期資金口）	57,872
計	1,582,235

2. 監査の結果及び意見

(1) 成果指標の設定について

① 成果指標の設定に関する現状

補助金の目的達成度や効果を測定するためには、具体的な成果指標を設定することが必要であり、当該設定により補助金の有効性・必要性の検証が可能となるが、現状では具体的な成果指標が設定されていない。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 具体的な成果指標を設定し補助金の有効性・必要性を検証すべき

成果指標を設定しなければ補助金の目的達成度や効果の測定が不明確となる。優秀な教職員の確保と定着を促すことを目的とする補助金であることから、例えば教職員の離職率等を具体的な成果指標として設定するとともに、事務事業評価調書等で補助金の有効性・必要性を検証すべきである。

【9】 税収確保推進支援補助金

所管部局／課室名	部局名	総務部	課室名	市町村課		
補助金等の名称	税収確保推進支援補助金					
補助金等の目的	市町村税及び県民税の税収の確保					
補助金等の分類	<input checked="" type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 施設運営費補助 <input type="checkbox"/> 施設整備事業補助 <input type="checkbox"/> イベント等補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> その他(個人に対する補助等)					
補助金等の期間	補助開始年度	平成 18 年度		補助終了(予定)年度	—	
	終期の定め	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無				
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	税収確保推進支援補助金要綱					
補助金等の概要						
対象経費	税収確保推進支援事業の実施に要する経費（和歌山地方税回収機構規約第3条の規定に基づき機構が行う事業（関係市町村から移管された滞納事案の処理、関係市町村の職員に対する徴収業務に関する研修事務））					
交付先	和歌山地方税回収機構（一部事務組合）					
補助率	定額 17,500 千円					
補助金等に係る 事務コスト	年間延べ人数 (単位：人)	0.1		概算人件費 (単位：千円)	800	
過去5年間の交付実績額等の推移及び平成27年度予算額（単位：千円）						
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
当初予算額	25,000	25,000	22,500	20,000	17,500	15,000
最終予算額	25,000	25,000	22,500	20,000	17,500	
交付実績額	25,000	25,000	22,500	20,000	17,500	
交付件数 (単位：件)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	1	1	1	1	1	(予定)1

1. 補助金の概要

市町村税及び県民税の税収の確保を促進するため、和歌山地方税回収機構（以下「回収機構」という。）が行う事業について補助金を交付するものである。

回収機構は、県内の市町村税の徴収率の低迷（平成16年度における県内の市町村税徴収率86.3%。全国ワースト2位。）を背景に設立された。市町村からの徴収困難な滞納事案を引き受けて滞納処分を行う専門組織を設立することが有効であるとの考えにより、平成17年度に県と市町村の代表者で「滞納整理組合の設立に関する研究会」を設置して検討を行った後、県からの人的・財政的支援を前提に平成18年4月に県内全市町村が構成団体となった一部事務組合として設立された。

回収機構の設立効果としては、回収機構が滞納処分等を実施したことにより回収されるという効果、市町村から回収機構への債務の移管予告により滞納者が納付するという効果、市町村から回収機構へ派遣された職員が滞納処分のノウハウを習得し、市町村へ帰還後、そのノウハウが市町村に還元される効果の3点が挙げられる。過去9年間における直接効果と間接効果の合計額は以下の通りとなっている。

効果額

(単位：千円)

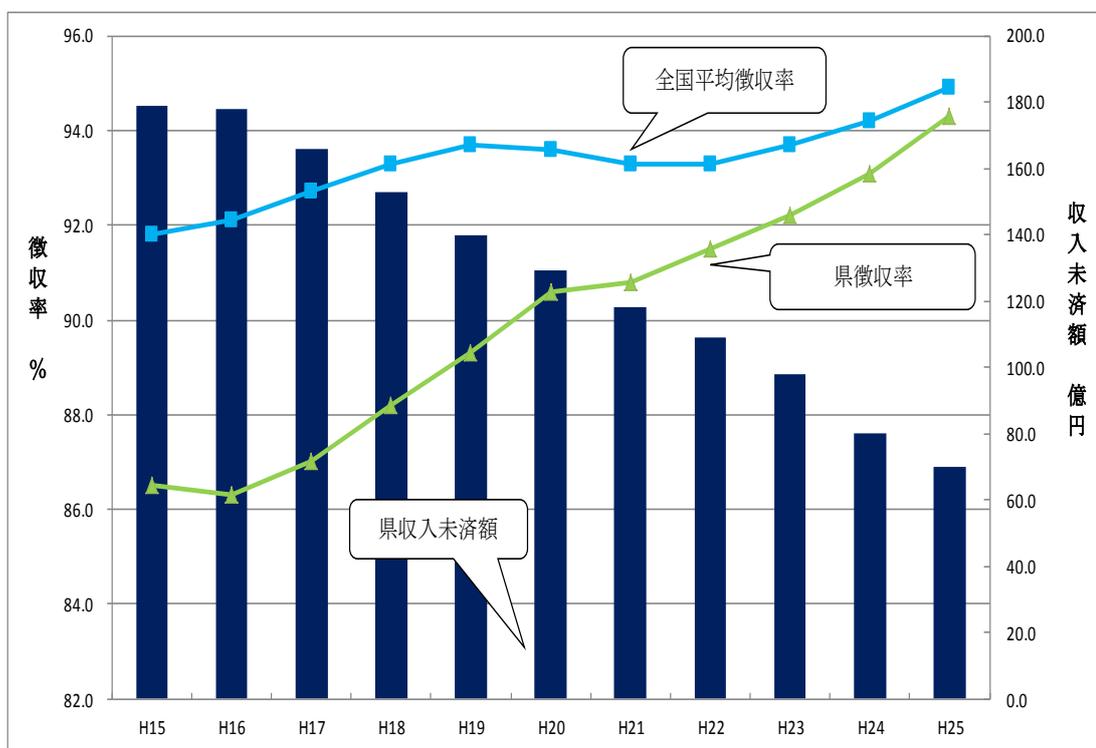
	年度	納付又は 徴収額	納付約束 又は保全額	合計
直接効果	18	501,642	347,997	849,639
	19	533,122	202,632	735,754
	20	580,659	369,317	949,976
	21	636,818	220,481	857,299
	22	585,253	219,608	804,861
	23	498,420	196,747	695,167
	24	792,565	231,590	1,024,155
	25	679,935	212,638	892,573
	26	686,573	176,802	863,375
	計	5,494,987	2,177,812	7,672,799
間接効果 (移管予告 効果)	18	624,768	1,485,553	2,110,321
	19	632,742	610,376	1,243,118
	20	506,606	569,276	1,075,882
	21	958,879	721,707	1,680,586
	22	927,363	524,075	1,451,438
	23	486,357	522,967	1,009,324
	24	433,733	312,245	745,978
	25	370,575	309,165	679,740
	26	359,331	171,495	530,826
	計	5,300,354	5,226,859	10,527,213
合計	18	1,126,410	1,833,550	2,959,960
	19	1,165,864	813,008	1,978,872
	20	1,087,265	938,593	2,025,858
	21	1,595,697	942,188	2,537,885
	22	1,512,616	743,683	2,256,299
	23	984,777	719,714	1,704,491
	24	1,226,298	543,835	1,770,133
	25	1,050,510	521,803	1,572,313
	26	1,045,904	348,297	1,394,201
	計	10,795,341	7,404,671	18,200,012

(出所：県からの受領資料)

なお、ここで言う直接効果とは、回収機構が市町村から引受けた事案について、差押え等により徴収又は保全したものを指し、間接効果とは市町村が滞納者に対して回収機構への移管予告催告を実施した結果、新たに納付又は納付約束に応じたものを指す。また、以下の表中の保全額とは、差押えにより公売等を今後行うことによって徴収が見込まれる額を指す。

上記の通り、直接効果のみならず間接効果についても、回収機構において過去に実施した滞納処分の実施の効果が現れているため、比較的大きな成果を挙げていることがわかる。上記のような成果により、設立当初には87.0%と全国46位の低さであった

徴収率が平成 25 年度には 94.3%となり、全国 47 都道府県中 19 位まで向上している。



年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
全国平均徴収率	91.8	92.1	92.7	93.3	93.7	93.6	93.3	93.3	93.7	94.2	94.9
県徴収率	86.5	86.3	87.0	88.2	89.3	90.6	90.8	91.5	92.2	93.1	94.3
県収入未済額	179.0	178.0	166.0	153.0	140.0	129.0	118.0	109.0	98.0	80.0	69.8
全国順位	46	46	46	45	45	42	39	34	26	23	19

(出所：県からの受領資料を基に監査人加工)

なお、当該補助金については、回収機構の設立時に他団体の事例を参考として、財政査定等を通じて、回収機構へ補助する交付見込額（定額）を算定している。県全体の事務事業評価等の見直しの中で再検討を行い（概ね5年ごと）、県の便益を考慮した金額まで段階的に削減している。

各市町村の負担金の額は、団体の規模に応じた基礎負担割額と、移管件数に応じた処理件数割額、回収額に応じた徴収実績割額の合計額であり、県の補助金も同様の計算を行っている。なお、県は回収機構の構成団体ではないため、負担金ではなく補助金として支出している。

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【10】わかやま防災力パワーアップ補助金

所管部局／課室名	部局名	危機管理局	課室名	防災企画課		
補助金等の名称	わかやま防災力パワーアップ補助金					
補助金等の目的	市町村における防災体制・対策の充実強化を図る					
補助金等の分類	<input type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 施設運営費補助 <input checked="" type="checkbox"/> 施設整備事業補助 <input type="checkbox"/> イベント等補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> その他(個人に対する補助等)					
補助金等の期間	補助開始年度	平成 16 年度	補助終了(予定)年度	—		
	終期の定め	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無				
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 津波対策の推進に関する法律					
補助金等の概要						
対象経費	家具等の転倒防止対策、ブロック塀耐震化促進、津波対策等、自主防災組織の設置及び活動促進、防災意識の普及促進、地域防災拠点施設整備					
交付先	市町村					
補助率	1/2 以内					
補助金等に係る 事務コスト	年間延べ人数 (単位：人)	0.5	概算人件費 (単位：千円)	4,000		
過去 5 年間の交付実績額等の推移及び平成 27 年度予算額 (単位：千円)						
	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
当初予算額	50,000	50,000	200,000	300,000	200,000	200,000
最終予算額	50,000	150,000	200,000	190,000	148,000	
交付実績額	41,942	108,221	140,527	137,636	118,855	
交付件数 (単位：件)	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	18	20	25	26	25	(予定)27

※平成 23 年に東日本大震災を受けて、補正予算で 100,000 千円増額している。また、平成 23 年 9 月に発生した紀伊半島大水害を受けて、平成 24 年度当初予算額を 50,000 千円増額している。なお、平成 25 年、平成 26 年度においては交付実績額の進捗見込みにより当初予算額を補正予算で減額している。

1. 補助金の概要

市町村における防災体制・対策の充実強化を図るため、市町村が大規模災害の被害を軽減するため策定する地震防災対策に係る計画（市町村地震防災対策アクションプラン）の減災目的を達成するために行う地域防災対策事業等に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものである。

事業主体は市町村であり、市町村地震防災対策アクションプログラムの減災目標を達成するために市町村が行う下記の事業が補助対象となる。

- ① 家具等の転倒防止対策
- ② ブロック塀耐震化促進
- ③ 津波対策等
- ④ 自主防災組織の設置及び活動促進
- ⑤ 防災意識の普及促進

⑥ 地域防災拠点等施設整備

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【11】和歌山社会経済研究所調査研究事業補助金

所管部局／課室名	部局名	企画部	課室名	企画総務課		
補助金等の名称	(一財)和歌山社会経済研究所調査研究事業補助金					
補助金等の目的	直面する社会経済上の諸問題等について、和歌山社会経済研究所が行う調査研究及びシンポジウム開催等を通じ、県民福祉の増進と県勢の健全な発展を図ることを目的とする。					
補助金等の分類	<input type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 施設運営費補助 <input type="checkbox"/> 施設整備事業補助 <input type="checkbox"/> イベント等補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> その他(個人に対する補助等)					
補助金等の期間	補助開始年度	昭和 56 年度	補助終了(予定)年度	—		
	終期の定め	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無				
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	一般財団法人和歌山社会経済研究所調査研究事業補助金交付要綱					
補助金等の概要						
対象経費	賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、及び備品購入費等					
交付先	(一財)和歌山社会経済研究所					
補助率	対象経費の 10/10 (予算の範囲内)					
補助金等に係る 事務コスト	年間延べ人数 (単位：人)	0.1	概算人件費 (単位：千円)	800		
過去 5 年間の交付実績額等の推移及び平成 27 年度予算額 (単位：千円)						
	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
当初予算額	10,782	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000
最終予算額	10,782	9,600	9,800	9,800	10,200	
交付実績額	10,782	9,600	9,800	9,800	10,200	
交付件数 (単位：件)	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	1	1	1	1	1	(予定)1

1. 補助金の概要

一般財団法人和歌山社会経済研究所（以下「経済研究所」という。）調査研究事業補助金は、社会経済上の諸問題についての研究開発、人材開発、政策の提言など県民福祉の増進と県勢の健全な発展に資するため、経済研究所が行う調査研究事業に対し、予算の範囲内で交付するものである。

補助対象経費は、上表の交付要綱において、以下の通り定められている。

- ・賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、及び備品購入費等

2. 監査の結果及び意見

(1) 成果指標の設定について

① 成果指標の設定に関する現状

補助金の目的達成度や効果を測定するためには、具体的な成果指標を設定することが必要であり、当該設定により補助金の有効性・必要性の検証が可能となるが、現状では具体的な成果指標が設定されていない。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 具体的な成果指標を設定し補助金の有効性・必要性を検証すべき

成果指標を設定しなければ補助金の目的達成度や効果の測定が不明確となる。経済研究所の調査研究事業に対する補助金であることから、例えば経済研究所の自主研究事業結果の利用状況や経済研究所の研究員の研究成果報告等を掲載している機関紙の活用に関するアンケート結果等を具体的な成果指標として設定するとともに、事務事業評価調書等で補助金の有効性・必要性を検証すべきである。

(2) 事務事業評価について

① 事務事業評価に関する現状

各所管課において毎年7月頃に補助金を含む事務事業の評価を行い、当該評価結果調書を行政改革課に提出している。当該事務事業評価調書について平成24年度分～平成26年度分を閲覧したところ、事業費等の数値以外の記載箇所（事業目的及び概要・事後評価・次々年度以降に向けた見直し）の記述が3年間全く同じであった。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 実効性ある事務事業評価を行うべき

事務事業の内容は毎年必ずしも同じではないことに鑑みれば、定性的な記載箇所の記述が3年間全く同じであることは、当該評価が形骸化していると思わざるを得ない。事業目的の達成度を適切に評価し、課題や見直すべき点を記載することで、実効性ある事務事業評価を行うべきである。

(3) 実績報告書の記載内容について

① 実績報告書の記載内容に関する現状

実績報告書に添付している収支決算書に記載の決算額には、下記の通り最終予算額と同額が記載されており、予算額以上の支出があったとしても収支決算書では把握できない記載内容になっていた。

収入の部

(単位：千円)

科目	最終予算額	決算額
補助金収入 調査研究事業費補助	10,200	10,200

支出の部 (単位：千円)

科目	最終予算額	決算額
事業費		
調査研究事業	10,200	10,200
(内訳)		
賃金	3,600	3,600
報償費	500	500
旅費	900	900
需用費	1,900	1,900
役務費	1,400	1,400
委託料	800	800
使用料及び賃借料	1,000	1,000
備品購入費	100	100

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

- i) 補助対象事業の事業費総額と、そのうち補助対象となった経費を実績報告書に明示すべき

収支決算書に予算額と同額の決算額を記載するのみでは、補助対象事業の事業規模や自己財源の有無が把握できず、補助対象経費の範囲も不明確になる。補助金の必要性や補助対象経費の合規性等を確かめるためには、補助対象事業の事業費総額と、そのうち補助対象となった経費を実績報告書に明示すべきである。

(4) 現地調査における実施事項及び実施結果の文書化について

① 現地調査における実施事項及び実施結果の文書化に関する現状

交付先である経済研究所から提出された実績報告書の内容の正確性・妥当性等を確かめるため、所管課担当者が経済研究所に出向き、関係資料や証憑の閲覧等の現地調査を実施したとのことであるが、現地調査での実施事項及び実施結果が書面等で保管されていない。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 現地調査での実施事項及び実施結果を書面等で保管すべき

現地調査での実施事項及び実施結果を書面等で残していない場合、何を実施しその結果がどうであったか事後に確認できないことになる。また、実施事項をあらかじめ定めておくことにより、所管課担当者が交代した場合でも、実施事項の漏れや失念を防止する効果が期待できる。よって、現地調査での実施事項及び実施結果を具体的に書面等で保管すべきである。

【12】文化・スポーツ振興助成事業補助金

所管部局／課室名	部局名	企画部	課室名	文化国際課		
補助金等の名称	文化・スポーツ振興助成事業補助金					
補助金等の目的	県民の自主的かつ主体的な活動に要する費用を一部補助することで、文化・スポーツの振興と国際交流の推進を図り、地域の活性化に寄与することを目的とする。					
補助金等の分類	<input type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 施設運営費補助 <input type="checkbox"/> 施設整備事業補助 <input type="checkbox"/> イベント等補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> その他(個人に対する補助等)					
補助金等の期間	補助開始年度	平成 23 年度		補助終了(予定)年度	—	
	終期の定め	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無				
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	和歌山県文化振興事業補助金交付要綱 和歌山県国際交流事業補助金交付要綱 和歌山県スポーツ大会開催事業補助金交付要綱 和歌山県映画製作事業補助金交付要綱					
補助金等の概要						
対象経費	出演費・音楽費・設営費・運搬費・謝金・宣伝費・印刷費 等					
交付先	県内に活動拠点がある団体・法人 本県出身者又はその子孫を主な構成員とする海外の団体 公益社団法人和歌山県体育協会又は加盟団体 等					
補助率	自己負担額又は補助対象経費の 1/2 以内のうち、いずれか低い額の範囲内					
補助金等に係る 事務コスト	年間延べ人数 (単位：人)	0.2		概算人件費 (単位：千円)	1,600	
過去 5 年間の交付実績額等の推移及び平成 27 年度予算額 (単位：千円)						
	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
当初予算額		30,000	30,000	30,000	30,000	20,000
最終予算額		11,198	19,058	19,352	20,302	
交付実績額		9,857	18,778	8,354	18,472	
交付件数 (単位：件)	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
		23	22	20	21	(予定)29

1. 補助金の概要

文化・スポーツ振興助成事業補助金は、県民による主体的な芸術活動、文化活動及び県内における映画のロケーション撮影を支援することにより、和歌山県における芸術文化活動の普及及び向上や、映画の上映による歴史・分化・風土等の情報発信を通じて、文化活動による地域の活性化や知名度向上及び地域特性への理解促進を図るために交付するものである。

補助対象経費は、上表の各交付要綱において、主に以下の通り定められている。

- ・人件費・出演費・音楽費・文芸費
- ・設営費・舞台費・会場費・運搬費・使用料及び賃借料
- ・謝金・旅費・通信費・宣伝費・印刷費・消耗品費
- ・保険料

補助金の交付額については、上記の補助対象経費を含む全ての支出予算額から収入予算額を控除した自己負担額と補助対象経費の 2 分の 1 を比較していずれか少ない方の額を、事業種類ごとに定められている限度額の範囲内の額とされている。

2. 監査の結果及び意見

(1) 成果指標の設定について

① 成果指標の設定に関する現状

補助金の目的達成度や効果を測定するためには、具体的な成果指標を設定することが必要であり、当該設定により補助金の有効性・必要性の検証が可能となるが、現状では具体的な成果指標が設定されていない。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 具体的な成果指標を設定し補助金の有効性・必要性を検証すべき

成果指標を設定しなければ補助金の目的達成度や効果の測定が不明確となる。文化・スポーツ振興を目的とする補助金であることから、例えばイベントの開催である場合はイベント参加者数や参加者へのアンケート結果（満足した人の割合）等を具体的な成果指標として設定するとともに、事務事業評価調書等で補助金の有効性・必要性を検証すべきである。

(2) 選考委員会の議事録について

① 選考委員会に関する現状

当該補助金の交付対象事業の選考に当たっては、文化・スポーツ振興助成事業選考委員会（以下「選考委員会」という。）が設置されており、有識者によって構成されている。選考委員会は事業の審査及び選考を行うために開催されるが、議事録等は作成されていない。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 選考委員会の議事録を作成すべき

当該補助金の交付対象事業は選考委員会で決定されるが、どのような選考過程を経て決定されたか、またどのような審議が行われたか分からない状況となっている。

交付対象事業の選考過程に関して透明性を確保する観点から、選考過程や審議内容が分かるよう選考委員会の議事録を作成し保管することが必要である。

(3) 審査の評価表の改善について

① 審査の評価表に関する現状

上記(2)で述べた選考委員会での提案事業の審査は、事業種類によって6つ又は7つの項目について5段階で評価されている。採点表には、1から5までの数値が記載されているのみで、審査を行った各委員の業者選定に対するコメントが記載されていない。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 審査表にコメント等を記載できる様式に見直すべき

①で述べたとおり、採点表には、1から5までの数値が記載されているのみであるため、数値のみの採点結果だけでは、評価の理由が不明瞭であるため、必要に応じてコメント等を記載できる様式とすることを検討されたい。

(4) 収支予算書について

① 収支予算書に関する現状

当該補助金の交付申請時には交付申請書と合わせて収支予算書も提出されるが、収支予算書の助成対象経費の内訳は費目ごとの合計の金額しか記載されておらず、各費目の積算根拠までは分からない状況となっている。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 収支予算書の各費目の積算根拠を記載するよう求めるべき

現状の収支予算書では、補助対象経費の各費目の合計の金額しか記載されていないため、積算根拠が分からず各費目の金額が妥当かどうか判断が困難となっている。

例えば、単価に回数を乗じた合計金額を記載する等、積算根拠まで記載するよう事業者に求め、各費目の金額が妥当かどうか判断することが必要である。

【13】 地域・ひと・まちづくり補助金

所管部局／課室名	部局名	企画部	課室名	地域政策課		
補助金等の名称	地域・ひと・まちづくり補助金					
補助金等の目的	住民自らが地域を住みよくしたり魅力を向上させようとする活動に対し、市町村をはじめ県の他の施策で対応できないケースに振興局の判断により補助金を交付し、地域住民の底力を後押しする。					
補助金等の分類	<input type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 施設運営費補助 <input type="checkbox"/> 施設整備事業補助 <input checked="" type="checkbox"/> イベント等補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> その他(個人に対する補助等)					
補助金等の期間	補助開始年度	平成 10 年度	補助終了(予定)年度	—		
	終期の定め	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無				
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	地域・ひと・まちづくり補助事業実施要綱					
補助金等の概要						
対象経費	ハード整備、団体や施設等の運営経費を除く経費					
交付先	市町村・民間の地域づくり団体等					
補助率	補助対象経費の 2 分の 1 以内					
補助金等に係る 事務コスト	年間延べ人数 (単位：人)	1.5	概算人件費 (単位：千円)	12,000		
過去 5 年間の交付実績額等の推移及び平成 27 年度予算額 (単位：千円)						
	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
当初予算額	21,398	21,398	21,398	20,350	19,300	19,893
最終予算額	21,398	21,398	21,398	20,350	19,300	
交付実績額	20,105	18,269	20,326	18,891	18,694	
交付件数 (単位：件)	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	53	44	48	50	40	未定

1. 補助金の概要

地域・ひと・まちづくり補助金は、振興局が地域振興の拠点としてその機能を十分に発揮し得るように、振興局管内においてそれぞれの地域性や独創性を発揮した快適で活力ある魅力的な地域づくりを推進することを目的として、振興局を通じて補助事業対象者に対し交付するものである。

補助対象者や補助対象事業等は地域・ひと・まちづくり補助事業実施要綱にて以下の通り定められている。

補助対象者	1 市町村 2 一部事務組合 3 広域市町村圏協議会 4 広域連合 5 複数市町村等で構成される団体（等には県、民間団体を含む） 6 和歌山県に本拠を持ち県内で活動する団体 (市町村や企業、第三セクターが参加している場合も可。)
-------	--

補助対象事業	(1) 地域文化育成事業 (2) 地域資源活用事業 (3) 地域交流事業 (4) UJI ターン促進事業 (5) 地域情報化推進事業 (6) ひとづくり推進事業 (7) 住民福祉の増進や地域の活性化等地域振興上知事が特に必要と認める事業
補助期間	単年度。ただし6の団体が実施する事業の場合、必要に応じ2か年に限り延長することが出来る。
補助率	2分の1以内
補助限度額	100万円

2. 監査の結果及び意見

(1) 成果指標の設定について

① 成果指標に関する現状

補助金の目的達成度や効果を測定するためには、具体的な成果指標を設定することが必要であり、当該設定により補助金の有効性・必要性の検証が可能となるが、現状では具体的な成果指標が設定されていない。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 具体的な成果指標を設定し補助金の有効性・必要性を検証すべき

成果指標を設定しなければ補助金の目的達成度や効果の測定が不明確となる。地域住民の諸活動を推進するための補助金であることから、例えばイベントの開催である場合は参加者数や参加者へのアンケート結果（満足した人の割合）を具体的な成果指標として設定するとともに、事務事業評価調書等で補助金の有効性・必要性を検証すべきである。

(2) 収支予算見積書及び収支決算書の記載方法について

① 収支予算見積書及び収支決算書の記載方法における現状

地域・ひと・まちづくり補助事業実施要綱第8条によると、補助事業に要する経費の配分を変更（経費の額の20%以上変更する場合に限る。）する場合はあらかじめ知事の承認を受けなければならないと定められている。しかしながら、交付申請時に提出する収支予算見積書及び実績報告書に添付する収支決算書を閲覧したところ、支出の

部の経費区分が詳細な項目ごとに記載されておらず、まとめて一つの項目に集約されており、経費の配分の変更の有無が判断できないものが見受けられた。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 経費区分を詳細に記載するよう指導すべき

現状では、収支予算見積書及び収支決算書の経費区分が詳細に記載されていないため、当初の収支予算見積書から経費区分の変更があった際にその内容を把握できず、同要綱に規定されている知事の承認を得ずに経費配分の変更が行われる可能性がある。

したがって、収支予算見積書及び収支決算書の経費区分は、経費配分の変更の有無を把握するために詳細に記載するよう事業者へ指導する必要がある。詳細な経費区分を把握するため、同要綱や取扱要領にて経費区分に記載すべき経費の分類等を定めることも一つの方法として考えられる。

(3) 現地調査における実施事項及び実施結果の文書化について

① 現地調査における実施事項及び実施結果の文書化に関する現状

振興局では、実績報告書の提出を受け、補助対象経費の金額の正確性や内容の妥当性を確かめるために、支出の証憑を確認する等の現地調査を実施しているが、現地調査での実施事項及び実施結果を記載した書面等を保管していない。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 現地調査での実施事項及び実施結果を書面等で残すべき

現地調査での実施事項及び実施結果を書面等で保管していない場合、何を実施しその結果がどうであったか事後に確認できないことになる。また、実施事項をあらかじめ定めておくことにより、振興局担当者が交代した場合でも、実施事項の漏れや失念を防止する効果が期待できる。よって、現地調査で関係資料や証憑等の閲覧を実施し、実施事項及び実施結果を記載した書面等を保管すべきである。

【14】 過疎集落再生・活性化支援事業補助金

所管部局／課室名	部局名	企画部	課室名	過疎対策課		
補助金等の名称	過疎集落再生・活性化支援事業補助金					
補助金等の目的	過疎集落を再生・活性化し、住民が安心して暮らしていくために、過疎生活圏単位で日常生活機能の確保や地域活性化を図る総合的な取組を推進する上で、特に緊要な事業について助成を行う。					
補助金等の分類	<input type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 施設運営費補助 <input type="checkbox"/> 施設整備事業補助 <input type="checkbox"/> イベント等補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> その他(個人に対する補助等)					
補助金等の期間	補助開始年度	平成 23 年度	補助終了(予定)年度	平成 32 年度		
	終期の定め	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	過疎集落再生・活性化推進要綱、過疎集落再生・活性化支援事業取扱要領 過疎集落再生・活性化支援事業補助金交付要綱					
補助金等の概要						
対象経費	過疎生活圏において日常生活機能の確保または地域活性化に資する事業					
交付先	市町村、住民団体、NPO 等					
補助率	市町村が事業主体となる事業は 1/2 以内 民間団体が事業主体となる事業は定額					
補助金等に係る 事務コスト	年間延べ人数 (単位：人)	0.6	概算人件費 (単位：千円)	4,800		
過去 5 年間の交付実績額等の推移及び平成 27 年度予算額 (単位：千円)						
	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
当初予算額	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	40,000
最終予算額	—	23,000	29,599	45,560	13,972	
交付実績額	—	15,381	25,583	38,538	12,278	
交付件数 (単位：件)	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	—	5	9	12	8	(予定)10

1. 補助金の概要

過疎集落再生・活性化支援事業補助金は、日常生活機能の確保や地域活性化を目的として、過疎生活圏において医療・福祉対策、生活交通・生活必需品の確保、地域産業の育成等の事業で、市町村又は民間等が行う事業のうち、特に適当と認めるものに対して、予算の範囲内で交付するものである。

補助対象事業は、過疎集落再生・活性化支援事業補助金交付要綱において、以下の通り定められている。

補助対象事業	
(ア) 医療・福祉対策	医療健康相談やリハビリの実施など、地域に密着した医療・福祉施策などの取組
(イ) 生活必需品の確保	必要な時に必要なものが容易に入手できるよう、物品販売や移動販売の促進などの取組
(ウ) 生活交通の確保	交通空白地域を解消するための、過疎地有償運送などの取組
(エ) 地域産業の育成	独自資源の活用による産業おこしや伝統文化を活

補助対象事業	
	かした地域の取組
(オ) その他	(ア) から (エ) までの事業のほかに、過疎集落の再生・活性化を図り、住民が安心して暮らしていくために、過疎生活圏で緊急に実施する必要があると、特に知事が認めた事業
市町村が民間等が行う (ア) から (オ) に規定する事業に補助する事業	

2. 監査の結果及び意見

(1) 成果指標の設定について

① 現状

補助金の目的達成度や効果を測定するためには、具体的な成果指標を設定することが必要であり、当該設定により補助金の有効性・必要性の検証が可能となるが、現状では具体的な成果指標が設定されていない。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 具体的な成果指標を設定し補助金の有効性・必要性を検証すべき

成果指標を設定しなければ補助金の目的達成度や効果の測定が不明確となる。過疎集落の活性化を目的とする補助金であることから、例えば過疎生活圏計画書を作成済の過疎生活圏の件数等を具体的な成果指標として設定するとともに、事務事業評価調書等で補助金の有効性・必要性を検証すべきである。

(2) 現地調査における実施事項の文書化について

① 現地調査における実施事項の文書化に関する現状

所管課では、実績報告書の提出を受け、補助対象経費の金額の正確性や内容の妥当性を確かめるために、支出の証憑を確認する等の現地調査を実施しているが、現地調査での実施事項を記載した書面等を保管していない。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 現地調査での実施事項を書面等で残すべき

実施事項をあらかじめ定めておくことにより、所管課担当者が交代した場合でも、実施事項の漏れや失念を防止する効果が期待できることから、現地調査した実施事項を記載した書面等で保管すべきである。

【15】和歌山県地域公共交通確保維持事業費補助金

所管部局／課室名	部局名	企画部	課室名	総合交通政策課		
補助金等の名称	和歌山県地域公共交通確保維持事業費補助金					
補助金等の目的	生活交通の存続が危機に瀕している地域において、地域の特性・実情に最適な交通手段が提供され、地域公共交通の確保・維持を支援するため					
補助金等の分類	<input type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 施設運営費補助 <input type="checkbox"/> 施設整備事業補助 <input type="checkbox"/> イベント等補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> その他(個人に対する補助等)					
補助金等の期間	補助開始年度	平成 19 年度	補助終了(予定)年度	—		
	終期の定め	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無				
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)及び同施行令並びに同法施行規則 和歌山県地域公共交通確保維持事業費補助金交付要綱					
補助金等の概要						
対象経費	補助対象系統に係る補助対象経常費用の見込額と経常収益の見込額との差額					
交付先	一般乗合旅客自動車運送事業を営業者					
補助率	補助対象の 1/2					
補助金等に係る 事務コスト	年間延べ人数 (単位:人)	0.9	概算人件費 (単位:千円)	7,200		
過去 5 年間の交付実績額等の推移及び平成 27 年度予算額 (単位:千円)						
	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
当初予算額	187,530	126,665	160,683	155,494	147,381	136,167
最終予算額	128,445	126,665	109,433	119,619	116,863	
交付実績額	110,765	116,571	103,789	115,554	116,586	
交付件数 (単位:件)	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	10	10	10	10	10	(予定)10

1. 補助金の概要

地域交通の存続が危機に瀕している地域において、地域の特性・実情に最適な交通手段が提供され、地域公共交通の確保・維持を支援する目的のため、一般乗合旅客自動車運送事業を営業者(具体的にはバス事業者)に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものである。

補助対象経費は、補助対象経常費用の見込額と経常収益の見込額の差額を基本として、国、県でそれぞれ半額ずつを補助するものである。

なお、事業者への補助金交付額の算出に際しては、決算書に基づき事業者が路線ごとの費用と収益を算定しており、当該算定については年に 1 回実施するヒアリングにより事業者から説明を受けている。

費用面は事業者の決算書に基づき、一般乗合旅客事業に係る年間総費用を、全営業路線の総延長で除した金額を用いている。収益面は補助対象路線の乗車実態調査から算出した金額を用いている。

2. 監査の結果及び意見

(1) 実績報告書の検証結果の文書化について

① 実績報告書の検証結果の文書化に関する現状

補助金交付額の適正性を担保するために、県、国、市町村、住民代表等で構成される協議会において、事業者から提示された収益の根拠資料（乗降調査等）等を閲覧しており、所管課においても根拠資料の正確性を閲覧やヒアリング等で確かめているとのことであるが、当該検証結果が書面等で保管されていない。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 実績報告書の検証結果を書面等で保管すべき

実績報告書の検証結果を書面等で保管していない場合、何を実施しその結果がどうであったか事後に確認できないことになる。また、実施事項をあらかじめ定めておくことにより、所管課担当者が交代した場合でも、実施事項の漏れや失念を防止する効果が期待できる。よって、実績報告書の検証手続及び検証結果を具体的に書面等で保管すべきである。

【16】和歌山県運輸振興助成補助金

所管部局／課室名	部局名	企画部	課室名	総合交通政策課		
補助金等の名称	和歌山県運輸振興助成補助金					
補助金等の目的	公共輸送機関のコスト上昇の抑制、輸送力の確保を図るとともに、日常生活の利便性向上及び地球温暖化対策の推進を図る。					
補助金等の分類	<input type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 施設運営費補助 <input type="checkbox"/> 施設整備事業補助 <input type="checkbox"/> イベント等補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> その他(個人に対する補助等)					
補助金等の期間	補助開始年度	昭和 51 年度		補助終了(予定)年度	—	
	終期の定め	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無				
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	運輸事業の振興の助成に関する法律					
補助金等の概要						
対象経費	輸送の安全の確保に関する事業他 7 事業					
交付先	公益社団法人和歌山県トラック協会 公益社団法人和歌山県バス協会					
補助率	省令所定の計算によって算定された額を交付					
交付手続フロー	事業計画・交付申請→交付決定→概算払い→実績報告→額の確定					
補助金等に係る 事務コスト	年間延べ人数 (単位：人)	0.1		概算人件費 (単位：千円)	800	
過去 5 年間の交付実績額等の推移及び平成 27 年度予算額 (単位：千円)						
	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
当初予算額	107,163	107,548	103,691	103,691	124,155	139,825
最終予算額	107,163	107,548	103,691	116,625	124,155	
交付実績額	107,163	107,548	103,691	116,625	124,155	
交付件数 (単位：件)	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	2	2	2	2	2	(予定)2

1. 補助金の概要

運輸事業の振興の助成に関する法律及び同法施行規則に基づき、関係団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものである。補助金の交付先はバス事業者又は、トラック事業者を構成員とする公益社団法人和歌山県トラック協会と公益社団法人和歌山県バス協会であり、補助対象経費は、事故防止・交通安全対策事業や環境問題対策事業ほか 7 事業が対象となっている。

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【17】公益財団法人和歌山県人権啓発センター運営事業補助金

所管部局／課室名	部局名	企画部	課室名	人権施策推進課		
補助金等の名称	公益財団法人和歌山県人権啓発センター運営事業補助金					
補助金等の目的	人権問題に関する情報の収集・発信と人権啓発等を行う公益財団法人和歌山県人権啓発センターの運営を支援する。					
補助金等の分類	<input checked="" type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 施設運営費補助 <input type="checkbox"/> 施設整備事業補助 <input type="checkbox"/> イベント等補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> その他(個人に対する補助等)					
補助金等の期間	補助開始年度	平成 14 年度	補助終了(予定)年度	—		
	終期の定め	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無				
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 和歌山県人権尊重の社会づくり条例 和歌山県人権施策基本方針 公益財団法人和歌山県人権啓発センター運営補助金交付要綱					
補助金等の概要						
対象経費	センターの運営及びセンターが行う人権教育啓発活動等に要する人件費及び事務費					
交付先	公益財団法人和歌山県人権啓発センター					
補助率	対象経費の最大 10/10					
補助金等に係る事務コスト	年間延べ人数 (単位：人)	0.3	概算人件費 (単位：千円)	2,400		
過去 5 年間の交付実績額等の推移及び平成 27 年度予算額 (単位：千円)						
	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
当初予算額	52,659	61,655	62,799	62,996	64,196	64,269
最終予算額	52,350	62,675	62,799	57,768	61,996	
交付実績額	52,193	62,564	62,144	57,370	61,332	
交付件数 (単位：件)	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	1	1	1	1	1	(予定)1

1. 補助金の概要

和歌山県では、県の人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進するための指針として「和歌山県人権施策基本方針」を策定し、さまざまな人権課題の解決に取り組んでいる。このため、人権教育・啓発活動を総合的に推進するための教育啓発拠点として公益財団法人和歌山県人権啓発センター（以下「人権啓発センター」という。）を設置し、人権に関する情報の収集・発信と人権教育啓発活動等を行う人権啓発センターに対し、予算の範囲内で補助金を交付するものであり、補助対象経費は人権啓発センターの運営及び人権啓発センターが行う人権教育啓発活動等に要する人件費及び事務費である。

2. 監査の結果及び意見

(1) 補助金の交付方針の明確化について

① 補助金の交付方針の明確化に関する現状

運営費補助の場合、人件費や事務費など管理費を含む経費全般が補助対象となり、事業費補助よりも補助金の効果や必要性の検証が曖昧になる傾向があり、ひいては中長期的な視点での補助金交付方針が不明確となるおそれがある。

このため、所管課は、運営費補助の交付先において県のビジョンに沿った中期経営（運営）計画が策定されることを指導し、中長期的な補助金交付方針を明確にする必要がある。

しかし、所管課は、単年度ごとのモニタリング及び事業効果の検証を実施しているが、交付先である人権啓発センターは中期経営（運営）計画を策定しておらず、所管課による中長期的な補助金交付方針は明確になっていない。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 交付先が策定した中期経営（運営）計画に基づき、補助金の交付方針を明確にすべき

単年度ごとのモニタリングによる事業効果の検証のみでは、中長期的な視点での検証ができず、毎年同額程度の補助金が漫然と支給されている事態にもなりかねない。

このため、交付先である人権啓発センターに、県のビジョンに沿った中期経営（運営）計画の策定を指導するとともに、中期経営（運営）計画に基づき今後どのような方針で補助金を交付していくのかを明確にすべきである。

(2) 事務事業評価について

① 事務事業評価に関する現状

各所管課において毎年7月頃に補助金を含む事務事業の評価を行い、当該評価結果調書を行政改革課に提出している。当該事務事業評価調書について平成24年度分～平成26年度分を閲覧したところ、事業費や人権啓発センター利用者数等の数値以外の記載箇所（事業目的及び概要・事後評価・次々年度以降に向けた見直し）の記述が3年間全く同じであった。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 実効性ある事務事業評価を行うべき

事務事業の内容は毎年必ずしも同じではないことに鑑みれば、定性的な記載箇所の記述が3年間全く同じであることは、当該評価が形骸化していると思わざるを得ない。事業目的の達成度を適切に評価し、課題や見直すべき点を記載することで、実効性のある事務事業評価を行うべきである。

(3) 現地調査での実施事項及び実施結果の文書化について

① 現地調査における実施事項及び実施結果の文書化に関する現状

交付先である人権啓発センターから提出された実績報告書の内容の正確性・妥当性等を確かめるため、所管課担当者が人権啓発センターに出向き、関係資料や証憑の閲覧等の現地調査を実施したとのことであるが、質疑の内容を記載した復命書が残されているのみで、現地調査での実施事項及び実施結果が書面等で保管されていない。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 現地調査での実施事項及び実施結果を書面等で保管すべき

現地調査での実施事項及び実施結果を書面等で保管していない場合、何を実施しその結果がどうであったか事後に確認できないことになる。また、実施事項をあらかじめ定めておくことにより、所管課担当者が交代した場合でも、実施事項の漏れや失念を防止する効果が期待できる。よって、現地調査での実施事項及び実施結果を具体的に書面等で保管すべきである。

(4) 交付要綱における補助対象経費の記載について

① 交付要綱における補助対象経費の記載の現状

当該補助金に係る補助対象経費は、交付要綱上は「補助対象事業に要する人件費及び事務費」と定められているが、人権啓発センターの退職給付引当資産の積立額に補助金7,016千円が充当されていた。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 補助対象経費に退職給付引当資産の積立額を含む旨を記載することが望ましい
人権啓発センターの平成 26 年度決算においては、退職給付費用（人件費）の発生はなく、結果的に退職給付引当資産の積立額として補助金 7,016 千円が充当された。将来における職員の退職金の支払に備えるため、人権啓発センターでは特定資産として退職給付引当資産を積立しているが、厳密な意味においては退職給付引当資産の積立額は費用ではないため、補助対象経費としての人件費に含まれないとも考えられる。退職給付引当資産の積立額を補助対象経費として認めるのであれば、交付要綱における補助対象経費の記載は「補助対象事業に要する人件費（退職給付引当資産の積立額を含む）及び事務費」とすることが望ましい。

【18】和歌山県青少年育成事業補助金

所管部局／課室名	部局名	環境生活部	課室名	青少年・男女共同参画課		
補助金等の名称	和歌山県青少年育成事業補助金					
補助金等の目的	県内における地域子ども会活動の充実を図ること等。					
補助金等の分類	<input type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 施設運営費補助 <input type="checkbox"/> 施設整備事業補助 <input type="checkbox"/> イベント等補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> その他(個人に対する補助等)					
補助金等の期間	補助開始年度	平成 21 年度	補助終了(予定)年度	—		
	終期の定め	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無				
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	和歌山県青少年育成事業補助金交付要綱					
補助金等の概要						
対象経費	和歌山県青少年育成事業補助金交付要綱に定められた子ども会活動推進事業に係る経費等					
交付先	和歌山県子ども会連絡協議会、市町村等					
補助率	対象経費の最大 10/10					
補助金等に係る事務コスト	年間延べ人数 (単位：人)	1.1	概算人件費 (単位：千円)	8,800		
過去 5 年間の交付実績額等の推移及び平成 27 年度予算額 (単位：千円)						
	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
当初予算額	46,042	45,037	40,906	40,146	39,114	38,806
最終予算額	46,042	45,037	40,906	40,146	39,114	
交付実績額	40,554	40,293	39,779	38,629	37,944	
交付件数 (単位：件)	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	39	39	38	37	37	(予定)37

1. 補助金の概要

青少年の健全育成活動を推進する市町村及び連絡協議会等の団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものである。

市町村に対する補助金の交付対象となる事業は以下の3事業であり、平成26年度の交付実績額は以下の通りである。

(単位：千円)

	補助対象事業名	交付実績額
1	地域子ども会活動支援事業	33,978
2	地域組織活動支援事業	1,585
3	青少年地域参加促進事業	312

また、県内で広域的な活動を行う青少年団体に対する補助金の交付の対象となる事業は、以下の3事業であり、平成26年度の交付実績額は以下の通りである。

(単位：千円)

	補助対象事業名	交付実績額
1	子ども会活動推進事業	758

2	地域組織活動推進事業	508
3	地域子ども集団相互交流推進事業	803

2. 監査の結果及び意見

(1) 成果指標の設定について

① 成果指標の設定に関する現状

補助金の目的達成度や効果を測定するためには、具体的な成果指標を設定することが必要であり、当該設定により補助金の有効性・必要性の検証が可能となるが、現状では具体的な成果指標が設定されていない。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 具体的な成果指標を設定し補助金の有効性・必要性を検証すべき

成果指標を設定しなければ補助金の目的達成度や効果の測定が不明確となる。地域子ども会活動の充実を図ること等を目的とする補助金であることから、例えば子ども会の会員数や年間活動日数等を具体的な成果指標として設定するとともに、事務事業評価調書等で補助金の有効性・必要性を検証すべきである。

(2) 実績報告書について

① 実績報告書に関する現状

和歌山県青少年育成事業補助金交付要綱では各事業における対象団体、組織について、一定人数以上の参加を求めている事業がある。それらについては、実績報告書において適切に参加人数を報告させる必要がある。

青少年地域参加促進事業について、活動主体となる青少年組織は15人以上の高校生及びその年代を中心とする青少年を会員として組織されなければならないという要件があるが、実績報告書において参加人数の報告がされていなかった。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 実績報告書において参加人数を報告させるべき

当該事業は、高校生及びその年代を中心とした青少年の地域参加の促進を図ることが目的となっているが、実績報告書において参加人数が適切に報告されていなければ、

補助対象となる青少年組織であるかどうか判断できない。よって、実績報告書において参加人数の記載を求める、又は参加者の署名等で参加人数を添付する形で報告させるべきである。

【19】公益社団法人和歌山県青少年育成協会補助金

所管部局／課室名	部局名	環境生活部	課室名	青少年・男女共同参画課		
補助金等の名称	公益社団法人和歌山県青少年育成協会補助金					
補助金等の目的	青少年の健全育成					
補助金等の分類	<input type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 施設運営費補助 <input type="checkbox"/> 施設整備事業補助 <input type="checkbox"/> イベント等補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> その他(個人に対する補助等)					
補助金等の期間	補助開始年度	平成5年度		補助終了(予定)年度	—	
	終期の定め	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無				
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	公益社団法人和歌山県青少年育成協会補助金交付要綱					
補助金等の概要						
対象経費	公益社団法人和歌山県青少年育成協会の運営事業費等					
交付先	公益社団法人和歌山県青少年育成協会					
補助率	対象経費の最大 10/10					
補助金等に係る 事務コスト	年間延べ人数 (単位：人)	0.6		概算人件費 (単位：千円)	4,800	
過去5年間の交付実績額等の推移及び平成27年度予算額 (単位：千円)						
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
当初予算額	28,668	28,561	28,278	29,707	29,471	32,049
最終予算額	29,006	29,003	28,278	29,707	30,093	
交付実績額	29,006	29,003	28,278	29,707	30,093	
交付件数 (単位：件)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	1	1	1	1	1	(予定)1

1. 補助金の概要

青少年の健全な育成を図るため、公益社団法人和歌山県青少年育成協会（以下「育成協会」という。）に対し予算の範囲内で補助金を交付するものである。補助金の交付対象となる事業は、育成協会の運営事業及び育成協会が行う市町村民会議補助事業となっている。育成協会の運営事業とは、地域社会の大人が青少年を見守り育ててゆく「地域の育力」の強化と体制づくりを推進する事業や青少年健全育成に対する県民の理解を深めるための啓蒙活動事業等である。また、市町村民会議補助事業とは、地域の子どもは地域が育てるということを促進するために組織されている市町村民会議（県内30市町村）が実施する青少年健全育成にかかる事業を支援するものである。

2. 監査の結果及び意見

(1) 成果指標の設定について

① 成果指標の設定に関する現状

補助金の目的達成度や効果を測定するためには、具体的な成果指標を設定することが必要であり、当該設定により補助金の有効性・必要性の検証が可能となるが、現状では具体的な成果指標が設定されていない。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 具体的な成果指標を設定し補助金の有効性・必要性を検証すべき

成果指標を設定しなければ補助金の目的達成度や効果の測定が不明確となる。青少年の健全育成を目的とする補助金であることから、例えば子ども・若者育成支援県民大会の参加者数や少年メッセージ和歌山県大会の観客数及び中学生の応募率等を具体的な成果指標として設定するとともに、事務事業評価調書等で補助金の有効性・必要性を検証すべきである。

(2) 事業計画書の具体性について

① 事業計画書に関する現状

当該補助金を受領するに当たり、育成協会は事業計画書を作成している。事業計画書には育成協会が実施する事業についての記載はあるものの、事業の実施回数や時期に関する記載が行われていないものが大半であるため、事業終了後に事業の実施回数や時期を記載した実績報告書を受領しているものの、計画通りに事業が実施されたかどうか判断ができない。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 事業計画書に事業の実施回数や実施時期の記載を求めるべき

事業計画書に事業の実施回数や実施時期の記載がなければ、当初の計画どおりに事業が実施されたかどうか判然とせず、補助金が適正に執行されていることを十分に確認できないおそれがある。よって、事業計画書に事業の実施回数や実施時期の記載を求めるべきである。

【20】 県社会福祉協議会運営事業補助金

所管部局／課室名	部局名	福祉保健部	課室名	福祉保健総務課		
補助金等の名称	県社会福祉協議会運営事業補助金					
補助金等の目的	地域福祉の推進及び各市町村社会福祉協議会、社会福祉施設・団体等の連絡調整・支援					
補助金等の分類	<input checked="" type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 施設運営費補助 <input type="checkbox"/> 施設整備事業補助 <input type="checkbox"/> イベント等補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> その他(個人に対する補助等)					
補助金等の期間	補助開始年度	不明		補助終了(予定)年度	—	
	終期の定め	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無				
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	社会福祉事業補助金交付要綱					
補助金等の概要						
対象経費	県社会福祉協議会に設置する福祉活動指導員の人件費及び活動費、体制強化職員の人件費、運営費					
交付先	社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会					
補助率	対象経費の最大 10/10					
補助金等に係る 事務コスト	年間延べ人数 (単位：人)	0.3	概算人件費 (単位：千円)	2,400		
過去5年間の交付実績額等の推移及び平成27年度予算額 (単位：千円)						
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
当初予算額	102,988	91,491	97,990	92,105	92,961	100,859
最終予算額	101,540	95,224	96,779	95,177	95,003	
交付実績額	101,537	95,224	93,412	95,177	95,003	
交付件数 (単位：件)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	1	1	1	1	1	(予定)1

1. 補助金の概要

社会福祉事業の推進を図るため、和歌山県社会福祉事業に関する連絡及び助成等を行う社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものであり、補助対象経費は以下の通りである。

補助対象事業	補助対象経費	補助率
和歌山県社会福祉協議会運営事業	県社協に設置する福祉活動指導員の人件費及び活動費、体制強化職員の人件費、運営費	10/10 以内

2. 監査の結果及び意見

(1) 交付先の中期経営（運営）計画に対するモニタリングについて

① 交付先の中期経営（運営）計画に対するモニタリングに関する現状

運営費補助である場合、人件費や事務費など一般管理費的な経費全般が補助対象となり、事業費補助よりも補助金の効果や必要性の検証が曖昧になる傾向がある。よって、交付先の中期経営（運営）計画・年度計画の策定に関する助言・指導による実態

把握や、計画に対する進捗状況のモニタリングが一層重要になる。交付先の県社協においては、中期経営（運営）計画に相当するものとして「2014～2016年度 第4次和歌山県社会福祉協議会活動計画」を策定しているが、当該活動計画に対する進捗状況のモニタリング結果が書面等で適切に残されておらず、当該補助金の効果や必要性の検証が不明確である。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 交付先の中期経営（運営）計画に対するモニタリングを適切に行い、補助金の効果や必要性の検証を十分に実施すべき

運営費補助である以上、所管課としては単年度のみならず中長期的な観点から事業の有効性・業務の効率性を検討し、交付先の運営に対して適切な助言・指導を行う必要がある。そのためには交付先が策定した中期経営（運営）計画の進捗状況をモニタリングし、運営費補助の効果や必要性を十分に評価・検証し書面等で適切に文書化するとともに、事務事業評価調書等で評価・検証結果を対外的に公表し県民に広く周知すべきである。なお、可能な限り交付先が自立的に運営できることが望ましく、そのためには所管課が交付先と協力して自助努力の促進や自立的運営のための対応策の検討に取り組むことが必要である。

(2) 支出内容の正確性・妥当性の確認について

① 支出内容の正確性・妥当性の確認に関する現状

年度終了時において交付先より実績報告書を受領する際には、実績報告書に記載された補助金の使途の正確性・妥当性を確かめるため、支出に関する請求書や領収書等の証憑を確認する必要があると考えられるが、所管課では実績報告書について形式面のチェックや前年度実績からの増減状況等を把握するのみで、詳細な支出内容のチェックまでは行われていない。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 必要に応じて支出に関する証憑を入手することや現地調査を実施すべき

現状は、支出金額の根拠となる請求書、領収書等の証憑を確認しておらず、支出金額の正確性や妥当性の確認が十分に行われていない。実際に関係資料や証憑の閲覧等

を実施しなければ正確な実態把握は困難であるため、実績報告書とともに、必要に応じて、支出に関する証憑を入手することや現地調査を実施する等の対応が必要である。

なお、実施事項や実施結果は事後に確認できるよう、具体的に記載した書面等を保管しておく必要がある。

【21】 軽費老人ホーム運営補助金

所管部局／課室名	部局名	福祉保健部	課室名	長寿社会課		
補助金等の名称	軽費老人ホーム運営補助金					
補助金等の目的	身体機能の低下等により独立生活に不安がある等の理由により、在宅での生活が困難な高齢者が利用する「軽費老人ホーム」の適正な運営を図る。					
補助金等の分類	<input type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input checked="" type="checkbox"/> 施設運営費補助 <input type="checkbox"/> 施設整備事業補助 <input type="checkbox"/> イベント等補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> その他(個人に対する補助等)					
補助金等の期間	補助開始年度	平成 5 年度	補助終了(予定)年度	—		
	終期の定め	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無				
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号) 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号) 軽費老人ホーム運営補助金交付要綱(平成 6 年 3 月 7 日施行) 和歌山県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 24 年 10 月 5 日条例第 61 号) 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成 20 年 5 月 9 日省令第 107 号)					
補助金等の概要						
対象経費	軽費老人ホーム運営に要する経費のうち、人件費支出、事務費支出、事業費支出、経理区分間繰入金支出、固定資産取得支出、人件費積立資産支出、修繕積立資産支出、備品等購入積立資産支出に充当する経費 (国の基準「社会福祉施設における民間施設給与等改善費の取扱いについて」に基づき支出)					
交付先	民間団体(軽費老人ホームを設置する社会福祉法人及び社会福祉法第 62 条第 2 項の規定により知事の許可を受けた法人)					
補助率	対象経費の最大 10/10 (ただし基準額を限度とする)					
補助金等に係る 事務コスト	年間延べ人数 (単位:人)	0.5	概算人件費 (単位:千円)	4,000		
過去 5 年間の交付実績額等の推移及び平成 27 年度予算額 (単位:千円)						
	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
当初予算額	212,640	218,191	198,476	227,911	278,104	268,244
最終予算額	178,754	180,903	189,507	198,518	224,781	
交付実績額	175,503	174,211	179,749	182,274	214,771	
交付件数 (単位:件)	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	10	11	11	12	13	(予定)13

1. 補助金の概要

軽費老人ホーム運営補助金は、老人福祉法第 20 条の 6 に規定する軽費老人ホームの適正な運営を図るため、軽費老人ホームを設置する社会福祉法人等に対し、予算の範囲内で交付するものである。

補助対象経費は、県の軽費老人ホーム運営補助金交付要綱において、主に以下の通り定められている。

- ・人件費支出(職員給与、職員賞与、非常勤職員給与等)
- ・事務費支出(福利厚生費、職員被服費、旅費交通費等)
- ・事業費支出(保健衛生費のうち利用者の健康診断の実施に要する費用)

補助金の交付額については、上記の補助対象経費の実支出額と和歌山県軽費老人ホ

ームの利用料等の取扱要領第5条に定めるサービスの提供に要する費用基準額の年間合計額とを比較していずれか少ない方の額から、同要領第2条の規定による利用者本人からの徴収額の年間合計額から同要領第6条に定める特別運営費の額を除いた額を控除して得た額以内の額とされている。

2. 監査の結果及び意見

(1) 成果指標の設定について

① 成果指標の設定に関する現状

補助金の目的達成度や効果を測定するためには、具体的な成果指標を設定することが必要であり、当該設定により補助金の有効性・必要性の検証が可能となるが、現状では具体的な成果指標が設定されていない。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 具体的な成果指標を設定し補助金の有効性・必要性を検証すべき

所管課においては成果指標を設定していないが、成果指標を設定しなければ補助金の目的達成度や効果の測定が不明確となる。例えば入所者数や入所率等を具体的な成果指標として設定するとともに、事務事業評価調書等で補助金の有効性・必要性を検証すべきである。

【22】和歌山県いきいき長寿社会センター運営事業補助金

所管部局／課室名	部局名	福祉保健部	課室名	長寿社会課高齢者生活支援室		
補助金等の名称	和歌山県いきいき長寿社会センター運営事業補助金					
補助金等の目的	高齢者の生きがいと健康づくりの推進を図り、高齢者が地域社会において積極的に社会活動に参加することを促す。					
補助金等の分類	<input checked="" type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 施設運営費補助 <input type="checkbox"/> 施設整備事業補助 <input type="checkbox"/> イベント等補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> その他(個人に対する補助等)					
補助金等の期間	補助開始年度	平成 12 年度	補助終了(予定)年度	—		
	終期の定め	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無				
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	和歌山県いきいき長寿社会センター運営事業補助金交付要綱					
補助金等の概要						
対象経費	社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会和歌山県いきいき長寿社会センター運営及び、同センターが行う高齢者の生きがいと健康づくりの推進、社会活動の促進と啓発普及に関する事業等に要する経費					
交付先	社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会					
補助率	対象経費の最大 10/10					
補助金等に係る事務コスト	年間延べ人数 (単位：人)	0.2	概算人件費 (単位：千円)	1,600		
過去 5 年間の交付実績額等の推移及び平成 27 年度予算額 (単位：千円)						
	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
当初予算額	25,277	23,864	16,594	20,263	20,379	19,086
最終予算額	24,480	23,718	14,944	19,998	20,379	
交付実績額	24,480	23,718	14,944	19,619	20,379	
交付件数 (単位：件)	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	1	1	1	1	1	(予定)1

1. 補助金の概要

高齢者の生きがいと健康づくりの推進を図り、高齢者が地域社会において自身の経験、能力及び知識を活用し、積極的に社会活動に参加することを促すとともに、高齢者の社会活動の必要性を県民に周知するための事業等を行う社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものである。

補助対象経費は、和歌山県いきいき長寿社会センター運営事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第2条において、社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会和歌山県いきいき長寿社会センターの運営及び同センターが行う高齢者の生きがいと健康づくりの推進、社会活動の推進と啓発普及に関する事業等に要する経費と定められている。

2. 監査の結果及び意見

(1) 交付先の中期経営（運営）計画に対するモニタリングについて

① 交付先の中期経営（運営）計画に対するモニタリングに関する現状

運営費補助である場合、人件費や事務費など一般管理費的な経費全般が補助対象となり、事業費補助よりも補助金の効果や必要性の検証が曖昧になる傾向がある。よって、交付先の中期経営（運営）計画・年度計画の策定に関する助言・指導による実態把握や、計画に対する進捗状況のモニタリングが一層重要になる。交付先の県社協においては、中期経営（運営）計画に相当するものとして「2014～2016 年度 第4次和歌山県社会福祉協議会活動計画」を策定しているが、当該活動計画に対する進捗状況のモニタリング結果が書面等で適切に残されておらず、当該補助金の効果や必要性の検証が不明確である。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 交付先の中期経営（運営）計画に対するモニタリングを適切に行い、補助金の効果や必要性の検証を十分に実施すべき

運営費補助である以上、所管課としては単年度のみならず中長期的な観点から事業の有効性・業務の効率性を検討し、交付先の運営に対して適切な助言・指導を行う必要がある。そのためには交付先が策定した中期経営（運営）計画の進捗状況をモニタリングし、運営費補助の効果や必要性を十分に評価・検証し書面等で適切に文書化するとともに、事務事業評価調書等で評価・検証結果を対外的に公表し県民に広く周知すべきである。なお、可能な限り交付先が自立的に運営できることが望ましく、そのためには所管課が交付先と協力して自助努力の促進や自立的運営のための対応策の検討に取り組むことが必要である。

(2) 支出内容の正確性・妥当性の確認について

① 支出内容の正確性・妥当性の確認に関する現状

年度終了時において交付先より実績報告書を受領する際には、実績報告書に記載された補助金の使途の正確性・妥当性を確かめるため、支出に関する請求書や領収書等の証憑を確認する必要があると考えられるが、所管課では実績報告書について形式面のチェックや前年度実績からの増減状況等を把握するのみで、詳細な支出内容のチェックまでは行われていない。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 必要に応じて支出に関する証憑を入手することや現地調査を実施すべき

現状は、支出金額の根拠となる請求書、領収書等の証憑を確認しておらず、支出金額の正確性や妥当性の確認が十分に行われていない。実際に関係資料や証憑の閲覧等を実施しなければ正確な実態把握は困難であるため、実績報告書とともに、必要に応じて、支出に関する証憑を入手することや現地調査を実施する等の対応が必要である。

なお、実施事項や実施結果は事後に確認できるよう、具体的に記載した書面等を保管しておく必要がある。

(3) 実績報告書について

① 実績報告書に関する現状

実績報告書には、決算書も添付されているが、当該決算書には当該補助金の収入及び支出だけではなく、他の受託料収入とこれに関する支出も計上されており、補助対象事業と決算額の対応が明確にはなっていない状況である。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 補助対象事業に関する決算書の提出を求めるべき

当該補助金は、和歌山県いきいき長寿社会センターの運営に関する経費が補助対象となっているため、実績報告書に添付される決算書には、当該センターの運営に関する収入及び支出のみを計上し、補助対象経費と決算額の対応を明確にすることが必要である。

【23】和歌山県重度心身障害児（者）医療費補助金

所管部局／課室名	部局名	福祉保健部	課室名	障害福祉課		
補助金等の名称	和歌山県重度心身障害児（者）医療費補助金					
補助金等の目的	重度心身障害児（者）の健康の保持と福祉の増進を図ることを目的としている。					
補助金等の分類	<input type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 施設運営費補助 <input type="checkbox"/> 施設整備事業補助 <input type="checkbox"/> イベント等補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> その他（個人に対する補助等）					
補助金等の期間	補助開始年度	昭和 50 年度	補助終了（予定）年度	—		
	終期の定め	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無				
根拠法令等の名称（法律、条例、要綱等）	和歌山県重度心身障害児（者）医療費補助金交付要綱					
補助金等の概要						
対象経費	市町村が補助した重度心身障害児（者）の保険療養費自己負担分					
交付先	市町村					
補助率	1/2					
補助金等に係る事務コスト	年間延べ人数（単位：人）	1.1	概算人件費（単位：千円）	8,800		
過去5年間の交付実績額等の推移及び平成27年度予算額（単位：千円）						
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
当初予算額	1,469,285	1,390,777	1,354,524	1,300,264	1,225,453	1,145,107
最終予算額	1,341,510	1,297,704	1,275,127	1,219,047	1,186,913	
交付実績額	1,317,346	1,280,706	1,256,741	1,205,684	1,135,488	
交付件数（単位：件）	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	30	30	30	30	30	（予定）30

1. 補助金の概要

重度心身障害児（者）の健康の保持と福祉の増進を図るため、市町村が重度心身障害児（者）に対し医療費の支給を行う場合に、予算の範囲内で交付するものである。

補助金の交付額は、重度心身障害児（者）医療費の額に2分の1を乗じて得た額、審査支払手数料の額に2分の1を乗じて得た額及び所定の基準額により算出した市町村事務費の合計額を基準とする。

2. 監査の結果及び意見

（1）成果指標の設定について

① 成果指標の設定に関する現状

補助金の目的達成度や効果を測定するためには、具体的な成果指標を設定することが必要であり、当該設定により補助金の有効性・必要性の検証が可能となるが、現状では具体的な成果指標が設定されていない。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 具体的な成果指標を設定し補助金の有効性・必要性を検証すべき

成果指標を設定しなければ、補助金の目的達成度や効果の測定が不明確となる。医療費に対する補助金であることから、例えば受給者数や受給者1人当たりの県費負担額等を具体的な成果指標として設定するとともに、事務事業評価調書等で補助金の有効性・必要性を検証すべきである。

【24】救命救急センター運営費補助金

所管部局／課室名	部局名	福祉保健部	課室名	医務課		
補助金等の名称	和歌山県救命救急センター運営費補助金					
補助金等の目的	重篤な救急患者に適切に対応できる医療従事者を配置し、集中治療室等の専用病床及び高度な医療機器の整備により、生命に危険の差し迫った重篤救急患者の医療を24時間体制で受け入れることで県民の生命と健康を守ることに。					
補助金等の分類	<input type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input checked="" type="checkbox"/> 施設運営費補助 <input type="checkbox"/> 施設整備事業補助 <input type="checkbox"/> イベント等補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> その他(個人に対する補助等)					
補助金等の期間	補助開始年度	平成18年度	補助終了(予定)年度	—		
	終期の定め	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無				
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	医療提供体制推進事業費補助金交付要綱 和歌山県救命救急センター運営費補助金交付要綱					
補助金等の概要						
対象経費	救命救急センター運営に必要な給与費、材料費、経費、その他費用					
交付先	公立大学法人和歌山県立医科大学					
補助率	2/3					
補助金等に係る 事務コスト	年間延べ人数 (単位：人)	0.1	概算人件費 (単位：千円)	800		
過去5年間の交付実績額等の推移及び平成27年度予算額 (単位：千円)						
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
当初予算額	119,530	122,658	119,883	111,847	111,898	119,674
最終予算額	119,520	114,835	110,527	100,708	107,706	
交付実績額	119,520	114,835	110,527	100,708	107,706	
交付件数 (単位：件)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	1	1	1	1	1	(予定)1

1. 補助金の概要

救命医療の確保を図るため、救命救急センターの運営事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものであり、補助金交付先は公立大学法人和歌山県立医科大学である。

補助対象経費及び補助金額は以下の通りである。

補助対象経費	補助金額
救命救急センターの運営に必要な給与費、材料費、経費、その他の費用	1. 「医療提供体制推進事業補助金交付要綱」に定める基準額の合計と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定する。 2. 1. で選定された額と総事業費から診療収入及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額。

2. 監査の結果及び意見

(1) 事務事業評価について

① 事務事業評価に関する現状

各所管課において毎年7月頃に補助金を含む事務事業の評価を行い、当該評価結果調書を行政改革課に提出している。当該事務事業評価調書について平成24年度分～平成26年度分を閲覧したところ、具体的な取組内容の記載が不十分であった。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 実効性ある事務事業評価を行うべき

具体的な取組内容を記載し事業目的の達成度を適切に評価した上で、課題や見直すべき点を記載することで、実効性のある事務事業評価を行うべきである。

(2) 支出内容の正確性・妥当性の確認について

① 支出内容の正確性・妥当性の確認に関する現状

年度終了時において交付先より実績報告書を受領する際には、実績報告書に記載された補助金の使途の正確性・妥当性を確かめるため、支出に関する請求書や領収書等の証憑を確認する必要があると考えられるが、所管課では実績報告書について形式面のチェックや前年度実績からの増減状況等を把握するのみで、詳細な支出内容のチェックまでは行われていない。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 支出に関する証憑を入手すると共に、必要に応じて現地調査を実施すべき

現状は、支出金額の根拠となる請求書、領収書等の証憑を確認しておらず、支出金額の正確性や妥当性の確認が十分に行われていない。実際に関係資料や証憑の閲覧等を実施しなければ正確な実態把握は困難であるため、実績報告書とともに、支出に関する証憑の提出を求めことや、必要に応じて現地調査を実施する等の対応が必要である。

なお、実施事項や実施結果は事後に確認できるよう、具体的に記載した書面等を保管しておく必要がある。

【25】 看護師等養成所運営事業補助金

所管部局／課室名	部局名	福祉保健部	課室名	医務課		
補助金等の名称	看護師等養成所運営事業補助金					
補助金等の目的	看護師養成施設の円滑な運営					
補助金等の分類	<input type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input checked="" type="checkbox"/> 施設運営費補助 <input type="checkbox"/> 施設整備事業補助 <input type="checkbox"/> イベント等補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> その他(個人に対する補助等)					
補助金等の期間	補助開始年度	昭和 62 年度	補助終了(予定)年度	—		
	終期の定め	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無				
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	和歌山県看護師等養成所運営事業補助金交付要綱					
補助金等の概要						
対象経費	看護師等養成所の運営に係る経費を補助					
交付先	和歌山赤十字看護専門学校					
補助率	基準額の 9/10					
補助金等に係る 事務コスト	年間延べ人数 (単位：人)	0.1	概算人件費 (単位：千円)	800		
過去 5 年間の交付実績額等の推移及び平成 27 年度予算額 (単位：千円)						
	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
当初予算額	14,459	14,459	14,459	14,459	14,459	14,459
最終予算額	14,459	14,459	14,459	14,459	14,459	
交付実績額	14,459	14,459	14,459	14,459	14,459	
交付件数 (単位：件)	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	1	1	1	1	1	(予定)1

1. 補助金の概要

県内における看護師及び准看護師養成施設の円滑な運営を図るため、看護師等養成所を運営する施設に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものである。

補助金の交付額は、和歌山県看護師等養成所運営事業補助金交付要綱で定められている基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、当該事業に要する総事業費から収入額等を控除した額を比較して、最も少ない金額に補助率を乗じて得た額とする。補助対象経費には、教員経費、事務職員経費、生徒経費及び実習施設経費等がある。

2. 監査の結果及び意見

(1) 成果指標の設定について

① 成果指標の設定に関する現状

補助金の目的達成度や効果を測定するためには、具体的な成果指標を設定することが必要であり、当該設定により補助金の有効性・必要性の検証が可能となるが、現状では具体的な成果指標が設定されていない。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 具体的な成果指標を設定し補助金の有効性・必要性を検証すべき

成果指標を設定しなければ補助金の目的達成度や効果の測定が不明確となる。看護師の養成を目的とする補助金であることから、例えば卒業生数や国家試験合格者数等を具体的な成果指標として設定するとともに、事務事業評価調書等で補助金の有効性・必要性を検証すべきである。

【26】 看護師等養成所運営事業補助金

所管部局／課室名	部局名	福祉保健部	課室名	医務課		
補助金等の名称	看護師等養成所運営事業補助金					
補助金等の目的	看護師養成施設の円滑な運営					
補助金等の分類	<input type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input checked="" type="checkbox"/> 施設運営費補助 <input type="checkbox"/> 施設整備事業補助 <input type="checkbox"/> イベント等補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> その他(個人に対する補助等)					
補助金等の期間	補助開始年度	平成 26 年度	補助終了(予定)年度	平成 28 年度		
	終期の定め	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	和歌山県看護師等養成所運営事業補助金交付要綱					
補助金等の概要						
対象経費	看護師等養成所の運営に係る経費を補助					
交付先	御坊市外五ヶ町病院経営事務組合					
補助率	基準額の 10/10 (上限：赤字額)					
補助金等に係る 事務コスト	年間延べ人数 (単位：人)	0.1	概算人件費 (単位：千円)	800		
過去 5 年間の交付実績額等の推移及び平成 27 年度予算額 (単位：千円)						
	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
当初予算額					17,469	18,114
最終予算額					17,469	
交付実績額					17,469	
交付件数 (単位：件)	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
					1	(予定)1

1. 補助金の概要

【25】と同内容の補助金であるため、【25】を参照されたい。ただし、当該補助金は、看護施設のなかった紀中地域に、御坊市外五ヶ町病院経営事務組合が日高看護専門学校を平成 26 年度に開設するにあたり、地方交付税が満額支給となる平成 29 年度までの 3 年間に限り、運営費に対する補助を行うものである。

2. 監査の結果及び意見

(1) 補助金の評価について

① 補助金の評価に関する現状

県では、個別事業の検証、評価のために事務事業評価を行っており、年度ごとに各所管課で事務事業評価調書を作成し、事後評価として事業の取組内容や成果を記載することとなっている。当該補助金の交付は、看護職員養成強化対策事業の一環として行われており、当該事業に係る事務事業評価調書において補助金の評価が行われる必要があるが、現状では補助金を交付したことの実績の記載に留まっており十分な評価が行われているとは言い難い状況である。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 事務事業評価調書に補助金交付による成果をより具体的に記載すべき

当該補助金の交付目的は、日高看護専門学校の開設後3年間に限り運営費の一部を補助することであるため、前出の【25】の補助金のように成果指標を設定し定量的に評価することは困難であるものの、補助金の効果について具体的に説明し評価を行うことは必要である。

今後は、事務事業評価調書において、補助金の効果について具体的に説明し、客観的に補助金の目的が達成されているかが分かるような内容を記載することが必要である。

【27】和歌山県立医科大学施設等整備費補助金

所管部局／課室名	部局名	福祉保健部	課室名	医務課		
補助金等の名称	公立大学法人和歌山県立医科大学施設等整備費補助金					
補助金等の目的	地方独立行政法人法第 42 条の規定に基づき、公立大学法人和歌山県立医科大学の施設等の整備に要する経費に対して補助することにより教育研究の振興を図る。					
補助金等の分類	<input type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 施設運営費補助 <input checked="" type="checkbox"/> 施設整備事業補助 <input type="checkbox"/> イベント等補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> その他(個人に対する補助等)					
補助金等の期間	補助開始年度	平成 19 年度	補助終了(予定)年度	—		
	終期の定め	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無				
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	地方独立行政法人法、公立大学法人和歌山県立医科大学施設等整備費補助金交付要綱					
補助金等の概要						
対象経費	和歌山県立医科大学の施設の運営基盤となる設備等の更新等に要する経費(病院部門と大学部門共に供される設備は面積按分し経費を算出)					
交付先	公立大学法人和歌山県立医科大学					
補助率	大学部門に係る部分で 10/10					
補助金等に係る事務コスト	年間延べ人数 (単位：人)	0.1	概算人件費 (単位：千円)	800		
過去 5 年間の交付実績額等の推移及び平成 27 年度予算額 (単位：千円)						
	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
当初予算額	444,720			42,671	342,431	140,206
最終予算額	338,491			42,671	242,808	
交付実績額	683,523			4,806	242,418	
交付件数 (単位：件)	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	1			1	1	(予定)1

(注)平成 22 年度の交付実績額には平成 21 年度からの繰越額 362,418 千円を含む。

1. 補助金の概要

公立大学法人和歌山県立医科大学施設等整備費補助金は、地方独立行政法人法第 42 条の規定に基づき、公立大学法人和歌山県立医科大学(以下「法人」という。)の教育研究の振興に資するため、法人が行う施設等の整備に要する経費に対し、予算の範囲内で交付するものである。

補助対象経費は、上表の交付要綱において、以下の通り定められている。

- ・法人の施設の運営基盤となる設備等に要する経費

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【28】和歌山県がん検診推進支援事業費補助金

所管部局／課室名	部局名	福祉保健部	課室名	健康推進課		
補助金等の名称	和歌山県がん検診推進支援事業費補助金					
補助金等の目的	がんの早期発見のための受診率の向上を推進し、がんによる死亡率の減少に資すること。					
補助金等の分類	<input type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 施設運営費補助 <input type="checkbox"/> 施設整備事業補助 <input type="checkbox"/> イベント等補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> その他(個人に対する補助等)					
補助金等の期間	補助開始年度	平成 25 年度	補助終了(予定)年度	—		
	終期の定め	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無				
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	和歌山県がん検診推進支援事業実施要綱、和歌山県がん検診推進支援事業費補助金交付要綱					
補助金等の概要						
対象経費	がん検診推進支援事業に係る受診券及び案内文の作成費用、郵送費用					
交付先	市町村					
補助率	10/10					
補助金等に係る 事務コスト	年間延べ人数 (単位：人)	0.3	概算人件費 (単位：千円)	2,400		
過去 5 年間の交付実績額等の推移及び平成 27 年度予算額 (単位：千円)						
	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
当初予算額				91,461	91,668	89,945
最終予算額				47,647	43,434	
交付実績額				37,754	35,617	
交付件数 (単位：件)	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
				25	27	(予定)25

1. 補助金の概要

和歌山県がん検診推進支援事業費補助金は、市町村が行うがん検診の対象者に、幅広く個別受診勧奨を行うことにより、がんの早期発見のための受診率の向上を推進し、がんによる死亡率の減少に資することを目的とするものである。

補助対象経費は、上表の交付要綱において、以下の通り定められている。

- ・がん検診推進支援事業に係る受診券及び案内文の作成費用、郵送費用

補助金の交付額については、検診の種別の区分に応じ、それぞれの基準額と上記の補助対象経費の実支出額から費用徴収額、寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、補助率を乗じて得た額とされている。

2. 監査の結果及び意見

(1) 事務事業評価調書について

① 事務事業評価調書に関する現状

現状、第2次和歌山県がん対策推進計画の中で、補助金の目的達成度や効果を測定するための成果指標としてがん検診受診率を設定し、毎年度当該受診率の達成に向けて取り組み、年度終了後には実績値を把握し次年度の取組について見直されている。

しかしながら、各所管課で毎年実施される事務事業評価の結果調書へは当該実績値と次年度の取組について記載されていない。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 事務事業評価調書に実績値及び次年度の取組について記載すべき

毎年度実施される事務事業評価は、事業目的の達成度を適切に評価し、課題や見直すべき点を事務事業評価調書に記載することで、実効性のある事務事業評価になると考えられる。したがって、現在所管課で把握されている当該受診率の実績値や次年度へ向けて見直された取組内容について、事務事業評価調書へ記載すべきである。

(2) 支出内容の正確性・妥当性の確認について

① 支出内容の正確性・妥当性の確認に関する現状

年度終了時において交付先より実績報告書を受領する際には、実績報告書に記載された補助金の使途の正確性・妥当性を確かめるため、支出に関する請求書や領収書等の証憑を確認する必要があると考えられるが、所管課では実績報告書について形式面のチェックや前年度実績からの増減状況等を把握するのみで、詳細な支出内容のチェックまでは行われていない。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 支出に関する証憑を入手すると共に、必要に応じて現地調査を実施すべき

現状は、支出金額の根拠となる請求書、領収書等の証憑を確認しておらず、支出金額の正確性や妥当性の確認が十分に行われていない。実際に関係資料や証憑の閲覧等を実施しなければ正確な実態把握は困難であるため、実績報告書とともに、支出に関する証憑の提出を求めることや、必要に応じて現地調査を実施する等の対応が必要である。

なお、実施事項や実施結果は事後に確認できるよう、具体的に記載した書面等を保管しておく必要がある。

(3) 各市町村の取組について

① 各市町村の取組に関する現状

当該補助金の目的であるがん検診の受診率向上のため、各市町村で独自の取組がなされているが、所管課はこれらの取組に関して他の市町村へ情報提供は行っていない。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 他の市町村へ効果的な取組についての情報提供を行うべき

所管課は、各市町村の受診率向上のための取組に関する情報を把握できる立場にあるものの、特に当該情報を他の市町村に提供するといった対応はなされていない。

所管課は、受診率向上のためにどのような情報発信を行ったか等を実績報告書にて把握し、特色ある取組がされている場合は、他の市町村へ受診率向上に資する効果的な取組例として情報提供を行うことが望まれる。

【29】小規模事業経営支援事業費補助金

所管部局／課室名	部局名	商工観光労働部	課室名	商工振興課		
補助金等の名称	小規模事業経営支援事業費補助金					
補助金等の目的	商工会・商工会議所・県商工会連合会に経営指導員等を設置し、経営改善普及事業を行い、地域経済社会に大きな役割を果たしている小規模事業者の振興と経営の安定に寄与することを目的とする。					
補助金等の分類	<input checked="" type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 施設運営費補助 <input type="checkbox"/> 施設整備事業補助 <input type="checkbox"/> イベント等補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> その他(個人に対する補助等)					
補助金等の期間	補助開始年度	昭和 35 年度	補助終了(予定)年度	—		
	終期の定め	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無				
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律、商工会法、商工会議所法					
補助金等の概要						
対象経費	人件費及び事業費					
交付先	県内商工会 (31 団体)、県内商工会議所 (7 団体) 県商工会連合会 (1 団体)					
補助率	事業費の一部 (1/2、2/3)、その他 (10/10)					
補助金等に係る 事務コスト	年間延べ人数 (単位：人)	1.0	概算人件費 (単位：千円)	8,000		
過去 5 年間の交付実績額等の推移及び平成 27 年度予算額 (単位：千円)						
	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
当初予算額	1,368,165	1,286,238	1,253,668	1,222,657	1,222,592	1,211,196
最終予算額	1,333,056	1,249,381	1,231,780	1,204,198	1,196,089	
交付実績額	1,321,865	1,245,418	1,227,881	1,189,027	1,176,800	
交付件数 (単位：件)	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	39	39	39	39	39	(予定)39

1. 補助金の概要

地域経済社会の形成に大きな役割を果たしている小規模事業者の振興と安定を図るため、小規模事業者の経営又は技術の改善発達のための指導の充実を図る商工会、商工会議所又は商工会連合会及び商工会に対する指導事業の推進を図る商工会連合会に対し予算の範囲内で交付するものである。

補助対象経費は、上表の交付要綱において、以下の通り定められている。

事業区分	補助対象経費
補助対象職員の設置費	俸給、扶養手当、地域手当、通勤手当、期末手当等
指導事業費	指導旅費、研修会出席旅費、事務費、指導事業費等
資質向上対策事業費	研修事業費、資質向上対策推進事業費等
経営指導推進費	小規模企業振興委員活動費、経営・技術強化支援事業費等
小規模事業施策普及費	小規模事業施策普及費
指導施設建設費	指導施設建設費等
情報ネットワーク化等推進	電子計算機賃借料等

事業費	
指導環境推進費	指導環境推進費
若手後継者等育成事業費	青年部、女性部活動推進費
地域振興推進事業費	むらおこし総合活性化事業費等
広域連携等対策事業費	広域連携等対策事業費等
産業イノベーション事業費	産業イノベーション事業費等
経営安定特別相談事業費	特別相談事業費
商工会経営指導員等設置助成事業費	商工会経営指導員等設置助成事業費

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【30】組織化指導費補助金

所管部局／課室名	部局名	商工観光労働部	課室名	商工振興課		
補助金等の名称	和歌山県組織化指導費補助金					
補助金等の目的	協同組合の組織化など中小企業連携の促進指導、人材養成、情報化推進					
補助金等の分類	<input checked="" type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 施設運営費補助 <input type="checkbox"/> 施設整備事業補助 <input type="checkbox"/> イベント等補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> その他(個人に対する補助等)					
補助金等の期間	補助開始年度	昭和 32 年度	補助終了(予定)年度	—		
	終期の定め	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無				
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	中小企業等協同組合法、中小企業団体の組織に関する法律、商店街振興組合法、和歌山県組織化指導費補助金交付要綱					
補助金等の概要						
対象経費	人件費及び事業費					
交付先	和歌山県中小企業団体中央会					
補助率	中小企業連携組織等支援事業費については 2/3、左記以外の補助事業については 10/10					
補助金等に係る事務コスト	年間延べ人数 (単位：人)	0.34	概算人件費 (単位：千円)	2,720		
過去5年間の交付実績額等の推移及び平成27年度予算額 (単位：千円)						
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
当初予算額	106,457	104,533	104,444	103,837	104,017	103,829
最終予算額	105,416	104,533	103,463	100,434	105,186	
交付実績額	105,386	104,492	103,432	100,240	105,185	
交付件数 (単位：件)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	1	1	1	1	1	(予定)1

1. 補助金の概要

和歌山県組織化指導費補助金は、中小企業の組織化並びに中小企業団体の育成及び指導を促進するため、和歌山県中小企業団体中央会（以下「中央会」という。）が行う事業に対し、予算の範囲内で交付するものである。

補助対象経費は、上表の交付要綱において、以下の通り定められている。

事業区分	補助対象経費
指導員及び職員の設置	俸給、扶養手当、調整手当、通勤手当、期末手当等
中央会が指導員等の資質の向上を図る事業	旅費、受講料、参考資料購入費、旅費等
中央会が組織化指導事業を実施するために必要な備品の取得等	備品費、印刷費、通信運搬費、消耗品費、燃料費等
中小企業連携組織等支援事業	謝金、旅費、会議費、資料費、印刷費、車両借上費等
地域産業実態調査事業	謝金、旅費、会議費、会場借料、資料費、印刷費等
組合等への情報提供事業	謝金、旅費、会議費、会場借料、資料費、印刷費等
中央会指導員等研究会開催事業	謝金、旅費、会議費、会場借料、資料費、通信運搬費等

事業区分	補助対象経費
組合指導情報整備事業	謝金、旅費、会議費、会場借料、資料費、印刷費等
組合情報化推進研修事業	謝金、旅費、会場借料、機器借上費、消耗品費等
官公需資料作成普及事業	印刷費、通信運搬費、資料費、消耗品費等
中小企業団体情報連絡員の設置	謝金、交通通信費、会議費、資料費、会場借料等
青年部育成強化事業	謝金、旅費、会場設営費、資料費、印刷費等
組合カルテ作成事業	謝金、旅費、消耗品費、印刷費、通信運搬費等
連携組織販路拡大支援事業	会場設営費、広告宣伝費、委託料、会場借料等
テーマ別緊急問題対応事業	謝金、旅費、会議費、資料費、会場借料等

2. 監査の結果及び意見

(1) 交付先の中期経営（運営）計画に対するモニタリングについて

① 交付先の中期経営（運営）計画に対するモニタリングに関する現状

運営費補助である場合、人件費や事務費など一般管理費的な経費全般が補助対象となり、事業費補助よりも補助金の効果や必要性の検証が曖昧になる傾向がある。よって、交付先の中期経営（運営）計画・年度計画の策定に関する助言・指導による実態把握や、計画に対する進捗状況のモニタリングが一層重要になる。交付先の中央会においては中期経営（運営）計画は策定しておらず、所管課として当該補助金の効果や必要性の検証が不明確である。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 交付先の中期経営（運営）計画に対するモニタリングを適切に行い、補助金の効果や必要性の検証を十分に実施すべき

運営費補助である以上、所管課としては単年度のみならず中長期的な観点から事業の有効性・業務の効率性を検討し、交付先の運営に対して適切な助言・指導を行う必要がある。そのためには交付先が策定した中期経営（運営）計画の進捗状況をモニタリングし、運営費補助の効果や必要性を十分に評価・検証し書面等で適切に文書化するとともに、事務事業評価調書等で評価・検証結果を対外的に公表し県民に広く周知すべきである。なお、可能な限り交付先が自立的に運営できることが望ましく、そのためには所管課が交付先と協力して自助努力の促進や自立的運営のための対応策の検討に取り組むことが必要である。

(2) 実績報告書に係る現地調査の実施時期について

① 実績報告書に係る現地調査の実施時期に関する現状

中央会から受領した実績報告書の内容の正確性・妥当性等を確かめるため、所管課では中央会に対して現地調査を実施しているが、平成 26 年度分の実績報告書に係る現地調査の実施時期が平成 27 年 8 月であり、実績報告書受領後適時に現地調査を実施できていなかった。加えて平成 25 年度分の実績報告書に係る現地調査の実施時期を確かめたところ、実施時期が平成 27 年 2 月と極めて遅かった。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 実績報告書受領後適時に現地調査を実施すべき

現地調査の実施時期が実績報告書受領してから遅くなればなるほど、現地調査の実効性が低下することになる。実績報告書の内容の正確性・妥当性等を確かめるために実施する現地調査は、実績報告書受領後適時に実施すべきである。

(3) 現地調査での実施事項及び実施結果の文書化について

① 現地調査における実施事項及び実施結果の文書化に関する現状

中央会から受領した実績報告書の内容の正確性・妥当性等を確かめるため、所管課では中央会に対して現地調査を実施し、実施結果は書面に記録し所管課で所定の決裁を受けているが、実施結果は主に指摘事項の記載であり、現地調査で具体的にどのような手続を実施し各々の実施結果がどうであったかを記載した書面等を保管していない。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 現地調査での実施事項及び実施結果を書面等で保管すべき

現地調査での実施事項及び実施結果を書面等で保管していない場合、何を実施しその結果がどうであったか事後に確認できないことになる。また、実施事項をあらかじめ定めおくことにより、所管課担当者が交代した場合でも、実施事項の漏れや失念を防止する効果が期待できる。よって、指摘事項の有無にかかわらず現地調査での実施事項及び実施結果を記載した書面等を保管すべきである。

(4) 補助金に係る消費税及び地方消費税（消費税等）の仕入控除税額の有無の確認について

① 補助金に係る消費税等の仕入控除税額の有無の確認に関する現状

和歌山県組織化指導費補助金交付要綱第10条第1項には「中央会は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別記第16号様式（正一部）により遅滞なく知事に報告しなければならない。」旨が定められているが、所管課では中央会から当該報告を受けておらず、消費税等の仕入控除税額の有無を確認していなかった。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 補助金に係る消費税等の仕入控除税額の有無を確認すべき

補助金に係る消費税等の仕入控除税額がある場合、補助事業者は当該仕入控除税額分を負担しないこととなるため、当該部分について県に補助金を返還する必要がある。本件については中央会が「公益法人等」に該当し、中央会の特定収入割合が5%超であったため、補助金に係る消費税等の仕入控除税額はゼロであり、結果的には補助金の返還は不要であった。しかしながら、補助金に係る消費税等の仕入控除税額の有無の確認は必要であり、確認結果を適切に文書化すべきである。

【31】わかやま企業成長戦略推進事業費補助金

所管部局／課室名	部局名	商工観光労働部	課室名	企業振興課		
補助金等の名称	わかやま企業成長戦略推進事業費補助金					
補助金等の目的	わかやま成長企業戦略を推進し、中小企業の経営資源の確保等を支援するとともに、地域における新たな事業の創出を促進し、もって、中小企業の振興、経営の安定及び活力ある経済社会の構築に寄与するため。					
補助金等の分類	<input type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 施設運営費補助 <input type="checkbox"/> 施設整備事業補助 <input type="checkbox"/> イベント等補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> その他(個人に対する補助等)					
補助金等の期間	補助開始年度	平成 16 年度	補助終了(予定)年度	—		
	終期の定め	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無				
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	わかやま企業成長戦略推進事業費補助金交付要綱					
補助金等の概要						
対象経費	給料、賃金、謝金、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、旅費、使用料及び賃借料、委託料、食糧費、負担金、補助金など					
交付先	公益財団法人わかやま産業振興財団					
補助率	対象経費の 10/10 以内					
補助金等に係る 事務コスト	年間延べ人数 (単位：人)	0.1	概算人件費 (単位：千円)	800		
過去 5 年間の交付実績額等の推移及び平成 27 年度予算額 (単位：千円)						
	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
当初予算額	71,976	81,256	78,897	66,879	72,541	81,220
最終予算額	71,976	81,256	78,897	66,879	72,541	
交付実績額	64,280	71,605	66,431	59,850	48,043	
交付件数 (単位：件)	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	1	1	1	1	1	(予定)1

1. 補助金の概要

わかやま企業成長戦略推進事業費補助金は、わかやま企業成長戦略を推進し、中小企業の経営資源の確保等を支援するとともに、地域における新たな事業の創出を促進し、もって、中小企業の振興、経営の安定及び活力ある経済社会の構築に寄与するため、公益財団法人わかやま産業振興財団（以下「産業振興財団」という。）に対し、予算の範囲内で交付するものであり、補助対象経費は以下の通りである。

事業区分	補助対象経費
中小企業支援センター事業	賃金、謝金、旅費交通費、消耗品費、印刷製本費等
未来企業育成事業	印刷製本費、委託費等
知的財産戦略事業	給料、旅費交通費、印刷製本費、保険料等
成長企業支援事業	補助金等
新技術育成のための情報活用支援事業	使用料及び賃借料、委託費等

2. 監査の結果及び意見

(1) 成果指標の設定について

① 成果指標の設定に関する現状

補助金の目的達成度や効果を測定するためには、具体的な成果指標を設定することが必要であり、当該設定により補助金の有効性・必要性の検証が可能となるが、現状では具体的な成果指標が設定されていない。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 具体的な成果指標を設定し補助金の有効性・必要性を検証すべき

成果指標を設定しなければ補助金の目的達成度や効果の測定が不明確となる。中小企業の振興や経営の安定を目的とする補助金であることから、例えば中小企業支援センター事業における相談や指導での改善結果や利用者の満足度調査結果等を具体的な成果指標として設定するとともに、事務事業評価調書等で補助金の有効性・必要性を検証すべきである。

(2) 現地調査での実施事項及び実施結果の文書化について

① 現地調査における実施事項及び実施結果の文書化に関する現状

産業振興財団から受領した実績報告書の内容の正確性・妥当性等を確かめるため、所管課担当者が産業振興財団に出向き、関係資料や証憑の閲覧等の現地調査を実施したとのことであるが、現地調査での実施事項及び実施結果が書面等で保管されていない。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 現地調査での実施事項及び実施結果を書面等で保管すべき

現地調査での実施事項及び実施結果を書面等で残していない場合、何を実施しその結果がどうであったか事後に確認できないことになる。また、実施事項をあらかじめ定めておくことにより、所管課担当者が交代した場合でも、実施事項の漏れや失念を防止する効果が期待できる。よって、現地調査での実施事項及び実施結果を具体的に書面等で保管すべきである。

(3) 補助金に係る消費税及び地方消費税（消費税等）の仕入控除税額の有無の確認について

① 補助金に係る消費税等の仕入控除税額の有無の確認に関する現状

わかやま企業成長戦略推進事業費補助金交付要領第14条第1項には「補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別記第9号様式により速やかに知事に報告しなければならない。」旨が定められている。

所管課では産業振興財団から当該報告を受けておらず、消費税等の仕入控除税額の有無を確認していなかった。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 補助金に係る消費税等の仕入控除税額の有無を確認すべき

補助金に係る消費税等の仕入控除税額がある場合、補助事業者は当該仕入控除税額分を負担しないこととなるため、当該部分について県に補助金を返還する必要がある。本件については産業振興財団が「公益法人等」に該当し、産業振興財団の特定収入割合が5%超であったため、補助金に係る消費税等の仕入控除税額はゼロであり、結果的には補助金の返還は不要であった。しかしながら、補助金に係る消費税等の仕入控除税額の有無の確認は必要であり、確認結果を適切に文書化すべきである。

【32】和歌山県産業支援事業費補助金

所管部局／課室名	部局名	商工観光労働部	課室名	企業振興課		
補助金等の名称	和歌山県産業支援事業費補助金					
補助金等の目的	中小企業の技術開発、人材育成、販路開拓、経営革新等を総合的に支援するため、公益財団法人わかやま産業振興財団が行う産業振興事業及び事務局運営事業に対して補助を行う。					
補助金等の分類	<input checked="" type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 施設運営費補助 <input type="checkbox"/> 施設整備事業補助 <input type="checkbox"/> イベント等補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> その他(個人に対する補助等)					
補助金等の期間	補助開始年度	平成 16 年度	補助終了(予定)年度	—		
	終期の定め	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無				
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	和歌山県産業支援事業費補助金交付要綱					
補助金等の概要						
対象経費	人件費、事業費、事業運営費、管理費					
交付先	公益財団法人わかやま産業振興財団					
補助率	10/10					
補助金等に係る 事務コスト	年間延べ人数 (単位：人)	0.2	概算人件費 (単位：千円)	1,600		
過去5年間の交付実績額等の推移及び平成27年度予算額 (単位：千円)						
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
当初予算額	141,096	150,890	141,240	137,218	140,181	145,070
最終予算額	137,859	150,890	141,240	137,218	140,181	
交付実績額	136,921	142,626	135,719	125,990	134,236	
交付件数 (単位：件)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	1	1	1	1	1	(予定)1

1. 補助金の概要

中小企業の技術開発、人材育成、販路開拓、経営改革等を総合的に支援するため、公益財団法人わかやま産業振興財団（以下「産業振興財団」という。）が行う産業振興事業及び事務局運営事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものである。

補助対象事業は産業振興財団が行う調査事業、講習会、イベント等の産業振興事業及び事務局運営事業であり、補助対象経費は下記の通りである。

補助対象経費	経費区分	内容	補助額
産業支援事業費	人件費	給料、諸経費、福利厚生費、退職給与引当金繰入（プロパー職員）	予算の範囲内で定める額
	事業費	事業費	
	事業運営費	賃金、通勤手当、退職給付、福利厚生費、会議費、旅費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、手数料、雑費	
	管理費	役員報酬、福利厚生費、謝金、旅費、通信	

補助対象経費	経費区分	内容	補助額
		運搬費、消耗品費、修繕費、光熱水費、燃料費、会議費、使用料及び賃借料、保険料、負担金、手数料、租税公課	
	その他知事が認める経費		

2. 監査の結果及び意見

(1) 補助金の交付方針の明確化について

① 補助金の交付方針の明確化に関する現状

運営費補助の場合、人件費や事務費など管理費を含む経費全般が補助対象となり、事業費補助よりも補助金の効果や必要性の検証が曖昧になる傾向があり、ひいては中長期的な視点での補助金交付方針が不明確となるおそれがある。

このため、所管課は、運営費補助の交付先において県のビジョンに沿った中期経営（運営）計画が策定されることを指導し、中長期的な補助金交付方針を明確にする必要がある。

しかし、所管課の意見としては、産業振興財団は中小企業支援法に基づく「中小企業支援センター」に指定されており、県が取り組む中小企業支援施策等を担う中核的な団体であり、運営費補助が必要と判断しているとのこと。また、毎年度実施するモニタリングにより県の産業振興政策の方向性に沿った運営や事業を行っていることを確認しているとのことであったが、交付先である産業振興財団は中期経営（運営）計画を策定しておらず、所管課による中長期的な補助金交付方針は明確になっていない。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 交付先において中期経営（運営）計画を明確化し、それに基づき補助金の交付方針を明確にすべき

県の産業振興政策の方向性に沿った運営状況を確認しているのみでは、中長期的な視点での検証ができず、毎年同額程度の補助金が漫然と支給されている事態にもなりかねない。

このため、交付先である産業振興財団に、県のビジョンに沿った中期経営（運営）計画の策定を指導するとともに、中期経営（運営）計画に基づき今後どのような方針で補助金を交付していくのかを明確にすべきである。

(2) 事務事業評価について

① 事務事業評価に関する現状

各所管課において毎年 7 月頃に補助金を含む事務事業の評価を行い、当該評価結果調書を行政改革課に提出している。当該事務事業評価調書について平成 24 年度分～平成 26 年度分を閲覧したところ、平成 25 年度分と平成 26 年度分について事業費等の数値以外の記載箇所（事業目的及び概要・事後評価・次々年度以降に向けた見直し）の記述が全く同じであった。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 実効性のある事務事業評価を行うべき

事務事業の内容は毎年必ずしも同じではないことに鑑みれば、定性的な記載箇所の記述が 2 年間全く同じであることは、当該評価が形骸化していると思わざるを得ない。事業目的の達成度を適切に評価し、課題や見直すべき点を記載することで、実効性のある事務事業評価を行うべきである。

(3) 補助対象経費の範囲の明確化について

① 補助対象経費の範囲の記載に関する現状

産業振興財団が行う産業支援事業である「専門技術研究会事業」「企業交流促進事業」については、産業振興財団の自主財源及び企業負担金にて事業を行っているため、これらの事業費に対して補助金は交付されていない。しかしながら、交付要綱には当該事項が記載されておらず、補助対象経費の範囲が不明確である。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 補助対象経費の範囲を交付要綱に明確に記載すべき

交付要綱における補助対象経費の範囲が不明確であると、誤解や拡大解釈等により交付要綱に定める補助対象経費とは異なる経費に対して補助金が交付されるおそれがあるため、補助対象経費の範囲は交付要綱に明確に記載すべきである。

【33】和歌山産品販促支援事業費補助金

所管部局／課室名	部局名	商工観光労働部	課室名	企業振興課		
補助金等の名称	和歌山産品販促支援事業費補助金					
補助金等の目的	国内市場が収縮し、経済のグローバル化が進む中、県内中小企業が持つ優れた製品や技術力を PR するため行う、国内外の著名な展示会への集団出展をはじめとする販促活動に対し支援を行う。					
補助金等の分類	<input type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 施設運営費補助 <input type="checkbox"/> 施設整備事業補助 <input type="checkbox"/> イベント等補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> その他(個人に対する補助等)					
補助金等の期間	補助開始年度	平成 22 年度	補助終了(予定)年度	—		
	終期の定め	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無				
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	わかやま産品販促支援事業費補助金交付要綱					
補助金等の概要						
対象経費	謝金、通信運搬費、消耗品費、旅費、使用料及び賃借料、委託料、食糧費、負担金など					
交付先	公益財団法人わかやま産業振興財団					
補助率	対象経費の最大 10/10 (海外展示会への集団出展に対する補助のみ対象経費の最大 1/2)					
補助金等に係る 事務コスト	年間延べ人数 (単位：人)	0.3	概算人件費 (単位：千円)	2,400		
過去 5 年間の交付実績額等の推移及び平成 27 年度予算額 (単位：千円)						
	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
当初予算額	47,111	43,700	41,490	43,916	42,917	47,219
最終予算額	33,986	35,700	41,490	43,916	42,917	
交付実績額	26,920	30,642	33,982	31,615	38,636	
交付件数 (単位：件)	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	1	1	1	1	1	(予定)1

1. 補助金の概要

中小企業が持つ優れた製品、技術などを効果的に発信すべく、国内外への著名な展示会への集団出展並びに中小企業による展示商談会の開催などの販売促進支援を実施し、中小企業の振興、経営の安定及び活力ある経済社会の構築に寄与するため、中小企業支援法（昭和 38 年法律第 147 号）第 7 条第 1 項に規定する指定法人であり、また中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第 26 条第 1 項に規定する中核的支援機関である公益財団法人わかやま産業振興財団（以下「産業振興財団」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものである。

補助対象事業、補助対象経費、補助率は以下の通りである。

補助対象事業		補助対象経費	補助率
区分	内容		
1. 海外展示会への集団出展支援事業	海外の業界、地域を絞り込んだ専門的な展示会への集団出展に対する支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・出展に関する経費 通信運搬費、手数料、委託料、使用料及び賃借料、負担金 ・その他知事が必要と認めた経費 	補助対象経費の10分の5以内
2. 海外展示会への個別出展支援事業	海外への専門展示会へ出展する中小企業者に対する支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業が出展する費用に対し支援する経費 補助金（中小企業が出展する費用の10分の5以内とする） ・その他知事が必要と認めた経費 	補助対象経費の10分の10以内
3. グローバル人材確保ネットワーク事業	県内企業のグローバル人材確保に対する支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・開催に要する経費 使用料及び賃借料 ・その他知事が必要と認めた経費 	補助対象経費の10分の10以内
4. 国内商談会の開催支援事業	県外での展示商談会の開催に対する支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・開催に要する経費 印刷製本費、通信運搬費、委託料、使用料及び賃借料、補助金 ・その他知事が必要と認めた経費 	補助対象経費の10分の10以内
5. 国内展示会への集団出展支援事業	国内の著名な展示会への集団出展に対する支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・出展に要する経費 印刷製本費、通信運搬費、委託料、負担金、補助金 ・その他知事が必要と認めた経費 	補助対象経費の10分の10以内
6. 国内外市場販売促進支援事業	上記1. から5. までの事業を補完し、「わかやま産品販路開拓アクションプログラム」の推進・普及に資する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・推進・普及に要する経費 報償金、普通旅費、特別旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、広告費、手数料、負担金 ・その他知事が必要と認めた経費 	補助対象経費の10分の10以内

2. 監査の結果及び意見

(1) 事務事業評価について

① 事務事業評価に関する現状

各所管課において毎年 7 月頃に補助金を含む事務事業の評価を行い、当該評価結果調書を行政改革課に提出している。当該事務事業評価調書について平成 24 年度分～平成 26 年度分を閲覧したところ、事業費等の数値以外の記載箇所（事業目的及び概要・事後評価・次々年度以降に向けた見直し）の記述が 3 年間全く同じであった。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 実効性ある事務事業評価を行うべき

事務事業の内容は毎年必ずしも同じではないことに鑑みれば、定性的な記載箇所の記述が 3 年間全く同じであることは、当該評価が形骸化していると思わざるを得ない。事業目的の達成度を適切に評価し、課題や見直すべき点を記載することで、実効性ある事務事業評価を行うべきである。

【34】わかやま地場産業ブランド力強化支援事業費補助金

所管部局／課室名	部局名	商工観光労働部	課室名	企業振興課		
補助金等の名称	わかやま地場産業ブランド力強化支援事業費補助金					
補助金等の目的	地場産地の企業が従来型のビジネスモデルから、企画・提案型のビジネスモデルへの脱却を促進するため					
補助金等の分類	<input type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 施設運営費補助 <input type="checkbox"/> 施設整備事業補助 <input type="checkbox"/> イベント等補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> その他(個人に対する補助等)					
補助金等の期間	補助開始年度	平成 23 年度	補助終了(予定)年度	平成 28 年度		
	終期の定め	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	わかやま地場産業ブランド力強化支援事業費補助金交付要綱					
補助金等の概要						
対象経費	謝金、旅費、コンサルタント費、会場借上費、会議費、借損料、市場調査費、印刷製本費、通信運搬費、展示会等出展費、試作品等開発費(コンサルタント費、原材料費、借損料、デザイン費、製造・改良・加工費) など					
交付先	企業、企業グループ					
補助率	対象経費の最大 2/3					
補助金等に係る事務コスト	年間延べ人数 (単位：人)	1.1	概算人件費 (単位：千円)	8,800		
過去 5 年間の交付実績額等の推移及び平成 27 年度予算額 (単位：千円)						
	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
当初予算額		22,240	66,345	110,185	108,345	110,345
最終予算額		22,240	66,345	103,585	99,645	
交付実績額		20,488	52,237	91,824	81,084	
交付件数 (単位：件)	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
		9	18	28	24	(予定)22

1. 補助金の概要

地場産地の企業が従来型のビジネスモデルから、企画提案型のビジネスモデルへの脱却を促進し、地場産地全体の底上げ、振興に寄与することを目的として補助金を交付するものである。

和歌山県中小企業振興支援補助金審査委員会(以下「審査委員会」という。)の審査の結果、平成 26 年度においては、新規に 9 件、過年度からの継続として 15 件の県内企業・企業グループに対して補助金の交付が行われており、地場産業が持つ技術、経験、ネットワーク等を駆使した新たな商品、サービスの事業展開を目指す計画策定から新商品開発、販売促進までの一貫した取組を支援し、地場産業の全体の底上げや振興を図っている。

1 企業・企業グループに対する補助金の最長交付期間は 3 年であり、補助金額の限度額及び補助率については以下の通りとなっている。

補助事業者	補助金額の限度額		補助率
	1年目	2、3年目	
地場産地の企業	2,000千円	各4,000千円	2/3以内
地場産地の企業グループ	4,000千円	各8,000千円	2/3以内

2. 監査の結果及び意見

(1) 成果指標の設定について

① 成果指標の設定に関する現状

補助金の目的達成度や効果を測定するためには、具体的な成果指標を設定することが必要であり、当該設定により補助金の有効性・必要性の検証が可能となるが、現状では具体的な成果指標が設定されていない。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 具体的な成果指標を設定し補助金の有効性・必要性を検証すべき

成果指標を設定しなければ補助金の目的達成度や効果の測定が不明確となる。例えば県内地場産業年間生産額の成長率等を具体的な成果指標として設定するとともに、事務事業評価調書等で補助金の有効性・必要性を検証すべきである。

(2) 海外展示会等の調査報告書について

① 調査報告書に関する現状

補助金の交付先企業において、外部専門家に謝礼を払って海外視察を行っている企業があるが、一部の専門家の調査報告書について、若干のコメント程度の記載に留まるなど、内容・量ともに十分とは言えない状況が見受けられた。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 視察に同行した外部専門家には、内容の伴った調査報告書の提出を求めるべき

交付先企業が主催する海外視察に同行する外部専門家は、その有する専門知識を活かして、交付先企業、ひいては県の地場産業の活性化、振興等に役立つような意見を提言することが求められる。県の補助金を使用されている海外視察が効果的なものであったことを評価するため、交付先企業に対して内容の伴った調査報告書の提出を求

めるべきである。

【35】 知的財産戦略事業費補助金

所管部局／課室名	部局名	商工観光労働部	課室名	産業技術政策課		
補助金等の名称	知的財産戦略事業費補助金					
補助金等の目的	わかやま企業成長戦略（平成 20 年 3 月制定）の一環として、県内中小企業等の産業競争力強化のため、公益財団法人わかやま産業振興財団が行う特許流通事業や特許情報活用支援事業への支援等。					
補助金等の分類	<input type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 施設運営費補助 <input type="checkbox"/> 施設整備事業補助 <input type="checkbox"/> イベント等補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> その他(個人に対する補助等)					
補助金等の期間	補助開始年度	平成 20 年度	補助終了(予定)年度	—		
	終期の定め	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無				
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	中小企業支援法 中小企業新事業活動促進法 わかやま企業成長戦略推進事業費補助金交付要綱					
補助金等の概要						
対象経費	給料、旅費交通費、印刷製本費、謝金等					
交付先	公益財団法人わかやま産業振興財団					
補助率	県 10/10					
補助金等に係る 事務コスト	年間延べ人数 (単位：人)	0.08	概算人件費 (単位：千円)	640		
過去 5 年間の交付実績額等の推移及び平成 27 年度予算額 (単位：千円)						
	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
当初予算額	16,289	15,167	14,737	13,260	14,826	15,782
最終予算額	16,289	15,167	14,737	13,260	14,826	
交付実績額	16,289	14,950	14,737	12,365	12,265	
交付件数 (単位：件)	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	1	1	1	1	1	(予定)1

1. 補助金の概要

当該補助金は、わかやま企業成長戦略（平成 20 年 3 月 11 日策定）を推進し、中小企業の経営資源の確保等を支援するとともに、地域における新たな事業の創出を促進し、もって、中小企業の振興、経営の安定及び活力のある経済社会の構築に寄与するため、県における中小企業の中核的支援期間である公益財団法人わかやま産業振興財団（以下「産業振興財団」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものである。

上記のうち、知的財産戦略事業費補助金は、産業振興財団が県内の民間企業出身の技術コーディネーターや特許流通アドバイザー等に対して支払う謝金、旅費交通費等を補助対象経費として、補助を行うものである。知的財産戦略事業は以下の通り区分される。

大区分	小区分	事業内容	補助対象経費
知的財産戦略	新事業支援コーディネーター	新事業支援コーディネーターの設置事業	給料、旅費交通費、印刷製本費等
	特許流通アドバイザー	特許流通アドバイザー	謝金等

	イザー	一の設置事業	
科学技術コーディネーター機能強化	科学技術コーディネーター	科学技術コーディネーターの設置事業	謝金、旅費交通費等

2. 監査の結果及び意見

(1) 成果指標の設定について

① 成果指標の設定に関する現状

補助金の目的達成度や効果を測定するためには、具体的な成果指標を設定することが必要であり、当該設定により補助金の有効性・必要性の検証が可能となるが、現状では具体的な成果指標が設定されていない。

② 監査の結果

特に記載すべき意見はない。

③意見

i) 具体的な成果指標を設定し補助金の有効性・必要性を検証すべき

成果指標を設定しなければ補助金の目的達成度や効果の測定が不明確となる。県内中小企業等の産業競争力強化を目的とする補助金であることから、例えば知的財産にかかる相談指導件数や県内企業の特許出願数等を具体的な成果指標として設定するとともに、事務事業評価調書等で補助金の有効性・必要性を検証すべきである。

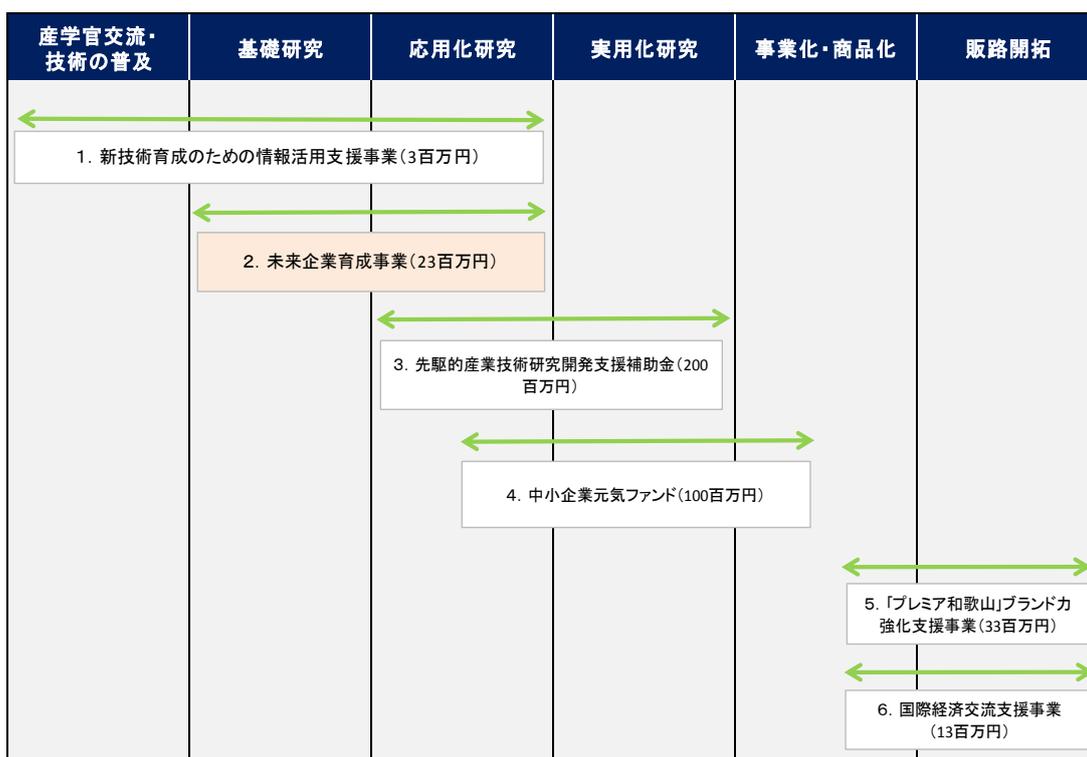
【36】 未来企業育成事業費補助金

所管部局／課室名	部局名	商工観光労働部	課室名	産業技術政策課		
補助金等の名称	未来企業育成事業費補助金					
補助金等の目的	県内中小企業の研究開発、産学官連携の研究コンソーシアムの構築及び産学官の連携体が実施する共同研究への支援。					
補助金等の分類	<input type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 施設運営費補助 <input type="checkbox"/> 施設整備事業補助 <input type="checkbox"/> イベント等補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> その他(個人に対する補助等)					
補助金等の期間	補助開始年度	平成 25 年度	補助終了(予定)年度	—		
	終期の定め	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無				
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	中小企業支援法 中小企業新事業活動促進法 わかやま企業成長戦略推進事業費補助金交付要綱					
補助金等の概要						
対象経費	委託費					
交付先	公益財団法人わかやま産業振興財団					
補助率	対象経費の最大 10/10					
補助金等に係る 事務コスト	年間延べ人数 (単位：人)	0.08	概算人件費 (単位：千円)	640		
過去 5 年間の交付実績額等の推移及び平成 27 年度予算額 (単位：千円)						
	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
当初予算額				23,880	23,124	22,579
最終予算額				23,880	23,124	
交付実績額				21,894	19,441	
交付件数 (単位：件)	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
				1	1	(予定)1

1. 補助金の概要

中小企業の経営資源の確保等を支援するとともに、地域における新たな事業の創出を促進し、もって、中小企業の振興、経営の安定、及び活力ある経済社会の構築に寄与するため、県の中小企業に対する中核的支援機関である公益財団法人わかやま産業振興財団（以下「産業振興財団」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものである。

県の産業技術支援関係の補助金は各段階においてメニューが用意されているが、未来企業育成事業費補助金は、基礎研究段階、応用研究段階にある企業を対象として、産業振興財団を通して委託形式で交付されるものとなっている。



(出所：県からの受領資料を基に監査人加工)

上記表の通り、当該補助金は県の産業技術関係の補助金としては、比較的、初期研究段階における支援策となっており、研究成果が商品化に直接つながることは稀であるが、当該補助金の成果を「3. 先駆的産業技術研究開発支援補助金」やそれ以上の段階につなげ、県の中小企業の技術の底上げを図ることを目的としている。

2. 監査の結果及び意見

(1) 交付先企業に対する毎事業年度後の総括及び助言・指導について

① 交付先企業に対する毎事業年度後の総括及び助言・指導に関する現状

現状では、1企業に対し1年間の事業補助が行われることから、事業年度が終わった段階で補助金交付先である産業振興財団に概括的なヒアリングを行っているのみであり、毎事業年度後に総括を行い、今後の企業の事業展開に対する助言・指導までは行っていない状況である。

② 監査の結果

特に記載すべき意見はない。

③ 意見

- i) 毎年度末に事業の総括を行い、委託先企業へ有用な助言・指導を行うべき
補助金交付対象の事業は研究開発の基礎段階であり、目に見える成果が出にくい状

況であることから、毎年総括等をしなければ、漠然としたまま補助金を支出することになってしまう。毎事業年度末に補助金支出先の各事業について、ヒアリング等で現場の生の声を聞き、事業計画に対する進捗状況や成果を確かめる等、事業の総括を行うべきである。そして、委託先企業へ必要な助言・指導を行い、委託先企業の成長に有用な事例や情報があれば情報提供し、交付後少なくとも3年程度は支援した研究開発の進捗を把握して当該補助金の効果を測定するとともに、今後の補助金交付先決定の参考にすべきである。

【37】先駆的産業技術研究開発支援補助金

所管部局／課室名	部局名	商工観光労働部	課室名	産業技術政策課		
補助金等の名称	先駆的産業技術研究開発支援補助金					
補助金等の目的	全国あるいは海外で今後高いニーズが見込まれる先駆的産業分野において、新技術の創出と実用化を図るため、県内企業等が取り組む研究開発を支援。					
補助金等の分類	<input type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 施設運営費補助 <input type="checkbox"/> 施設整備事業補助 <input type="checkbox"/> イベント等補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> その他(個人に対する補助等)					
補助金等の期間	補助開始年度	平成 22 年度	補助終了(予定)年度	—		
	終期の定め	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無				
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	先駆的産業技術研究開発支援事業補助金交付要綱					
補助金等の概要						
対象経費	研究開発に要する経費(研究従事者人件費、消耗品費、委託費、原材料費、外注加工費等)					
交付先	民間企業等 16 社(平成 26 年度)					
補助率	3 分の 2 以内					
補助金等に係る 事務コスト	年間延べ人数 (単位:人)	0.38	概算人件費 (単位:千円)	3,040		
過去 5 年間の交付実績額等の推移及び平成 27 年度予算額	(単位:千円)					
	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
当初予算額	100,000	166,974	246,982	184,291	217,088	213,366
最終予算額	100,000	166,974	148,762	124,024	116,589	
交付実績額	52,504	86,964	107,998	100,390	92,596	
交付件数 (単位:件)	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	7	17	20	20	18	(予定)24

1. 補助金の概要

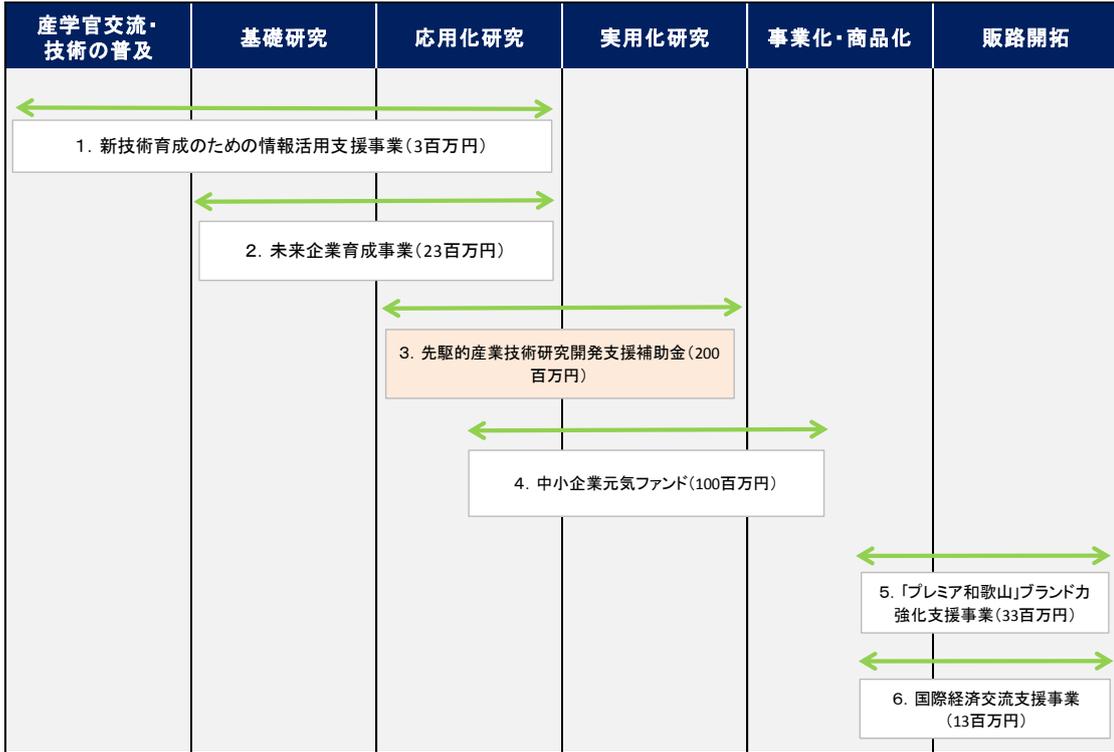
卓越した新技術の開発を促進することにより、先端的な新たな産業の振興と既存産業の高付加価値化を図り、活力あふれる経済を実現するため、民間企業等が取り組む研究開発事業に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものである。

補助金の交付対象となる事業は、全国又は海外で今後高いニーズが見込まれる先駆的産業分野において、事業者並びに県立試験研究機関、大学及び高等研究機関等が保有する技術等を活用して、商品化に向けた技術を確立するための事業者単独の研究開発事業又は公施設等共同による研究開発事業である。先駆的産業分野の中でも以下の分野について優先的に採択が行われるものと定められている。

	優先採択される先駆的産業分野
(1)	ロボット等加工・組立技術分野
(2)	化学分野
(3)	医療・福祉分野
(4)	バイオ・食品分野

(5)	エネルギー・環境分野
-----	------------

県の産業技術支援関係の補助金は各段階においてメニューが用意されているが、先駆的産業技術研究開発支援補助金は、応用化研究段階、実用化研究段階にある企業を対象として、産業振興財団を通して交付されるものとなっている。



(出所：県からの受領資料を基に監査人加工)

当該補助金は、上記表の通り応用化研究段階、実用化研究段階の企業を対象とした補助金であり、先進的な技術・製品開発の支援の他、国による戦略的な産業基盤技術の高度化を支援する戦略的基盤技術高度化支援事業（通称：サポイン事業）へのステップアップを図ることを目的として創設されたものである。サポイン事業の採択基準のハードルは非常に高く、県内企業ではすぐにチャレンジできるものではないため、当該補助金をもって県内企業を支援し、技術水準の底上げを図るものである。

2. 監査の結果及び意見

(1) 補助金の利用を促すような施策の実施について

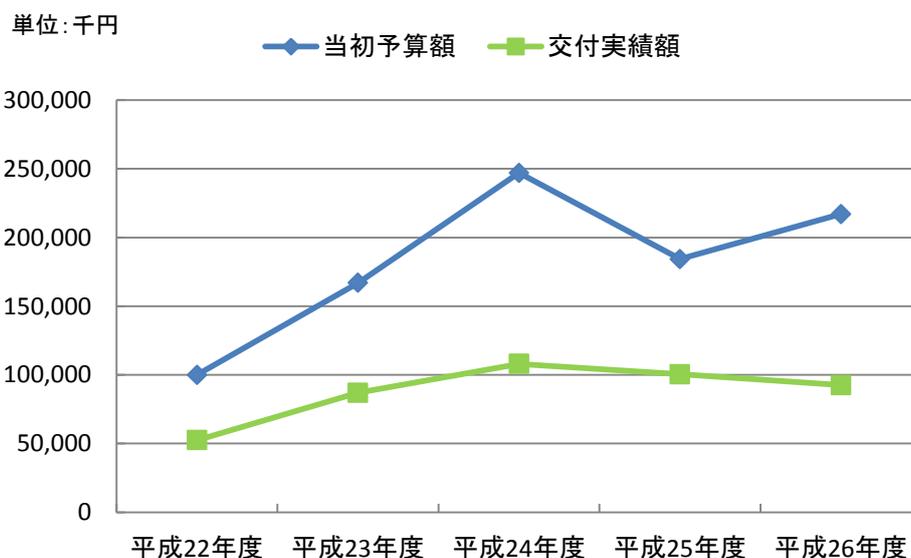
① 当初予算額と交付実績額の現状

当該補助金は2年～3年の補助期間で1事業につき合計20百万円を上限として交付しており、予算の計上根拠としては、初年度10百万円×12採択の想定で行っている。

平成26年度の当初予算では、採択後3年目企業分12百万円、2年目企業分83百万円、初年度企業分12百万円の想定となっている。

しかしながら、現状では直近5年間において、当初予算に対して交付実績額が毎年約5割程度となっており、当該補助金を利用する企業が少ない状況が見受けられる。

この点について所管課に質問したところ、企業の研究開発への取組は経済情勢等に左右され、申請件数、規模ともに予測しづらい部分があるものの、十分な予算を確保して県内企業の技術開発を支援するという姿勢を示すためにも当該予算を確保しているとのことである。



② 監査の結果

特に記載すべき意見はない。

③ 意見

i) 補助金を利用する企業数を増やすような施策を実施すべき

当該補助金が広く利用されるよう、交付要件を再検討し、県内の企業の実情に合った技術水準要件を設定すべきである。もしくは制度を周知徹底する等により、当該補助金を利用する企業数を増やすような施策を実施すべきである。

【38】雇用奨励金

所管部局／課室名	部局名	商工観光労働部	課室名	企業立地課		
補助金等の名称	雇用奨励金					
補助金等の目的	立地企業に対する助成、企業の進出に伴う地元雇用・地域への経済波及効果の創出、税収の確保、産業構造の転換による地域の活性化					
補助金等の分類	<input type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 施設運営費補助 <input type="checkbox"/> 施設整備事業補助 <input type="checkbox"/> イベント等補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> 事業費補助 <input checked="" type="checkbox"/> その他(立地企業に対する助成)					
補助金等の期間	補助開始年度	昭和 57 年度		補助終了(予定)年度	—	
	終期の定め	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無				
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	和歌山県企業立地促進対策要綱					
補助金等の概要						
対象経費	新規地元雇用者					
交付先	県内に立地する企業等					
補助率	(新規地元雇用者数 100 人未満) 新規地元雇用者×30 万円 (3 年間適用) (新規地元雇用者数 100 人以上) 新規地元雇用者×50 万円 (3 年間適用)					
補助金等に係る 事務コスト	年間延べ人数 (単位：人)	0.4		概算人件費 (単位：千円)	3,200	
過去 5 年間の交付実績額等の推移及び平成 27 年度予算額 (単位：千円)						
	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
当初予算額	112,700	71,500	64,800	46,300	44,500	63,800
最終予算額	59,900	38,500	39,300	36,100	52,400	
交付実績額	56,100	38,100	38,400	35,300	41,200	
交付件数 (単位：件)	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	14	11	14	8	13	(予定)19

1. 補助金の概要

雇用奨励金は、県内における企業立地の促進を図り、もって和歌山県産業の振興及び雇用の安定拡大に資するため、県内に新規立地する企業が、新規立地工場等で勤務することを前提として採用した新規地元雇用者の人数に応じて、予算の範囲内で助成するものである。

補助金の交付額は、和歌山県企業立地促進対策要綱において、新規立地企業の新規地元雇用者数に、1人当たり 30 万円又は 50 万円を乗じて得た額とされている。

2. 監査の結果及び意見

(1) 現地調査における実施事項及び実施結果の文書化について

① 現地調査における実施事項及び実施結果の文書化に関する現状

所管課では、実績報告書の提出を受け、補助対象経費の金額の正確性や内容の妥当性を確かめるために、支出の証憑を確認する等の現地調査を実施しているが、現地調査での実施事項及び実施結果を記載した書面等を保管していない。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 現地調査で関係資料や証憑等の閲覧を実施し実施事項及び実施結果を書面等で
保管すべき

現地調査での実施事項及び実施結果を書面等で残していない場合、何を実施しその結果がどうであったか事後に確認できないことになる。また、実施事項をあらかじめ定めておくことにより、所管課担当者が交代した場合でも、実施事項の漏れや失念を防止する効果が期待できる。よって、現地調査で関係資料や証憑等の閲覧を実施し、実施事項及び実施結果を記載した書面等を保管すべきである。

【39】立地奨励金

所管部局／課室名	部局名	商工観光労働部	課室名	企業立地課		
補助金等の名称	立地奨励金					
補助金等の目的	立地企業に対する助成、企業の進出に伴う地元雇用・地域への経済波及効果の創出、税収の確保、産業構造の転換による地域の活性化					
補助金等の分類	<input type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 施設運営費補助 <input type="checkbox"/> 施設整備事業補助 <input type="checkbox"/> イベント等補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> 事業費補助 <input checked="" type="checkbox"/> その他(立地企業に対する助成)					
補助金等の期間	補助開始年度	昭和 57 年度		補助終了(予定)年度	—	
	終期の定め	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無				
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	和歌山県企業立地促進対策要綱					
補助金等の概要						
対象経費	投下固定資産額(※) ※工場等において事業の用に供するものの取得価格の合計額(土地除く)					
交付先	立地企業					
補助率	投下固定資産額(※)×10%、15%、30% ※工場等において事業の用に供するものの取得価格の合計額(土地除く)					
補助金等に係る 事務コスト	年間延べ人数 (単位：人)	0.4		概算人件費 (単位：千円)	3,200	
過去5年間の交付実績額等の推移及び平成27年度予算額 (単位：千円)						
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
当初予算額	1,031,300	371,150	716,700	515,432	798,506	806,058
最終予算額	891,072	482,480	475,131	331,991	631,829	
交付実績額	876,692	450,959	473,898	327,245	681,235	
交付件数 (単位：件)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	10	3	7	6	11	(予定)12

1. 補助金の概要

立地奨励金は、県内における企業立地の促進を図り、もって和歌山県産業の振興及び雇用の安定拡大に資するため、県内に新規立地する企業の、新規立地に係る投下固定資産額の一部を予算の範囲内で助成するものである。

補助金の交付額は、和歌山県企業立地促進対策要綱において、新規立地企業の新規地元雇用者数に応じて、投下固定資産額に10%から30%の範囲の率を乗じて得た額とされている。

2. 監査の結果及び意見

(1) 現地調査における実施事項及び実施結果の文書化について

① 現地調査における実施事項及び実施結果の文書化に関する現状

所管課では、実績報告書の提出を受け、補助対象経費の金額の正確性や内容の妥当性を確かめるために、支出の証憑を確認する等の現地調査を実施しているが、現地調査での実施事項及び実施結果を記載した書面等を保管していない。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 現地調査で関係資料や証憑等の閲覧を実施し実施事項及び実施結果を書面等で保管すべき

現地調査での実施事項及び実施結果を書面等で残していない場合、何を実施しその結果がどうであったか事後に確認できないことになる。また、実施事項をあらかじめ定めておくことにより、所管課担当者が交代した場合でも、実施事項の漏れや失念を防止する効果が期待できる。よって、現地調査で関係資料や証憑等の閲覧を実施し、実施事項及び実施結果を記載した書面等を保管すべきである。

【40】公益社団法人和歌山県観光連盟事業補助金

所管部局／課室名	部局名	商工観光労働部	課室名	観光振興課		
補助金等の名称	公益社団法人和歌山県観光連盟事業補助金					
補助金等の目的	公益社団法人和歌山県観光連盟が行う事業の運営に係る経費を補助することで、地域における観光の振興を図る。					
補助金等の分類	<input checked="" type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 施設運営費補助 <input type="checkbox"/> 施設整備事業補助 <input type="checkbox"/> イベント等補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> その他(個人に対する補助等)					
補助金等の期間	補助開始年度	平成 14 年度	補助終了(予定)年度	—		
	終期の定め	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無				
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	公益社団法人和歌山県観光連盟事業補助金交付要綱					
補助金等の概要						
対象経費	地域における観光の振興を図ることを目的に行う事業の運営に係る管理費(事務局職員の人件費及び事務費)					
交付先	公益社団法人和歌山県観光連盟					
補助率	対象経費の最大 10/10					
補助金等に係る事務コスト	年間延べ人数 (単位:人)	0.1	概算人件費 (単位:千円)	800		
過去5年間の交付実績額等の推移及び平成27年度予算額 (単位:千円)						
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
当初予算額	24,194	23,809	23,950	23,666	52,843	55,362
最終予算額	24,194	23,809	23,950	23,666	53,356	
交付実績額	24,194	23,809	23,950	23,666	53,356	
交付件数 (単位:件)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	1	1	1	1	1	(予定)1

1. 補助金の概要

地域における観光の振興を図るため、各種の観光振興事業を行う公益社団法人和歌山県観光連盟(以下「観光連盟」という。)の運営に係る費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものである。

補助対象事業は、地域における観光の振興を図ることを目的に観光連盟が行う事業の運営に係る管理費とされており、補助対象経費は補助対象事業に要する事務局職員の人件費及び事務費である。

2. 監査の結果及び意見

(1) 交付先の中長期的な運営に対するモニタリングについて

① 交付先の中長期的な運営に対するモニタリングに関する現状

運営費補助である場合、人件費や事務費など一般管理費的な経費全般が補助対象となり、事業費補助よりも補助金の効果や必要性の検証が曖昧になる傾向がある。よって、交付先の中期経営（運営）計画・年度計画の策定に関する助言・指導による実態把握や、計画に対する進捗状況のモニタリングが一層重要になるが、交付先の観光連盟では平成 26 年度まで中期経営（運営）計画を策定していなかった。（なお、平成 27 年度に中期計画が策定されている。）

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 交付先の中長期的な運営に対するモニタリングを適切に行うべき

運営費補助である以上、所管課としては単年度のみならず中長期的な観点から事業の有効性・業務の効率性を検討し、交付先の運営に対して適切な助言・指導を行う必要がある。そのために交付先自らが策定した中期経営（運営）計画の進捗状況については所管課が適切にモニタリングを実施する必要がある。

(2) 現地調査における実施事項及び実施結果の文書化について

① 現地調査における実施事項及び実施結果の文書化に関する現状

交付先より実績報告書を受領した際、実績報告書の内容の正確性・妥当性等を確かめるため、交付先に出向いて関係資料や証憑の閲覧等の現地調査を実施しているものの、現地調査での実施事項及び実施結果が書面等で保管されていない。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 現地調査における実施事項及び実施結果を書面等で保管すべき

関係資料や証憑等の閲覧を実施し、実績報告書の正確性や妥当性等を確かめたとしても、現地調査での実施事項及び実施結果を書面等で保管していない場合、何を実施し、その結果がどうであったか事後に確認できないことになる。よって、現地調査で関係資料や証憑等の閲覧を実施する際の実施事項及び実施結果を書面等で保管すべきである。

【41】観光振興事業補助金

所管部局／課室名	部局名	商工観光労働部	課室名	観光振興課		
補助金等の名称	観光振興事業補助金					
補助金等の目的	公益社団法人和歌山県観光連盟が行う観光客誘致に係る宣伝、観光振興のためのイベント等の実施、観光物産の振興等観光地活性化事業等に係る経費を補助することで、地域における観光の振興を図る。					
補助金等の分類	<input type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 施設運営費補助 <input type="checkbox"/> 施設整備事業補助 <input type="checkbox"/> イベント等補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> その他(個人に対する補助等)					
補助金等の期間	補助開始年度	平成 12 年度	補助終了(予定)年度	—		
	終期の定め	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無				
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	観光振興事業補助金交付要綱					
補助金等の概要						
対象経費	観光客誘致に係る宣伝、観光振興のためのイベント等の実施、観光物産の振興等観光地活性化事業及び公益社団法人日本観光振興協会が行う事業に対する拠出事業に要する経費					
交付先	公益社団法人和歌山県観光連盟					
補助率	対象経費の最大 10/10					
補助金等に係る事務コスト	年間延べ人数 (単位：人)	0.1	概算人件費 (単位：千円)	800		
過去 5 年間の交付実績額等の推移及び平成 27 年度予算額 (単位：千円)						
	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
当初予算額	18,810	18,810	17,220	16,720	17,585	25,323
最終予算額	17,819	18,090	17,220	17,020	17,585	
交付実績額	17,819	18,090	17,220	17,020	17,585	
交付件数 (単位：件)	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	1	1	1	1	1	(予定)1

1. 補助金の概要

地域における観光の振興を図るため、観光振興事業を行う公益社団法人和歌山県観光連盟（以下「観光連盟」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものである。

補助対象事業は、観光連盟が行う観光客誘致に係る宣伝、観光振興のためのイベント等の実施、観光物産の振興等観光地活性化事業及び公益社団法人日本観光振興協会が行う上述の事業に対する拠出事業が対象である。

補助対象経費は、観光連盟が行う観光客誘致に係る宣伝、観光振興のためのイベント等の実施、観光物産の振興等観光地活性化事業及び公益社団法人日本観光振興協会が行う上述の事業に対する拠出事業に要する経費である。

2. 監査の結果及び意見

(1) 成果指標の設定について

① 成果指標の設定に関する現状

補助金の目的達成度や効果を測定するためには、具体的な成果指標を設定することが必要であり、当該設定により補助金の有効性・必要性の検証が可能となるが、現状では成果指標が設定されていない。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 成果指標を設定し、補助金の有効性・必要性を検証すべき

成果指標を設定しなければ補助金の目的達成度や効果の測定が不明確となる。観光振興に対する補助金であることから、例えば観光局で毎年実施している観光客動態調査に関連付けた成果指標を設定し、事務事業評価調書等で補助金の有効性・必要性を検証すべきである。

(2) 現地調査における実施事項及び実施結果の文書化について

① 現地調査における実施事項及び実施結果の文書化に関する現状

交付先より実績報告書を受領した際、実績報告書の内容の正確性・妥当性等を確かめるため、交付先に出向いて関係資料や証憑の閲覧等の現地調査を実施しているものの、現地調査での実施事項及び実施結果が書面等で保管されていない。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 現地調査における実施事項及び実施結果を書面等で保管すべき

関係資料や証憑等の閲覧を実施し、実績報告書の正確性や妥当性等を確かめたとしても、現地調査での実施事項及び実施結果を書面等で保管していない場合、何を実施し、その結果がどうであったか事後に確認できないことになる。よって、現地調査で関係資料や証憑等の閲覧を実施する際の実施事項及び実施結果を書面等で保管すべきである。

【42】観光振興事業補助金（和歌山県観光産業ネットワーク促進事業）

所管部局／課室名	部局名	商工観光労働部	課室名	観光振興課		
補助金等の名称	観光振興事業補助金（和歌山県観光産業ネットワーク促進事業）					
補助金等の目的	公益社団法人和歌山県観光連盟が行う観光客誘致に係る宣伝、観光振興のためのイベント等の実施、観光物産の振興等観光地活性化事業等に係る経費を補助することで、地域における観光の振興を図る。					
補助金等の分類	<input type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 施設運営費補助 <input type="checkbox"/> 施設整備事業補助 <input type="checkbox"/> イベント等補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> その他（個人に対する補助等）					
補助金等の期間	補助開始年度	平成 12 年度		補助終了（予定）年度	—	
	終期の定め	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無				
根拠法令等の名称（法律、条例、要綱等）	観光振興事業補助金交付要綱					
補助金等の概要						
対象経費	フィルムコミッション、地域が実施するイベントへの協賛、PR ツール・ノベルティの作成、パンフレットの作成、観光情報ウェブサイトの管理運営に要する経費					
交付先	公益社団法人和歌山県観光連盟					
補助率	対象経費の最大 10/10					
補助金等に係る事務コスト	年間延べ人数（単位：人）	0.1		概算人件費（単位：千円）	800	
過去 5 年間の交付実績額等の推移及び平成 27 年度予算額（単位：千円）						
	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
当初予算額	5,600	3,000	3,000	4,000	10,950	17,200
最終予算額	5,600	3,000	3,000	5,000	13,450	
交付実績額	5,600	3,000	3,000	5,000	13,450	
交付件数（単位：件）	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	1	1	1	1	1	（予定）1

1. 補助金の概要

地域における観光の振興を図るため、観光振興事業を行う公益社団法人和歌山県観光連盟（以下「観光連盟」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものである。

補助対象事業は、観光連盟が行う観光客誘致に係る宣伝、観光振興のためのイベント等の実施、観光物産の振興等観光地活性化事業及び公益社団法人日本観光振興協会が行う上述の事業に対する拠出事業が対象である。

補助対象経費は、補助対象事業のうち、フィルムコミッション、地域が実施するイベントへの協賛、PR ツール・ノベルティの作成、パンフレットの作成、観光情報ウェブサイトの管理運営に要する経費である。

2. 監査の結果及び意見

(1) 成果指標の設定について

① 成果指標の設定に関する現状

補助金の目的達成度や効果を測定するためには、具体的な成果指標を設定することが必要であり、当該設定により補助金の有効性・必要性の検証が可能となるが、現状では成果指標が設定されていない。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 成果指標を設定し、補助金の有効性・必要性を検証すべき

成果指標を設定しなければ補助金の目的達成度や効果の測定が不明確となる。観光振興に対する補助金であることから、例えば観光局で毎年実施している観光客動態調査に関連付けた成果指標を設定し、事務事業評価調書等で補助金の有効性・必要性を検証すべきである。

(2) 現地調査における実施事項及び実施結果の文書化について

① 現地調査における実施事項及び実施結果の文書化に関する現状

交付先より実績報告書を受領した際、実績報告書の内容の正確性・妥当性等を確かめるため、交付先に出向いて関係資料や証憑の閲覧等の現地調査を実施しているものの、現地調査での実施事項及び実施結果が書面等で保管されていない。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 現地調査における実施事項及び実施結果を書面等で保管すべき

関係資料や証憑等の閲覧を実施し、実績報告書の正確性や妥当性等を確かめたとしても、現地調査での実施事項及び実施結果を書面等で保管していない場合、何を実施し、その結果がどうであったか事後に確認できないことになる。よって、現地調査で関係資料や証憑等の閲覧を実施する際の実施事項及び実施結果を書面等で保管すべきである。

【43】観光振興事業補助金（コンベンション誘致推進事業）

所管部局／課室名	部局名	商工観光労働部	課室名	観光振興課		
補助金等の名称	観光振興事業補助金（コンベンション誘致推進事業）					
補助金等の目的	公益社団法人和歌山県観光連盟が行う観光客誘致に係る宣伝、観光振興のためのイベント等の実施、観光物産の振興等観光地活性化事業等に係る経費を補助することで、地域における観光の振興を図る。					
補助金等の分類	<input type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 施設運営費補助 <input type="checkbox"/> 施設整備事業補助 <input type="checkbox"/> イベント等補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> その他（個人に対する補助等）					
補助金等の期間	補助開始年度	平成 12 年度	補助終了（予定）年度	—		
	終期の定め	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無				
根拠法令等の名称（法律、条例、要綱等）	観光振興事業補助金交付要綱					
補助金等の概要						
対象経費	コンベンション（大会・学会）の県内への誘致と助成に要する経費					
交付先	公益社団法人和歌山県観光連盟					
補助率	対象経費の最大 10/10					
補助金等に係る事務コスト	年間延べ人数（単位：人）	0.1	概算人件費（単位：千円）	800		
過去 5 年間の交付実績額等の推移及び平成 27 年度予算額（単位：千円）						
	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
当初予算額	10,000	10,000	10,000	14,395	14,395	14,395
最終予算額	10,000	5,950	10,000	14,395	14,395	
交付実績額	10,000	5,950	9,997	13,634	14,165	
交付件数（単位：件）	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	1	1	1	1	1	（予定）1

1. 補助金の概要

地域における観光の振興を図るため、観光振興事業を行う公益社団法人和歌山県観光連盟（以下「観光連盟」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものである。

補助対象事業は、観光連盟が行う観光客誘致に係る宣伝、観光振興のためのイベント等の実施、観光物産の振興等観光地活性化事業及び公益社団法人日本観光振興協会が行う上述の事業に対する拠出事業が対象である。

補助対象経費は、補助対象事業のうち、コンベンション（大会・学会）の県内への誘致と助成に要する経費である。

2. 監査の結果及び意見

(1) 成果指標の設定について

① 成果指標の設定に関する現状

補助金の目的達成度や効果を測定するためには、具体的な成果指標を設定することが必要であり、当該設定により補助金の有効性・必要性の検証が可能となるが、現状では成果指標が設定されていない。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 成果指標を設定し、補助金の有効性・必要性を検証すべき

成果指標を設定しなければ補助金の目的達成度や効果の測定が不明確となる。観光振興に対する補助金であることから、例えば観光局で毎年実施している観光客動態調査に関連付けた成果指標を設定し、事務事業評価調書等で補助金の有効性・必要性を検証すべきである。

(2) 現地調査における実施事項及び実施結果の文書化について

① 現地調査における実施事項及び実施結果の文書化に関する現状

交付先より実績報告書を受領した際、実績報告書の内容の正確性・妥当性等を確かめるため、交付先に出向いて関係資料や証憑の閲覧等の現地調査を実施しているものの、現地調査での実施事項及び実施結果が書面等で保管されていない。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 現地調査における実施事項及び実施結果を書面等で保管すべき

関係資料や証憑等の閲覧を実施し、実績報告書の正確性や妥当性等を確かめたとしても、現地調査での実施事項及び実施結果を書面等で保管していない場合、何を実施し、その結果がどうであったか事後に確認できないことになる。よって、現地調査で関係資料や証憑等の閲覧を実施する際の実施事項及び実施結果を書面等で保管すべきである。

【44】 観光施設整備補助金

所管部局／課室名	部局名	商工観光労働部	課室名	観光交流課		
補助金等の名称	観光トイレ整備補助（観光施設整備補助金）					
補助金等の目的	平成 27 年度に開催される「紀の国わかやま国体・紀の国わかやま大会」に合わせて、県内の観光地公衆トイレを全て整備し、訪問者に心地よく滞在いただき、和歌山県にもう一度来たいと思っていただく。					
補助金等の分類	<input type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 施設運営費補助 <input checked="" type="checkbox"/> 施設整備事業補助 <input type="checkbox"/> イベント等補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> その他(個人に対する補助等)					
補助金等の期間	補助開始年度	平成 25 年度	補助終了(予定)年度	平成 27 年度		
	終期の定め	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	観光施設整備補助金交付要綱 観光施設整備補助金交付要綱取扱要領					
補助金等の概要						
対象経費	トイレ整備等に要する事業費					
交付先	市町村、鉄道事業者					
補助率	1/2 又は 1/3					
補助金等に係る 事務コスト	年間延べ人数 (単位：人)	0.5	概算人件費 (単位：千円)	4,000		
過去 5 年間の交付実績額等の推移及び平成 27 年度予算額 (単位：千円)						
	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
当初予算額				112,500	723,067	100,000
最終予算額				407,425	933,374	
交付実績額				273,404	669,452	
交付件数 (単位：件)	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
				30	29	(予定)12

(注)平成 26 年度の最終予算額には平成 25 年度からの繰越額 96,517 千円、平成 26 年度の交付実績額には平成 25 年度からの繰越額 83,741 千円を含む。

1. 補助金の概要

個性あふれる観光地づくりを目指し、魅力ある観光立県和歌山を創造するため、市町村及びその他特に知事が適当と認めるもの（以下「市町村等」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものであり、平成 27 年度に開催される「紀の国わかやま国体・紀の国わかやま大会」に向けて、市町村等のトイレの整備・改修を促進するために、平成 25 年度に補助事業が展開された。

補助対象事業は、市町村等が上記の目的を達成するため実施する事業で特に効果があると認められるものが対象であり、補助金対象経費及び補助率は以下の通りである。

補助対象経費	補助率
施設の設置等に要する経費	2 分の 1 以内
上記以外の経費	3 分の 1 以内

なお、平成 26 年度の交付実績額は以下の通りである。

(単位：千円)

交付先	交付実績額		
	平成 25 年度予算	平成 26 年度予算	
	観光交流課	観光交流課	総合交通政策課
県内市町村 (27 市町村)	83, 741	486, 448	-
鉄道事業者 (2 社)	-	-	99, 263
合計			669, 452

2. 監査の結果及び意見

(1) 補助対象先の例外規定を適用する際の判断過程や根拠の明示について

① 補助対象先の例外規定を適用する際の判断過程や根拠に関する現状

交付要綱では「市町村及びその他特に知事が適当と認めるもの」に対し補助金を交付する旨が定められており、今回「その他特に知事が適当と認めるもの」として鉄道事業者が補助対象先となっているが、鉄道事業者を適当と認めた記載がなかった。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 補助対象先の例外規定を適用する際には判断過程や根拠を明示すべき

所管課から入手した平成 26 年度当初予算の公表資料によると、公共交通機関のトイレの整備を促進・助成することは記載されていたが、鉄道事業者が補助対象先として適当と認めた記載がなかった。また、公共交通機関を補助対象先とするのであれば、補助金の公平性の観点から鉄道事業者以外の公共交通機関も補助対象先とすることが考えられるが、県内の鉄道事業者（4 社）にしか要望調査を実施していなかった。

「その他特に知事が適当と認めるもの」は補助対象先の例外規定と考えられるが、例外規定を適用する際の判断過程や根拠が不明確であると、当該規定が乱用されるおそれや、補助金の公平性が損なわれるおそれがある。よって、「その他特に知事が適当と認めるもの」と判断する場合は、その判断過程や根拠を書面等で具体的に明示すべきである。

【45】小規模土地改良事業等補助金

所管部局／課室名	部局名	農林水産部	課室名	農業農村整備課		
補助金等の名称	小規模土地改良事業					
補助金等の目的	国による土地改良事業関係補助金の採択基準に満たない農道整備、かんがい排水、ため池保全、ほ場整備等を実施する団体への助成					
補助金等の分類	<input type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 施設運営費補助 <input type="checkbox"/> 施設整備事業補助 <input type="checkbox"/> イベント等補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> その他(個人に対する補助等)					
補助金等の期間	補助開始年度	不明	補助終了(予定)年度	未定		
	終期の定め	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無				
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	土地改良事業等補助金交付要綱					
補助金等の概要						
対象経費	小規模土地改良事業(農業整備事業、かんがい排水事業、給水スタンド整備事業、ほ場整備事業、ため池保全事業、危険ため池保全事業、ため池安全対策事業、危険ため池廃止事業、住民参加型直営施工事業)					
交付先	市町村、土地改良区、その他農業団体					
補助率	対象経費の最大3/10、4/10又は5/10					
補助金等に係る 事務コスト	年間延べ人数 (単位：人)	0.8	概算人件費 (単位：千円)	6,400		
	過去5年間の交付実績額等の推移及び平成27年度予算額 (単位：千円)					
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
当初予算額	124,150	150,800	117,570	107,570	113,620	107,886
最終予算額	124,150	150,800	65,861	92,920	100,480	
交付実績額	121,554	118,953	55,595	82,379	93,015	
交付件数 (単位：件)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	30	28	21	29	27	(予定)28

1. 補助金の概要

(1) 補助金の趣旨

農業基盤の整備、農村の総合的な整備、災害の防止等農業の生産性の向上と農業経営の近代化を図るため、市町村、土地改良区、農業協同組合その他知事が適当と認めるもの(以下「市町村等」という。)が行う土地改良事業等であって、国の補助事業に採択されがたい小規模な事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものである。

補助対象事業は、市町村等が上記の目的を達成するため実施する事業で特に効果があると認められるものが対象であり、補助率は以下の通りである。

補助対象事業	補助率
農業整備事業、かんがい排水事業、給水スタンド整備事業、ほ場整備事業、ため池保全事業、ため池安全対策事業	3/10 以内
危険ため池保全事業	4/10 以内
危険ため池廃止事業、住民参加型直営施工事業	5/10 以内

2. 監査の結果及び意見

(1) 成果指標の設定について

① 成果指標の設定に関する現状

補助金の目的達成度や効果を測定するためには、具体的な成果指標を設定することが必要であり、当該設定により補助金の有効性・必要性の検証が可能となるが、現状では具体的な成果指標が設定されていない。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 具体的な成果指標を設定し対外的に公表すべき

成果指標を設定しなければ補助金の目的達成度や効果の測定が不明確となる。土地改良事業等に対する補助金であることから、例えば土地改良による生産性向上や農業基盤の整備状況を具体的な成果指標として設定することや、補助金支出後に補助対象事業の改善状況を一定期間モニタリングする等、何らかの方法で補助金の効果を測定するとともに、事務事業評価調書等で成果指標や補助金の効果測定結果を対外的に公表し県民に広く周知すべきである。

(2) 事業評価について

① 事業評価に関する現状

通常は各所管課において毎年7月頃に補助金を含む事務事業の評価を行い、当該評価結果調書を行政改革課に提出している。しかしながら本件の小規模土地改良事業は公共事業（二次要求事業）に該当するため、事務事業評価の対象にはなっていない。また、公共事業のうち事業採択後一定期間（5年）を経過した後も未着工である事業、事業採択後長期間（10年）が経過している事業等については、和歌山県公共事業再評価委員会（第三者委員会）で事業評価・見直しの再検討が行われるが、本件の事業は当該継続事業に該当せず、事業評価を行う機会が事実上ない状況である。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 事業評価を実施すべき

事業評価・見直しの検討が適切に行われていない場合、有効性・必要性が十分に検討されないまま事業が実施されるおそれがある。よって、明らかに事業評価が必要ないと判断できる事業を除き、事業評価を実施すべきである。

【46】野菜花き産地総合支援事業補助金

所管部局／課室名	部局名	農林水産部		課室名	果樹園芸課	
補助金等の名称	野菜花き産地総合支援事業					
補助金等の目的	野菜花き産地の拡大と活性化を図るため、省エネ対策をはじめ、高品質化や省力・低コスト化のための施設整備や消費拡大活動等をハード・ソフト事業により総合的に支援する。					
補助金等の分類	<input type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 施設運営費補助 <input type="checkbox"/> 施設整備事業補助 <input type="checkbox"/> イベント等補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> その他(個人に対する補助等)					
補助金等の期間	補助開始年度	平成 26 年度		補助終了(予定)年度	平成 30 年度	
	終期の定め	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	野菜花き産地総合支援事業補助金交付要綱 野菜契約取引安定基金事業補助金交付要綱					
補助金等の概要						
対象経費	(野菜花き産地総合支援) 整備事業(省エネ、高品質、省力・低コスト、流通、複合経営産地育成)、推進事業 (野菜契約取引安定基金) 資金造成					
交付先	(野菜花き産地総合支援) 農協、農業者で組織する団体等 (野菜契約取引安定基金) 一般社団法人野菜価格安定基金協会					
補助率	(野菜花き産地総合支援) 整備事業 1/3 以内、推進事業 1/2 以内 (野菜契約取引安定基金) 数量確保補給金の資金造成 1/2 以内 市場価格反映補給金の資金造成 1/3 以内					
補助金等に係る 事務コスト	年間延べ人数 (単位：人)	0.8		概算人件費 (単位：千円)	6,400	
過去 5 年間の交付実績額等の推移及び平成 27 年度予算額 (単位：千円)						
	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
当初予算額					183,117	119,231
最終予算額					178,750	
交付実績額					169,289	
交付件数 (単位：件)	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
					26	(予定) 17

1. 補助金の概要

全国の野菜花きの産出額は 2.7 兆円(平成 23 年)で野菜産地は大都市近郊に多く立地し、花き産地は暖地に多く立地している状況である。和歌山県は、現状においては果樹生産が多いが、上記の立地条件から野菜や花きは有望な品目であると考えている。また、本県における 1 戸当たりの経営面積は、全国と比較して小さく、小面積で収益確保できる施設園芸は特に重要であると認識している。

一方、野菜花き産地の課題とされている、燃油価格の高騰への対応や野菜の業務用需要に対応した産地育成、高品質、省力・低コストなどの産地対策の他、花きの需要拡大対策及び燃油価格の高騰に対応した省エネ対策は特に必要と考えられている。

上述の野菜花き産地の課題の対策を行うために補助金が創設されたものであり、当該補助金には野菜花き産地総合支援事業補助金及び野菜契約取引安定基金事業補助金があり、平成 26 年度の各補助金の交付件数及び交付実績額は以下の通りである。

補助金の名称	交付件数	交付実績額
野菜花き産地総合支援事業補助金	25 件	168,906 千円
野菜契約取引安定基金事業補助金	1 件	383 千円
合 計	26 件	169,289 千円

【野菜花き産地総合支援事業補助金】

野菜花き産地の拡大と活性化を図るため、野菜花き産地総合支援事業を実施する団体及び当該団体が行う事業を補助する市町村に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものである。

補助金対象である事業実施主体は、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、農業生産法人並びに原則として3戸以上の農業者等をもって組織する団体並びにこれらの団体を主たる構成員とする協議会及びその他知事が認める団体である。

補助対象事業は野菜花き産地構造計画書に基づいた取組を進めるため、事業実施主体が行う整備事業又は推進事業（要綱に規定されている事業）及び要綱規定の整備事業及び推進事業を行う事業実施主体に対して市町村が行う補助事業であって、以下の補助率又は1事業実施主体当たりの上限額を超える額の補助を行う。

（補助対象経費、補助率及び補助金の額）

	1 事業実施主体当たりの上限額（右記を除く）	省エネ対策又はハウス整備に取り組む場合	補助対象期間
補助金の上限額	1,000 万円以内	2,500 万円以内	2 年を限度

事業	対策区分	補助対象経費	補助率
整備事業	省エネ	循環送風機、多重カーテン、ヒートポンプ等	1/3 以内
	高品質	遮光（遮熱）ネット、ミスト装置等	
	省力・低コスト	播種機、育苗施設、定植機等	
	流通	予冷、保冷库、選別機等	
	複合経営産地育成	ハウスの導入	
	その他知事が特に必要と認めたもの		
推進事業	推進事業	研修会開催、展示圃設置、通いコンテナリース等	1/2 以内
	その他知事が特に必要と認めたもの		

整備事業のうち、省エネ対策は、燃油価格の高騰の影響を受けにくい構造への早期転換を促す必要性から平成 25 年の補正予算から2年間に限り、補助率を1/2に引き

上げている。

【野菜契約取引安定基金事業補助金】

業務用野菜の産地化を推進するため、一般社団法人和歌山県野菜価格安定基金協会（以下「基金協会」という。）が行う補給金の交付に充てるための資金の造成事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものである。

補助金交付対象となる事業は、基金協会が行う野菜契約取引安定基金事業（数量確保補給金交付型※1、市場価格反映補給金交付型※2）である。

※1 数量確保補給金交付型：

あらかじめ締結した対象野菜の取引契約（天候その他やむを得ない事由により供給すべき当該野菜に不足が生じた場合に、これと同一の種類に属する野菜を供給することを内容とするものに限る。）に基づき当該野菜を確保する必要がある場合において、その共同出荷組織等に対し、その確保に要した費用を対象に一定の範囲内で補給金を交付する事業。

※2 市場価格反映補給金交付型：

あらかじめ締結した対象野菜の取引契約に基づく供給と同じ期間の当該野菜の市場販売価格が高騰した場合において、その共同出荷組織等に対し、その上昇率に応じて一定の範囲内で補給金を交付する事業。

2. 監査の結果及び意見

(1) 計画（目標）と実績の進捗管理について

① 計画（目標）と実績の進捗管理に関する現状

農業協同組合は、野菜花きの作付面積等の目標と目標を実現するための具体的方策を記載した野菜花き産地構造計画書（5ヵ年計画）を作成し、知事の認定を受けている。

その野菜花き産地構造計画書に位置づけられた方策を実施しようとする事業実施主体は、野菜花き産地総合支援事業全体計画書（最長2ヵ年計画）を作成し、知事の承認を受け、補助事業を実施している。

事業完了後、事業実施主体から補助事業等実績報告書による報告を受け、野菜花き産地総合支援事業全体計画書に対する実績を把握している。また、野菜花き産地構造計画の実績は、農業協同組合から目標年度終了後に報告を受けることとなっているが、計画期間途中段階においては進捗状況等の報告は受けていない。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

- i) 産地構造計画に対する実績が把握できる様式により実績報告を受け、補助金交付の効果を把握・評価すべき

野菜花き産地構造計画の実績は、計画策定主体である農業協同組合から、目標年度終了後に報告を受けることとなっているが、計画期間途中において進捗状況を把握していないため、野菜花き産地構造計画にそって補助金の効果が適切に表れているかを適時に確認することができない。

このため、計画実施期間中にも進捗状況に関する報告を受け、補助金交付の効果について把握・評価すべきである。

【47】和歌山版農地活用総合支援事業費補助金

所管部局／課室名	部局名	農林水産部	課室名	経営支援課		
補助金等の名称	和歌山版農地活用総合支援事業費補助金					
補助金等の目的	農地賃貸借等による担い手への利用集積を促進することにより、果樹産地の維持と発展及び耕作放棄地の発生防止を図る。					
補助金等の分類	<input type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 施設運営費補助 <input type="checkbox"/> 施設整備事業補助 <input type="checkbox"/> イベント等補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> その他(個人に対する補助等)					
補助金等の期間	補助開始年度	平成 26 年度	補助終了(予定)年度	平成 28 年度		
	終期の定め	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	和歌山版農地活用総合支援事業費補助金交付要綱 和歌山版農地活用総合支援事業実施要領					
補助金等の概要						
対象経費	補助対象事業の実施に要する経費					
交付先	市町村					
補助率	対象経費の最大 10/10					
補助金等に係る 事務コスト	年間延べ人数 (単位：人)	1.0	概算人件費 (単位：千円)	8,000		
過去 5 年間の交付実績額等の推移及び平成 27 年度予算額 (単位：千円)						
	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
当初予算額					13,200	16,500
最終予算額					15,200	
交付実績額					15,168	
交付件数 (単位：件)	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
					14	(予定)15

1. 補助金の概要

農家の減少や就業者の高齢化とともに耕作放棄地が増加する中、担い手への農地の利用集積を促進することにより、果樹産地の維持・発展及び耕作放棄地の発生防止を図るため、和歌山版農地活用総合支援事業を実施する市町村に対し、予算の範囲内で交付するものである。

補助金の交付額は、対象農地 1 アールあたり 2 千円に、傾斜度 15 度以上の農地にあつては 1 アールあたり 3 百円を加算した額に、対象農地の面積を乗じて得た額とする。

2. 監査の結果及び意見

(1) 支出内容の正確性・妥当性の確認について

① 支出内容の正確性・妥当性の確認に関する現状

年度終了時において交付先より実績報告書を受領する際には、実績報告書に記載された補助金の使途の正確性・妥当性を確かめるため、支出に関する請求書や領収書等の証憑を確認する必要があると考えられるが、所管課では実績報告書について形式面のチェックや前年度実績からの増減状況等を把握するのみで、詳細な支出内容のチェックまでは行われていない。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 支出に関する証憑を入手すると共に、必要に応じて現地調査を実施すべき

現状は、支出金額の根拠となる請求書、領収書等の証憑を確認しておらず、支出金額の正確性や妥当性の確認が十分に行われていない。実際に関係資料や証憑の閲覧等を実施しなければ正確な実態把握は困難であるため、実績報告書とともに、支出に関する証憑の提出を求めることや、必要に応じて現地調査を実施する等の対応が必要である。

なお、実施事項や実施結果は事後に確認できるよう、具体的に記載した書面等を保管しておく必要がある。

【48】 林業担い手社会保障制度等充実対策事業補助金

所管部局／課室名	部局名	農林水産部	課室名	林業振興課		
補助金等の名称	林業担い手社会保障制度等充実対策事業補助金					
補助金等の目的	林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく「和歌山県林業労働力の確保の促進に関する基本計画」で定めた、林業労働者の社会保障の充実、長期雇用支援を目的とする。					
補助金等の分類	<input type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 施設運営費補助 <input type="checkbox"/> 施設整備事業補助 <input type="checkbox"/> イベント等補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> その他(個人に対する補助等)					
補助金等の期間	補助開始年度	平成 10 年度	補助終了(予定)年度	—		
	終期の定め	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無				
根拠法令等の名称(法律、条例、要綱等)	林業担い手社会保障制度等充実対策事業補助金交付要綱 林業担い手社会保障制度等充実対策事業実施要綱 林業担い手社会保障制度等充実対策事業実施要綱					
補助金等の概要						
対象経費	退職金共済、雇用保険等社会保障制度に対する事業主負担経費					
交付先	和歌山県森林組合連合会、市町村					
補助率	対象経費の最大 1/4～1/5					
補助金等に係る事務コスト	年間延べ人数(単位：人)	0.9	概算人件費(単位：千円)	7,200		
過去 5 年間の交付実績額等の推移及び平成 27 年度予算額 (単位：千円)						
	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
当初予算額	25,649	23,637	21,731	21,275	24,188	23,575
最終予算額	18,474	17,260	19,724	19,527	20,481	
交付実績額	17,253	15,935	18,110	18,038	18,192	
交付件数(単位：件)	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	12	12	12	12	12	(予定)12

1. 補助金の概要

林業担い手社会保障制度等充実対策事業補助金は、林業事業者の体質強化を図り、林業労働者の社会保障の充実を促進し、もって林業労働力の育成確保に資することを目的として、市町村及び和歌山県森林組合連合会（以下「県森連」という。）が実施する林業担い手社会保障制度等充実対策事業に要する経費に対し、予算の範囲内で交付するものである。

事業ごとの具体的な補助対象経費や補助率は以下の通りである。

事業区分	補助対象経費	補助率
1 林業退職金制度加入促進事業		
(1) 林業退職金共済事業	林業退職金共済契約を締結する中小企業 林業事業者が当該契約に基づき支払う掛金	1/5 以内
(2) 中小企業退職金共済	中小企業退職金共済契約を締結する中小	1/5 以内

事業	企業林業事業体のうち認定事業主が当該契約に基づき支払う掛金	
2 林業社会保険制度加入促進事業	雇用保険、健康保険及び厚生年金の保険料・掛金のうち認定事業主の負担となる経費	1/5 以内
3 林業労働者任意災害補償保険助成事業	認定事業主が負担する任意労災保険の保険料	1/4 以内
4 間伐材増産専従担い手支援事業	事業の対象となる作業班員又は現業職員が協定に基づく低コスト施業の従事に係る基本給与又は基本賃金(手当等は除く。)	1/4 以内

2. 監査の結果及び意見

(1) 交付申請書の添付書類について

① 交付申請書に関する現状

県の林業担い手社会保障制度等充実対策事業実施要領第5条第1項において、交付申請書等に添付する書類が定められているが、各補助対象事業区分の採択基準を満たしていることが分かる資料の添付を求めている。例えば、林業社会保険制度加入促進事業においては、下記のような採択基準が定められている。

- ・年就労日数がおおむね 220 日以上であり、低コスト事業に従事している日数が 60 日以上であること。
- ・健康保険被保険者であること。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 事業主負担の金額の根拠となる資料の提出を求めるべき

当該補助金は、交付申請が事業の実施後、つまり事業主が各種保険等の事業主負担分を支払った後にその一部を助成するものであり、事業主が実際に負担した金額に対して適切に補助金が交付される必要がある。

しかしながら、現状は、①に記載したとおり採択基準を満たしていることが分かる資料の添付を求めているため、事業主が保険料等を負担すべき対象者や金額が適切であるかどうか分からない状況となっている。

補助金の交付申請金額が適切であることを検証できるように、県森連及び市町村に対して、事業主から事業主負担の金額の根拠となる資料の提出を受け、当該資料を交付申請書に添付することを求める必要がある。添付を求める事業主負担の金額の根拠

資料としては、以下のものが考えられる。

- ・事業主の負担金額が分かる給与台帳等の写し
- ・被共済者証の写し
- ・雇用保険被保険者証の写し
- ・健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届の写し

【49】低コスト林業基盤整備サポート事業補助金

所管部局／課室名	部局名	農林水産部	課室名	林業振興課		
補助金等の名称	低コスト林業基盤整備サポート事業補助金					
補助金等の目的	低コストな木材生産と紀州材の安定供給体制の強化					
補助金等の分類	<input type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 施設運営費補助 <input type="checkbox"/> 施設整備事業補助 <input type="checkbox"/> イベント等補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> その他(個人に対する補助等)					
補助金等の期間	補助開始年度	平成 25 年度	補助終了(予定)年度	—		
	終期の定め	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無				
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	低コスト林業基盤整備サポート事業補助金交付要綱 低コスト林業基盤整備サポート事業実施基準					
補助金等の概要						
対象経費	作業道開設経費、高性能林業機械のレンタル経費					
交付先	森林所有者、森林組合、林業事業者					
補助率	定額又は補助対象経費の30%					
補助金等に係る 事務コスト	年間延べ人数 (単位：人)	2.2	概算人件費 (単位：千円)	17,600		
過去5年間の交付実績額等の推移及び平成27年度予算額 (単位：千円)						
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
当初予算額				56,500	59,810	73,329
最終予算額				31,387	59,810	
交付実績額				31,103	59,797	
交付件数 (単位：件)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
				12	14	(予定)15

1. 補助金の概要

計画的な間伐材の生産を推進するため、低コスト林業整備基盤サポート事業を行う者に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものである。

補助対象事業、補助対象経費等は以下の通りである。

事業区分	補助対象経費	事業主体	補助金額 又は補助率
1 中距離集材作業道の整備	開設経費	①森林所有者 ②森林組合	定額 (3,500 円/m)
2 簡易作業道の整備	開設経費	③林業事業者(木材業者登録(木材業)を行う者)	定額 (2,000 円/m)
3 高性能林業機械のレンタル	レンタル経費(回送費を除く。)	④素材生産実績がある者)	補助対象経費の30%

2. 監査の結果及び意見

(1) 成果指標の設定について

① 成果指標の設定に関する現状

補助金の目的達成度や効果を測定するためには、具体的な成果指標を設定すること

が必要であり、当該設定により補助金の有効性・必要性の検証が可能となるが、現状では具体的な成果指標が設定されていない。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 具体的な成果指標を設定し補助金の有効性・必要性を検証すべき

成果指標を設定しなければ補助金の目的達成度や効果の測定が不明確となる。間伐材の生産を推進するための補助金であることから、例えば中距離集材作業道及び簡易作業道の整備距離、間伐材の搬出実績等を具体的な成果指標として設定するとともに、事務事業評価調書等で補助金の有効性・必要性を検証すべきである。

【50】 紀の国森づくり基金活用事業補助金

所管部局／課室名	部局名	農林水産部	課室名	森林整備課		
補助金等の名称	紀の国森づくり基金活用事業補助金					
補助金等の目的	森林を県民の財産として守り育て、次の次代に引き継いでいくことを目的として、森林環境の保全及び森林と共生する文化の創造に関する施策に取り組む。					
補助金等の分類	<input type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 施設運営費補助 <input type="checkbox"/> 施設整備事業補助 <input checked="" type="checkbox"/> イベント等補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> その他(個人に対する補助等)					
補助金等の期間	補助開始年度	平成 19 年度	補助終了(予定)年度	平成 28 年度		
	終期の定め	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	紀の国森づくり税条例、紀の国森づくり基金条例 紀の国森づくり基金活用事業実施要綱、紀の国森づくり基金活用事業(公募事業)補助金交付要綱、紀の国緑育推進事業補助金交付要綱、市町村民の森事業補助金交付要綱、紀の国環境保全林整備事業補助金交付要綱、紀の国森づくり基金活用事業(森林公的管理)補助金交付要綱					
補助金等の概要						
対象経費	報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、資材費、原材料費、森林整備に係る作業経費、森林の購入費					
交付先	市町村、県内に事務所又は営業所を有する法人その他の団体、森林所有者、森林組合等、林業事業体等、森林整備法人等、特定非営利活動法人等、					
補助率	10/10 以内又は定額					
補助金等に係る 事務コスト	年間延べ人数 (単位：人)	8.6	概算人件費 (単位：千円)	68,800		
	過去 5 年間の交付実績額等の推移及び平成 27 年度予算額 (単位：千円)					
	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
当初予算額	225,326	311,282	317,190	331,250	346,550	352,800
最終予算額	225,326	307,427	280,029	236,062	287,932	
交付実績額	129,797	127,230	230,745	154,558	275,839	
交付件数 (単位：件)	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	117	124	176	87	107	(予定)126

1. 補助金の概要

水源のかん養、県土の保全等の公益的機能を有する森林から全ての県民が恩恵を受けているとの認識に立ち、森林を県民の財産として守り育て、次世代に引き継ぐことを目的として、平成 19 年 4 月 1 日より紀の国森づくり税を課すこととなった。当該税収入及びそれに伴い積み立てられた基金の運用益を財源として、森林を守り育て次世代に引き継いでいくために補助金を交付するものである。

平成 26 年度における紀の国森づくり基金活用事業の内訳は以下の通りである。

No.	事業名	平成 26 年度 交付実績額	事業内容
1	公募事業	17,746 千円	森林環境の保全及び森林と共生する文化の創造に関する事業を自ら企画立案し実施する団体等に対して補助金を交付するもの。
2	緑育推進事業	32,515 千円	森林環境の保全、森林を守り育てる意識の醸

No.	事業名	平成 26 年度 交付実績額	事業内容
			成及び森林総合利用の推進を図るため、それらを実施する市町村等に対し補助金を交付するもの。
3	市町村民の森事業	10,936 千円	地域住民及び専門家の意見を聴取し、将来の森林像を描きながら地域住民の力で育成・管理を行う市町村有林等を対象として補助金を交付するもの。
4	紀の国森林環境保全林整備事業	214,642 千円	森林環境の保全に寄与するため、間伐及び流木対策、放置竹林、里山等の整備を実施する市町村等に対し、補助金を交付するもの。
5	森林公的管理事業	0 千円	景観保全上重要な森林等を保全するため、その森林を買い上げる市町村に対し、補助金を交付するもの。

また、当該基金の認知度及び使途ニーズの把握や当初予算額と交付実績額の乖離等を検証するため、平成 22 年度に県民アンケートを実施している。その結果を反映し、公募事業を中心とした取組から間伐等の森林整備を中心とした紀の国森づくり基金森林環境保全林整備事業にウエイトをおいた事業展開にシフトしている。

なお、当該補助金に関連し、平成 24 年度に元田辺市議会議員と関係する団体・実行委員会や取引のあった団体・企業において、虚偽申請による補助金の不正受給が判明し、補助金交付決定の一部取消を行い、取消した部分に係る補助金の返還を命じている。当該不正受給を契機に補助金の制度を見直し、公募事業での市町村は補助対象外とし、県が取り組む施策の中で市町村が対応できるように事業の組み替えを行う等の対応を行っている。

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき意見はない。

【51】漁家経営改善対策事業補助金

所管部局／課室名	部局名	農林水産部	課室名	水産振興課		
補助金等の名称	漁家経営改善対策事業補助金					
補助金等の目的	卸売市場における販売手数料の引き下げ等、漁業者に対しての負担軽減措置を講じた漁協に対し、リストラや事業統廃合に要した借入金の償還を支援する					
補助金等の分類	<input type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 施設運営費補助 <input type="checkbox"/> 施設整備事業補助 <input type="checkbox"/> イベント等補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> その他(個人に対する補助等)					
補助金等の期間	補助開始年度	平成 24 年度	補助終了(予定)年度	平成 29 年度		
	終期の定め	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	和歌山県漁家経営改善対策事業補助金交付要綱					
補助金等の概要						
対象経費	卸売市場における漁業者の販売手数料引き下げによる負担軽減実績額					
交付先	水産業協同組合					
補助率	対象経費の 50%以内					
補助金等に係る 事務コスト	年間延べ人数 (単位：人)	0.2	概算人件費 (単位：千円)	1,600		
過去 5 年間の交付実績額等の推移及び平成 27 年度予算額 (単位：千円)						
	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
当初予算額			16,174	10,499	10,364	10,256
最終予算額			5,283	10,499	10,364	
交付実績額			5,282	10,471	10,363	
交付件数 (単位：件)	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
			1	1	1	(予定)1

1. 補助金の概要

漁業者の減少対策を講じる水産業協同組合（以下「組合」という。）に対して予算の範囲内で補助金を交付するものである。なお、新規の補助金交付申請の受付は平成 24 年度のみ（1 件：紀州日高漁業協同組合…期間 5 年）であるため、補助終了（予定）年度は平成 29 年度となっている。

補助対象事業は、卸売市場における手数料の引下げ受託販売又は石油製品に係る購買品の値引き販売など、漁業者の負担軽減を伴う組合経営の改革を目的とした事業が対象であり、補助金の額は、補助対象事業の運営を目的として組合が金融機関から借り入れた資金の内容に応じて下記の通りである。

区分	資金の内容	補助金の額	期間
事業改革資金	施設撤去費用、施設改修費用、機器・施設取得費用又は勸奨退職費用（上乘せ支給分）を融資目的とするもの	資金の償還に係る元金償還金、支払利息及び支払保証料の合計額に相当する金額	5 年

財務改善資金	上記に加え、退職給付費用を融資目的とするもの	資金の償還に係る支払利息、支払保証料の合計額に相当する金額	10年
--------	------------------------	-------------------------------	-----

なお、補助対象事業の運営を目的として、組合が金融機関から借り入れた資金を補助金額の上限とし、1年間に交付される補助金の合計額は、当該補助金の合計額の算定基礎となった期間における負担軽減実績額の2分の1を超えることができない。

2. 監査の結果及び意見

(1) 計画（目標）と実績の進捗管理について

① 計画（目標）と実績の進捗管理に関する現状

補助金の総額上限額（事業改善資金の場合は5年間）は、組合が作成した事業改善計画に基づき算定されているため、所管課は実績報告の中で事業改善計画に対する改善実施状況を確認し、計画の進捗状況を把握すべきである。

しかし、所管課は、各年度で実施した事業改善実施事項については、担当者レベルで電話及びメールにて回答を受けているものの、正式な実績報告という形では報告は受けていない。また、実績報告書の様式が事業改善計画における改善実施状況を確認できる様式とはなっておらず、計画の進捗状況を把握しづらい。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 実績報告において事業改善実施事項を記載し、計画（目標）と実績を対比することで、事業改善計画の進捗管理を行うべき

現状、実績報告の中で改善実施状況を記載していないため、事業改善計画の進捗状況を把握しづらく、所管課は組合の進捗管理を実施することが困難な状況にある。

このため、事業改善計画の実施状況が把握できるように実績報告書への記載を求めするなど、事業改善計画の進捗管理を適切に行うべきである。

【52】和歌山県市町村道路事業県費補助金

所管部局／課室名	部局名	県土整備部	課室名	道路保全課		
補助金等の名称	和歌山県市町村道路事業県費補助金					
補助金等の目的	知事は、道路整備の促進を図るため、道路事業を行う市町村に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。					
補助金等の分類	<input type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 施設運営費補助 <input type="checkbox"/> 施設整備事業補助 <input type="checkbox"/> イベント等補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> その他(個人に対する補助等)					
補助金等の期間	補助開始年度	平成2年度	補助終了(予定)年度	—		
	終期の定め	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無				
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	和歌山県市町村道路事業県費補助金交付要綱					
補助金等の概要						
対象経費	道路事業を行うために直接必要な工事費 (本工事費、用地費、物件補償費)					
交付先	市町村					
補助率	1 道路の新設及び改良 1/3 2 トンネル又は橋りょうの新設及び改良 4/10					
補助金等に係る 事務コスト	年間延べ人数 (単位：人)	1.4	概算人件費 (単位：千円)	11,200		
過去5年間の交付実績額等の推移及び平成27年度予算額 (単位：千円)						
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
当初予算額	95,970	95,970	95,970	95,970	95,970	95,970
最終予算額	95,970	95,970	95,970	95,970	95,970	
交付実績額	92,467	95,970	95,970	95,970	95,970	
交付件数 (単位：件)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	19	25	24	27	27	(予定)27

1. 補助金の概要

和歌山県市町村道路事業県費補助金は、道路整備の促進を図るため、道路事業を行う市町村に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものである。ここで言う道路事業とは、道路法に基づく道路で、以下のいずれかに該当する道路、橋りょう及びトンネルの新設又は改築をいう。

(1)	国道、県道等を補完するもの
(2)	国、県等の主要施策と関連し、整備を必要とするもの
(3)	その他公共事業に関連し、特に整備を必要とするもの

平成26年度における各道路事業費と補助額は以下の通りとなっている。各市町村からの要望を受け、所管課において各市町村担当者へヒアリングを行い、関連事業の進捗や完了年度等を考慮して優先度の高い事業から補助額を振り分けるという判断を行っている。

事業主体	路線名	事業費	県費（補助額）
海南市	七山26号線	1,050	350
	曾根田百垣内線	3,900	1,300
紀の川市	後田森東南北線	10,095	3,365
	東60号線	531	177
	東3号線	6,372	2,124
岩出市	下中島堤防線	28,998	9,666
	山水栖線	27,306	5,788
橋本市	馬場茂原線外1線	10,500	3,500
九度山町	23号線	7,500	2,500
広川町	南広西15号線	10,500	3,500
御坊市	新町通線	4,500	1,500
由良町	3号線	9,000	3,000
	56号線	750	250
美浜町	和田小池前1号線	8,019	2,673
	田井13号線	6,231	2,077
日高川町	皆瀬打尾線	9,000	3,000
	中江川線	7,500	2,500
	若野入野線	7,500	2,500
	三百瀬西回り線	7,500	2,500
みなべ町	拝殿東中小路線	22,710	7,570
印南町	古井丹生線	39,000	13,000
田辺市	和田平線	14,313	4,771
	下湯川戻瀬線	10,041	3,347
白浜町	樽ヶ峰権現谷線	30,000	10,000
串本町	二色くじの川1号線	6,000	2,000
新宮市	南丸山2号線	2,736	912
北山村	上滝下滝線	6,300	2,100
合計		297,852	95,970

(出所：県からの受領資料)

2. 監査の結果及び意見

(1) 成果指標の設定について

① 成果指標の設定に関する現状

補助金の目的達成度や効果を測定するためには、具体的な成果指標を設定することが必要であり、当該設定により補助金の有効性・必要性の検証が可能となるが、現状では具体的な成果指標が設定されていない。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 具体的な成果指標を設定し補助金の有効性・必要性を検証すべき

成果指標を設定しなければ補助金の目的達成度や効果の測定が不明確となる。道路整備の促進を目的とする補助金であることから、例えば長期的な整備延長計画を設定し、各年度の進捗率等を具体的な成果指標として設定するとともに、事務事業評価調書等で補助金の有効性・必要性を検証すべきである。

(2) 再交付時の公平性の確保について

① 再交付時の現状

当初の交付決定に基づき各市町村が行った道路事業について、年3回程度、補助額の見直しを行っている。具体的には、入札の結果等により工事費が少なくなり、不用となった補助金を他の事業に再配分している。

再配分の際は、公平性を担保するために県内の全市町村に変更交付申請を行う機会を与える必要があり、補助金を受けようとする者に対して、網羅的に情報を発信する必要がある。

平成26年度の再配分の過程を示す資料を閲覧したところ、県内のある市で不用となった補助金が、当初の計画には無かった同市の他の道路事業費の補助金として振り替えられていた。当該不用となった補助金の再配分について、県内の全市町村にメールにて通知し、変更交付申請の機会を与えたとのことであるが、当該周知メールは保存されておらず、周知していることを事後的に検証できない状況となっている。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 再配分の過程を事後的に検証できるよう適切に保存すべき

再配分に関する情報発信の過程が適切に保存されていなければ、当初交付時に市町村ごとに補助金の枠が与えられており、各団体の中で余った補助金を他の道路事業に配分して使い切っているような印象を与えかねない。和歌山県市町村道路事業県費補助金交付要綱の趣旨(第1条)、定義(第2条)によると、国道、県道等を補完する道路事業に対して補助を行うものであることから、県内の全ての道路事業の優先度を順位付けして補助金を再配分すべきであり、補助金が公平に再配分されていることを事後的に検証できるよう、再配分の過程を適切に保存すべきである。

【53】公益社団法人和歌山県体育協会補助金

所管部局／課室名	部局名	教育委員会	課室名	スポーツ課		
補助金等の名称	公益社団法人和歌山県体育協会					
補助金等の目的	① 国体及び同近畿ブロック大会への本県選手団の派遣に対する補助 ② 県体育協会が実施する「競技力の向上」、「生涯スポーツの振興」に係る事業費運営補助					
補助金等の分類	<input type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 施設運営費補助 <input type="checkbox"/> 施設整備事業補助 <input type="checkbox"/> イベント等補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> その他(個人に対する補助等)					
補助金等の期間	補助開始年度	① 平成 15 年度 ② 平成 23 年度	補助終了(予定)年度	—		
	終期の定め	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無				
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	公益社団法人和歌山県体育協会補助金交付要綱					
補助金等の概要						
対象経費	① 国民体育大会・近畿ブロック大会派遣事業に要する経費 ② スポーツ振興推進事業に要する経費					
交付先	公益社団法人和歌山県体育協会					
補助率	対象経費の最大 10/10					
補助金等に係る 事務コスト	年間延べ人数 (単位：人)	0.4	概算人件費 (単位：千円)	3,200		
過去5年間の交付実績額等の推移及び平成27年度予算額 (単位：千円)						
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
当初予算額	64,082	69,029	64,000	78,327	90,397	90,929
最終予算額	53,664	69,029	63,705	77,719	90,341	
交付実績額	52,659	65,276	63,705	77,193	90,341	
交付件数 (単位：件)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	1	1	1	1	1	(予定)1

1. 補助金の概要

当補助金はスポーツの振興を図るため、競技力の向上及び生涯スポーツの普及を目指す公益社団法人和歌山県体育協会（以下「体育協会」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものである。交付対象となる経費は、国民体育大会・近畿ブロック大会派遣事業に要する経費及びスポーツ振興推進事業に要する経費が対象となる。

補助金の交付対象となるそれぞれの事業における平成26年度の交付実績額は以下の通りである。

(単位：千円)

	補助対象事業	交付実績額
(1)	国民体育大会・近畿ブロック大会派遣事業	75,841
(2)	スポーツ振興推進事業	14,500

(1) 国民体育大会・近畿ブロック大会派遣事業補助金

国民体育大会・近畿ブロック大会に対して、県の選手団を派遣するための旅費等を

補助するものである。平成 26 年度においては、滋賀県で開催された近畿ブロック大会に 760 名、長崎県で開催された第 69 回国民体育大会に 468 名、群馬県で開催された第 70 回国民体育大会冬季大会スキー競技会に 26 名、スケート・アイスホッケー競技会に 32 名の県選手団を派遣している。

(2) スポーツ振興推進事業補助金

スポーツ振興推進事業は、「競技力の向上」と「生涯スポーツの振興」の 2 つを目標として実施される。「競技力の向上」とは、国民体育大会において、優秀な成績を収めるために、競技力の優秀な成年・少年種別を対象に計画的・継続的な選手強化対策事業を推進するとともに、スポーツグラウンド、ライフル射撃場、テニスコート等の所管施設管理運営を行い、これらに必要な経費を補助するものである。平成 26 年度の費目としては、国民体育大会の視察激励者（体育協会の理事等）に係る旅費交通費が補助対象経費の大半を占めている。

2. 監査の結果及び意見

(1) 変更申請書類の未提出について

① 変更申請書類の未提出に関する現状

公益社団法人和歌山県体育協会補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）によると、第 4 条（1）及び第 5 条において、補助事業費額の 20% 超の増減額の経費配分の変更を行う場合は、補助金変更承認申請書、変更事業計画書及び変更収支予算書を提出しなければならない旨が定められている。

平成 26 年度の体育協会の収支決算書を確認したところ、旅費交通費は補助事業費予算額の 20% を超える増額配分が行われていたが（当初予算額は 2,200 千円、決算額は 5,459 千円）、交付要綱で定める変更申請書類が提出されていなかった。

② 監査の結果

i) 変更申請書類の提出を求めるべき

交付要綱の定めに従い、補助事業費予算額の 20% を超える増額配分を行う場合には、変更申請書類の提出を求め、県のチェック機能を有効に働かせることが必要である。

③ 意見

特に記載すべき事項はない。

(2) 事業計画及び実績報告について

① 事業計画書及び実績報告に関する現状

当該補助金を受領するに当たり、体育協会は事業計画書を作成している。事業計画書には体育協会が実施する事業についての記載はあるものの、事業の実施回数や時期に関する記載が行われていないものが大半である。また、体育協会は複数の補助金を受領しているものの、事業計画書の各事業名にはどの補助金で行われる事業であるか示されていない。

事業終了後に協会から受領する実績報告についても、事業の実施回数等が記載されておらず、計画通りに事業が実施されたかどうか判断ができない。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 事業計画書及び実績報告に事業の実施回数や実施時期の記載を求めるべき

体育協会は補助金の交付要綱に基づき事業計画書及び実績報告を作成しているものの、内容が不明確である。

例えば、旅費交通費について、平成 26 年度の長崎国体に出場する選手の視察激励を目的に、体育協会の役員や関係者に対する旅費交通費に対し補助金が支給されているが、事業計画書において、具体的な人数や日数等が記載されておらず、実績報告についても同様に記載されていないため、計画通りの事業が実施されたかどうか判断ができない。

特に(1)に記載の通り、平成 26 年度の旅費交通費においては、県の承認無く 3,259 千円の予算の増額振替が行われている。所管課担当者に確認したところ、「当初の予定(当初予算 600 千円)以外に長崎国体の視察激励に係る旅費が必要となったため、他の予算から振り替えて支出した」旨の回答を得たが、多額の予算振替を行ってまで実施した長崎国体への視察激励について、実績報告には記載されていなかった。

このような現状では、本補助金で実施すべき全ての事業が当初の計画どおりに実施されたかどうか判然とせず、補助金が適正に執行されていることを十分に確認できない。

したがって、補助金が適正に執行されたことを明らかにするため、事業計画書及び実績報告に事業の実施回数や実施時期等の記載を求め、県はその内容を確認すべきである。

(3) 実績報告書の提出日について

① 実績報告書の提出日に関する現状

交付要綱によると、第4条(2)において、「補助事業が完了した場合は、その日から30日以内または翌年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告をしなければならない。」とされている。しかし、平成26年度における当該事業に関する実績報告書の提出日は平成27年4月30日となっており、最終期限である平成27年4月10日の期限を過ぎて提出されている。

② 監査の結果

i) 実績報告書の提出期限の遵守を徹底すべき

交付要綱の定めに従い、提出期限を再度周知して、期限通りの書類提出を求めるよう徹底すべきである。

③ 意見

特に記載すべき事項はない。

【54】和歌山県体育・スポーツ振興事業補助金（平成27年度全国高等学校総合体育大会開催準備事業）

所管部局／課室名	部局名	教育委員会	課室名	高校総体推進課		
補助金等の名称	和歌山県体育・スポーツ振興事業補助金 （平成27年度全国高等学校総合体育大会開催準備事業）					
補助金等の目的	高等学校の体育・スポーツの振興に係る平成27年度全国高等学校総合体育大会実施に向けた開催準備					
補助金等の分類	<input type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 施設運営費補助 <input type="checkbox"/> 施設整備事業補助 <input type="checkbox"/> イベント等補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> その他（個人に対する補助等）					
補助金等の期間	補助開始年度	平成25年度	補助終了（予定）年度	平成27年度		
	終期の定め	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無				
根拠法令等の名称 （法律、条例、要綱等）	和歌山県体育・スポーツ振興事業補助金交付要綱					
補助金等の概要						
対象経費	定め：なし					
交付先	平成27年度全国高等学校総合体育大会和歌山県実行委員会					
補助率	定め：なし					
補助金等に係る 事務コスト	年間延べ人数 （単位：人）	0.2	概算人件費 （単位：千円）	1,600		
過去5年間の交付実績額等の推移及び平成27年度予算額（単位：千円）						
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
当初予算額				22,900	70,394	318,605
最終予算額				22,900	70,394	
交付実績額				19,945	70,394	
交付件数 （単位：件）	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
				1	1	（予定）1

1. 補助金の概要

県の体育・スポーツに関係する団体が、体育・スポーツ活動の振興を図るために行う事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものである。本件は平成27年度に和歌山県を幹事県として近畿6府県で開催する全国高等学校総合体育大会実施に際し、平成27年度全国高等学校総合体育大会和歌山県実行委員会が設置され、県内で開催する総合開会式と陸上競技・剣道・ヨットの3競技の開催実施に向けた準備推進のために当該補助金を交付している。なお、平成27年度全国高等学校総合体育大会和歌山県実行委員会における全ての経費を補助対象としている。

2. 監査の結果及び意見

(1) 実行委員会における監事の独立性の確保について

① 監事の独立性に関する現状

実行委員会会則では、「監事は大会の開催に係る機関及び団体の役職員等のうちから会長が委嘱する」と定め、関係機関及び団体の職員である県会計局会計課長及び和歌山市会計管理者が監事に就任している。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

- i) 監事のうち少なくとも1名は大会の開催に関係する機関及び団体の役職員等以外の者が就任することが望ましい

所管課担当者に聴取したところ、参考にした他団体の実行委員会会則においても「監事は大会の開催に関係する機関及び団体の役職員等のうちから会長が委嘱する」と定められており、かつ大会の開催に関係する機関及び団体の役職員以外の者に監事の就任を依頼すると報酬等の費用負担が生じることに鑑み、関係機関及び団体の職員である県会計局会計課長及び和歌山市会計管理者が監事に就任したとの回答があった。

しかしながら、実行委員会における全ての経費が補助対象であり、かつ実行委員会の事務局運営は所管課職員が行っている状況下では、実行委員会の会計監査・業務監査を担う監事の独立性の確保は重要である。よって監事のうち少なくとも1名は大会の開催に関係する機関及び団体の役職員等以外の者が就任することが望まれる。

【55】和歌山県体育・スポーツ振興事業補助金（全国高校総体ヨット競技固定開催推進事業）

所管部局／課室名	部局名	教育委員会	課室名	高校総体推進課		
補助金等の名称	和歌山県体育・スポーツ振興事業補助金 （全国高校総体ヨット競技固定開催推進事業）					
補助金等の目的	平成 27 年度から本県で固定開催予定の全国高校総体ヨット競技の円滑な開催と海やセーリングに親しむ事業の充実					
補助金等の分類	<input type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 施設運営費補助 <input checked="" type="checkbox"/> 施設整備事業補助 <input type="checkbox"/> イベント等補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> その他(個人に対する補助等)					
補助金等の期間	補助開始年度	平成 26 年度	補助終了(予定)年度	平成 26 年度		
	終期の定め	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無				
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	和歌山県体育・スポーツ振興事業補助金交付要綱					
補助金等の概要						
対象経費	定め：なし					
交付先	公益社団法人和歌山県体育協会					
補助率	定め：なし					
補助金等に係る 事務コスト	年間延べ人数 (単位：人)	0.2	概算人件費 (単位：千円)	1,600		
過去 5 年間の交付実績額等の推移及び平成 27 年度予算額 (単位：千円)						
	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
当初予算額					12,983	
最終予算額					12,983	
交付実績額					12,982	
交付件数 (単位：件)	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
					1	

1. 補助金の概要

県の体育・スポーツに関係する団体が、体育・スポーツ活動の振興を図るために行う事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものである。本件は平成 27 年度から全国高等学校総合体育大会ヨット競技大会が和歌山県で今後 10 年間固定開催されることから、同大会の主管団体である県セーリング連盟を所管する公益社団法人和歌山県体育協会（以下「体育協会」という。）が艇及び浮桟橋を整備することになり、その一部を本県が補助するため、大会前年度に単年度事業として新設されたものである。なお、体育協会が行う艇及び浮桟橋の整備に係る全ての経費を補助対象としている。

2. 監査の結果及び意見

(1) 現地調査での実施事項及び実施結果の文書化について

① 現地調査における実施事項及び実施結果の文書化に関する現状

交付先である体育協会から提出された実績報告書（収支計算書等）の内容の正確性・妥当性等を確かめるため、所管課担当者が体育協会に出向き、関係資料や証憑の閲覧等の現地調査を実施したとのことであるが、現地調査での実施事項及び実施結果が書

面等で保管されていない。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 現地調査での実施事項及び実施結果を書面等で保管すべき

現地調査での実施事項及び実施結果を書面等で保管していない場合、何を実施しその結果がどうであったか事後に確認できないことになる。また、実施事項をあらかじめ定めておくことにより、所管課担当者が交代した場合でも、実施事項の漏れや失念を防止する効果が期待できる。よって、現地調査での実施事項及び実施結果を具体的に書面等で保管すべきである。

以上

和歌山県報

平成二十八年四月十五日

号外

別冊